

ISBN978-4-88788-051-1

IGES

2008年アジアの環境重大ニュース



# 2008 アジアの 環境重大ニュース

Top News on the Environment in Asia



財団法人 地球環境戦略研究機関



Printed on 70% recycled paper and 30% eco-pulp

財団法人 地球環境戦略研究機関



財団法人 地球環境戦略研究機関

## 2008年アジアの環境重大ニュース

ISBN : 978-4-88788-051-1

発 行 : 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)  
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11  
Tel: 046-855-3720 Fax: 046-855-3709  
E-mail: iges@iges.or.jp  
URL: <http://www.iges.or.jp>

表紙写真提供 : J.Tsogtbaatar / Sangam Shrestha / 山西芳志子  
翻 訳 協 力 : 株式会社ビッグアビリティィ ワードマン事業部  
印 刷 : 文明堂印刷株式会社

この出版物の内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。

©2009 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.

2008  
アジアの  
環境重大ニュース

Top News on the Environment in Asia



---

## 目 次

2008年アジアの環境重大ニュース—概要 .....	1
■ アジア太平洋地域 ■ .....	6
財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)	
1. 適応策の効果に関する議論が活発化	
2. クリーン開発メカニズム (CDM) の国連登録数が減速?	
3. REDDを巡るパイロットプロジェクトの動き	
4. シンガポール国際水週間2008の開催	
5. 東アジア地域における循環型社会形成への取り組みの進展	
6. G8環境大臣会合が神戸市で開催	
7. 韓国で環境教育促進法が制定	
8. 東アジア地域環境協力に関する研究ネットワークの強化	
9. 農業とエネルギー：見直されるバイオ燃料の役割	
10. 一次産品価格と為替相場の変動に翻弄されるアジア	
■ アジア太平洋地域 ■ .....	10
サトワント・カウル—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)	
1. 気候変動を引き起こす褐色雲：UNEPが新たな報告書を発表	
2. アジア太平洋諸国がオゾン層破壊物質全廃に向けて大きく前進	
3. 本格化するウミガメ保護活動	
4. 東アジア海域の海洋ごみ対策キャンペーン：世界で最も海洋ゴミに汚染されている地域	
■ 中央アジア地域 ■ .....	13
スラヨ・プラトヤー—中央アジア地域環境センター (CAREC)	
1. CARECの環境広報キャンペーンがスタート	
2. 未来の環境リーダーの育成	
3. 農村地域への飲料水プロジェクト	
4. 「環境と持続可能な開発」が必修科目に	
■ オーストラリア ■ .....	15
ピーター・ウッズ—オーストラリア連邦政府環境・水資源・国家遺産・芸術省	
1. 気候変動及び温室効果ガス排出削減への取り組み	
2. エネルギー効率の向上	
3. 気候変動に関する地域間協力	
4. 「未来のための水」計画の策定	
5. 「わが国のためのイニシアティブ」の開始	
6. 世界遺産活動への貢献	
■ バングラデシュ ■ .....	18
カンダカ・メヌディン—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)	
1. 大気汚染が死亡と罹患の主要因	
2. 気候変動に関するダッカ宣言：SAARC閣僚会合で多角的対策を協議	
3. アティク・ラーマン博士が「2008年度UNEP地球大賞」を受賞	
4. 悪化する地下水ヒ素汚染の問題	
5. 英国が7,500万ポンドの資金援助を表明	
■ ブータン ■ .....	21
ドルジ・ペンジョール—国立ブータン研究所	
1. 新しい国立公園の建設	
2. ティンブーにSAARC森林センターを設置	
3. 炭素取引への関心の高まり	
4. 21種の鳥がブータンで発見	
5. トラとユキヒョウの生息地の重複	
6. ブータンのゴミ事情	

---

<p>■ <b>カンボジア</b> ■ ..... 24</p> <p>キュー・ムットーカンボジア王国政府環境省</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開発計画担当者と化学物質管理担当者との相互理解促進のための地域ワークショップ</li> <li>2. 第2回3Rナレッジ・ハブに関する地域ワークショップ及び第2回有害固形廃棄物管理に関するテーマ別作業部会</li> <li>3. 廃棄物管理の3R国家戦略</li> </ol>	24
<p>■ <b>中国</b> ■ ..... 26</p> <p>常 杪—清華大学環境学部環境管理と政策研究所</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北京オリンピックの開催により中国の環境が改善</li> <li>2. 循環経済促進法が成立</li> <li>3. 水汚染防止法の改訂</li> <li>4. 環境経済政策ロードマップの実施</li> <li>5. 環境産業への投資が活発化</li> </ol>	26
<p>■ <b>フィジー</b> ■ ..... 29</p> <p>ビマン・チャンド・ブラサド—南太平洋大学経済ビジネス学部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 内陸・海岸・海洋の水質汚染</li> <li>2. 悪化する固形廃棄物処理問題</li> <li>3. 森林の減少</li> <li>4. 沿岸・海洋資源の枯渇</li> <li>5. 気候変動の影響</li> <li>6. 排水処理システムの不備</li> </ol>	29
<p>■ <b>インド</b> ■ ..... 32</p> <p>カリパダ・チャテジー—ウィンロック・インターナショナル・インド</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気候変動に関する国家行動計画（NAPCC）を発表—8つの国家ミッションを策定</li> <li>2. エネルギー安全保障に向けた原子力協定</li> <li>3. 気候変動と生物多様性：東ヒマラヤ山麓のシャクナゲ保全プロジェクト</li> </ol>	32
<p>■ <b>インドネシア</b> ■ ..... 34</p> <p>アニ・マルディアストゥティ—ボゴール農科大学森林学部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インドネシア警察が過去最大規模のセンザンコウ密輸事件を摘発</li> <li>2. 「幻のシカ」を発見</li> <li>3. 第5回IOSEA総会がバリで開催</li> <li>4. チャールズ皇太子がハラパン熱帯雨林を訪問</li> <li>5. スマトラトラが国立公園に移送される</li> </ol>	34
<p>■ <b>日本</b> ■ ..... 38</p> <p>原嶋洋平—拓殖大学</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地球温暖化問題と洞爺湖サミット</li> <li>2. リサイクル制度の危機</li> <li>3. 国内排出量取引制度をめぐる論争</li> <li>4. 観光と環境</li> <li>5. 生物多様性基本法</li> </ol>	38
<p>■ <b>韓国</b> ■ ..... 40</p> <p>ユン・ソウォン—国立環境研究院</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ラムサールCOP10が韓国で開催：地球規模の湿地保全に向けて大きな第一歩</li> <li>2. 「CleanSYS」企業に対し大気汚染物質排出課徴金の基本料を免除</li> <li>3. 燃料品質基準が大気汚染削減に貢献</li> <li>4. 「グリーン成長」へのチャレンジ</li> </ol>	40

<p>■ <b>ラオス</b> ■ ..... 42</p> <p>ニョーバンサイ・ソムシー—ラオス国立大学森林学部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 深刻化するメコン川の洪水</li> <li>2. 森林教育の成果と課題</li> <li>3. 好調な経済成長</li> <li>4. 土地をめぐる紛争の解決</li> <li>5. 1976年から現在までの気候の推移</li> </ol>	42
<p>■ <b>マレーシア</b> ■ ..... 44</p> <p>ノーハヤティ・ムスターファー—マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 活発化する気候変動への取り組み</li> <li>2. 気候変動対策と足並みを揃えるエネルギー・イニシアティブ</li> <li>3. サバ州は生物多様性保護の最前線</li> <li>4. 持続可能な水の確保</li> <li>5. 煙霧問題</li> </ol>	44
<p>■ <b>モンゴル</b> ■ ..... 47</p> <p>J・ツォクトバートル—モンゴル科学アカデミー・地生態学研究所</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ウランバートルの空に舞う大量の有害物質</li> <li>2. セレンゲ川流域の統合的水管理</li> <li>3. モンゴルの馬「タキ」が増加</li> <li>4. 砂漠化の脅威にさらされるモンゴルの伝統文化</li> </ol>	47
<p>■ <b>ミャンマー</b> ■ ..... 50</p> <p>ウー・ティン・タン—世界自然保護基金 (WWF) 拡大メコン・タイププログラム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 未曾有の自然災害で20万人が犠牲に</li> <li>2. ミャンマーに不可欠な持続可能な漁業</li> <li>3. 象牙取引で野生ゾウが絶滅の危機に</li> <li>4. マングローブ林の拡大を求めるミャンマー国民</li> <li>5. 生物多様性豊かな国土に深刻な脅威を与えるゴム園</li> </ol>	50
<p>■ <b>ネパール</b> ■ ..... 57</p> <p>アマル・マナングルー—ネパール環境と経済開発協会 (SEEDネパール)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 世界の科学者が注目するエベレスト氷河の融解</li> <li>2. 大きな成果をあげている炭素取引</li> <li>3. 有害廃棄物リストの作成</li> <li>4. 裁判所が農薬の適切な管理を命令</li> </ol>	57
<p>■ <b>ニュージーランド</b> ■ ..... 60</p> <p>ピーター・クーウェンホーベン—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相乗的な環境保護価値の発見</li> <li>2. バイオセキュリティ：土地利用の変化と気候変動がもたらす二重の脅威</li> <li>3. ニュージーランドが2008年世界環境デーのホスト国に</li> <li>4. グリーンな飛行を目指すニュージーランド航空</li> </ol>	60
<p>■ <b>パキスタン</b> ■ ..... 63</p> <p>ムシタク・アハマド・メモン</p> <p>—国連環境計画 (UNEP) 技術・産業・経済局 (DTIE) 国際環境技術センター (IETC)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. パキスタン政府が新環境相を任命</li> <li>2. カラチ市の廃棄物管理対策</li> <li>3. 水部門における能力開発及び諮問サービスプロジェクト</li> </ol>	63

<b>■ パプアニューギニア ■</b> .....	65
ナウス・カマルーパプアニューギニア・エコフォレストリー・フォーラム (PNGEFF)	
1. 炭素取引制度への道を歩む前に	
2. 木材産業の劣悪な労働環境	
3. 最高裁がリンブナン・ヒジャウ社の森林伐採権を違法と判断	
4. 世界自然保護基金 (WWF) がエコ起業を推進	
<b>■ フィリピン ■</b> .....	69
マーリン・M・マガローナーフィリピン大学法学部	
1. フィリピン初の環境裁判所が誕生	
2. フィリピン固有の動物の半数以上が絶滅の危機に	
3. 世界の渡り鳥が集うカンダバ湿地	
4. 捕獲され食べられた国鳥フィリピンワシ	
5. 論争が続く日・フィリピン経済連携協定 (JPEPA)	
<b>■ ロシア ■</b> .....	71
アナトリー・レベデフー地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)	
1. 新森林法をめぐる大混乱	
2. 地元住民の厳しい目にさらされるシベリア横断石油パイプライン建設	
3. 再復活した大規模ダム建設プロジェクト	
4. 国内における新たな原発計画	
5. バイカルスク製紙工場が操業を停止	
<b>■ シンガポール ■</b> .....	74
ケン・リャン・コーシンガポール国立大学法学部	
1. シンガポールの新たな交通システム	
2. 水道水の質に関する環境公衆衛生規則 (2008年)	
3. 新貯水池「マリーナ・バラージ」が完成	
4. 気候変動とエネルギー効率	
5. シンガポール=天津エコシティの策定	
6. 第9回環境税世界会議 (GCET) が開催	
7. 2008年に出版された主要な著書・論文等	
<b>■ スリランカ ■</b> .....	77
ナラカ・グナワルデンーTVEアジア・パシフィック	
1. 新国際空港の建設地が変更	
2. 最高裁が環境税差し止めを命じる	
3. 排ガス検査の義務化	
4. 生息地消失の危機	
<b>■ タイ ■</b> .....	79
クアンルディー・チョティチャナタエウォン／ナタポール・ソングプリューータイ環境研究所	
1. 国立公園を民営化？	
2. 深刻な海岸侵食問題	
3. 地球温暖化と気候変動に対するタイ国民の高い意識	
<b>■ ベトナム ■</b> .....	81
トラン・ヴァン・ニアンーハノイ工科大学環境科学技術大学院	
1. 気候変動への国家的対応	
2. 国会が生物多様性法を制定	
3. 環境法違反企業への罰則強化	
<b>あとがき</b> .....	83
<b>アジアの環境重大ニュースのこれまでのニュース</b> .....	84

## 2008年アジアの環境重大ニュース—概要

財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）では、アジア太平洋地域の環境問題や持続可能な社会の形成へ向けた動きを紹介することを目的として、環境問題と環境政策の動向を収集・整理し、1998年から毎年、アジア太平洋地域における環境重大ニュースとして公表している。

2008年のアジアの環境重大ニュースでは、3機関、24ヶ国から合計127件のニュースを収集することができた。これらのニュースは、必ずしも各国や機関等の公式見解ではないが、環境分野の協力機関または各国の専門家によって選定されたものであり、アジア太平洋地域における最近の環境問題を巡る主な動向がまとめられている。

各国等から寄せられた情報は多方面にわたるが、この概要は、「地球温暖化」、「大気」、「水」、「廃棄物・リサイクル」、「森林」、「生物多様性」及び「その他」の項目で整理し、まとめたものである。

### 1. 地球温暖化

#### 国際的な取り組み

- 7月に北海道・洞爺湖で開催されたG8サミットでは、地球温暖化問題が主要な議題となり、長期目標として「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を、気候変動枠組条約の全ての締約国と共有し、採択することを求める」ことでG8首脳が合意した。
- 7月にバングラデシュ・ダッカで開催された南アジア地域協力連合（SAARC）閣僚会合において「気候変動に関するダッカ宣言」が採択され、気候変動に関する意識向上プログラムや技術開発・移転における南南協力の促進が表明された。
- オーストラリアは、近隣の太平洋諸国等、気候変動の影響を受けやすい国々の優先ニーズを解決するために、3年間で1億5,000万オーストラリアドルの拠出を8月に表明した。
- 9月に英国—バングラデシュ気候変動会議が開催され、バングラデシュは、洪水やサイクロン等自然災害からの復興資金として、英国から7,500万ポンドの資金援助を今後5年間受けることになった（うち6,000万ポンドは世界銀行による気候変動投資基金への拠出）。

#### 市場メカニズム（排出量取引、CDM等）

- 国内排出量取引制度の導入を巡り政府と産業界の意見が対立している日本では、政府が国内排出量取引の試行的な実施を10月に開始した。
- オーストラリアでは、企業の温室効果ガス排出量に上限を設定し、排出量取引を認める炭素汚染削減計画が策定された（最終案を12月に公表）。
- ブータンでは、国内の自然環境を有効活用して収益を生み出すために、森林を対象とした炭素取引の実現可能性について検討が進められた。
- ネパールでは、クリーン開発メカニズム（CDM）が大きな収益をもたらしており、小規模水力発電プロジェクトや森林を対象とした炭素取引によりさらなる収益が期待されている。
- 森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減（REDD）に注目しているパプアニューギニアからは、炭素取引が国民に資する形で実行されることを求めるという声が報告された。
- CDMの国連における登録数が減少傾向に転じている。国連登録時に再審査とされる案件が急増しており、インドや中国等、アジア諸国における実効的な温暖化対策に影響を及ぼしている。

#### エネルギーに関する施策

- オーストラリアでは、2050年までに温室効果ガス排出量を2000年比で60%削減するという長期目標の下で、7都市で年76,000トン以上の二酸化炭素排出量を削減する「ソーラーシティ・プログラム」の実施や省エネルギー製品の利用促進等、エネルギー効率の向上を目指した具体的な政策が定められた。
- 韓国では、グリーンエネルギー産業の活性化等、2030年までの国家エネルギー政策の方向性を定めた長期戦略が策定された。
- マレーシアでは、石油に代えて風力タービンや小規模水力発電、バイオマス等の新エネルギーを利用していく方針を天然資源環境省が発表し

たほか、9月に発表された2009年度の国家予算に再生可能エネルギーの使用とエネルギーの効率的利用を推進するインセンティブ案が盛り込まれた。

- シンガポールでは、エネルギー効率の向上と炭素集約度の低い燃料の使用に焦点を当てた温室効果ガス排出緩和策の検討が開始された。

#### バイオ燃料を巡る動向

- ニュージーランド航空は、燃料の年間使用量のうち、ジャトロファ由来の燃料が占める割合を5年以内に10%とすることを目標に掲げ、ジャトロファ燃料を使用した大型旅客機のテスト飛行を12月に実施した。
- 国連食糧農業機関（FAO）が10月に発表した報告書は、バイオ燃料生産が農業と食糧安全保障に与える影響を指摘し、生産推進を急ぐ現行のバイオ燃料政策に一石を投じた。
- また、マレーシアでも、過熱したバイオ燃料生産が食糧生産との競争を生み出しているとして、農地のバイオ燃料生産地への広範な転用が7月に中止された。

#### その他各国の取り組み

- インドでは、6月に気候変動に関する国家行動計画が発表された。気候政策と開発の統合を図る同行動計画では、ソーラーエネルギーの促進やエネルギー効率の向上、持続可能な居住環境の創出、統合的な水資源の管理、ヒマラヤ生態系の維持等8つの国家ミッションが定められている。
- ベトナムでは、12月に気候変動と海面上昇に関する国家目標プログラムが成立し、気候変動がもたらす様々な影響への取り組みにおいて各省庁・当局の連携強化が打ち出された。
- バングラデシュでは、世界銀行の支援により、「きれいな空気と持続可能な環境プロジェクト」が開始され、コベネフィット（相乗便益）アプローチの下、温室効果ガスの排出削減とともに輸送部門における交通管理や安全性の向上にも対策が講じられることになった。

## 2. 大気

#### 大気汚染

- マレーシアとインドネシアは6月に煙霧予防協定に調印し、スマトラ島リアウ州の農家に焼畑式森林伐採に代わる方法を指導することで合意した。
- UNEPは、化石燃料等の燃焼により発生する褐色雲に関する報告書を11月に発表し、温室効果ガスとの複合作用により異常気象が増加している点を指摘した。また、褐色雲がアジアの大気質や農業にも影響を及ぼし、人々の健康と食糧生産が危機にさらされていると警告した。
- モンゴル・ウランバートルでは、石炭による火力発電やゲル（伝統的住居）からの煙等による大気汚染が深刻化しており、呼吸器疾患が急増している。
- 韓国では、ソウル首都圏を対象とした自動車燃料の品質基準システム導入により、燃料品質が改善され、大気汚染物質の削減につながった。
- スリランカでは、2008年半ばから全ての車両を対象に排ガス検査が義務付けられることになり、大気質の改善が期待されている。

#### オゾン層保護対策

- アジア太平洋諸国は、オゾン層破壊物質の製造・使用廃止に関して、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」における合意を前倒しで達成している。
- 8月に開催された北京オリンピックでは、全ての会場でクロロフルオロカーボンとハイドロクロロフルオロカーボンの使用が禁止され、近年で最も「オゾン層にやさしい」オリンピックとなった。

## 3. 水

#### 地下水汚染

- バングラデシュと日本の研究チームによる調査の結果、バングラデシュにおける地下水のヒ素汚染が8月に明らかになり、掘り抜き井戸の点検や汚染された井戸水の使用について注意が喚起された。

#### 水環境改善への努力

- 中国では水污染防治法が改訂され、6月に実施に移された。これにより、地方政府の水環境における保護責任の明確化と汚染源に対する監督管理の強化がもたらされた。
- シンガポールでは、6月に第1回シンガポール国際水週間が開催された。世界各国から政策担当者、企業関係者、技術者等約8,500人が参加し、水問題の解決策について議論を行った。また、10月にはシンガポール中心部に新しい貯水池が完成し、国内における水供給量の10%以上を賄うことが期待されている。
- オーストラリアは、長期的な水の供給を確保するために129億オーストラリアドルを投じる「未来のための水」10ヵ年計画を立ち上げた。
- 北東アジアの国境をまたいで流れるセレンゲ川の統合的水管理に向けて、モンゴル、ロシア、韓国、国際機関等の連携による取り組みが開始された。
- パキスタンでは、インダス川流域における水資源管理の改善に向けたプロジェクトが世界銀行の支援により行われることになった。
- カザフスタンでは、ノルウェー政府の支援の下、安全な飲料水を農村地域に供給するプログラムが実施された。

#### 4. 廃棄物・リサイクル

##### 廃棄物処理の取り組み

- 年間推計640万トンの海洋ごみが世界各地で発生する中、国連東アジア海洋調整機関(COBSEA)は「東アジア海域クリーンアップキャンペーン」を9月に実施し、深刻化する海洋ごみへの意識啓発を促した。
- ブータンでは、廃棄物に関する初の全国調査と全国会議が実施され、ごみの削減に対する国民の意識向上や廃棄物管理計画の策定等が提案された。
- ネパールでは、有害廃棄物の量が年々増加傾向にあり、有害廃棄物リスト及び管理ガイドラインを作成するための調査がアジア開発銀行(ADB)の支援の下実施された。
- カザフスタンでは、2009年から家庭ごみをテーマとした全国規模の環境意識向上キャンペーンが繰り広げられることになった。

#### 循環型社会に向けた施策

- 日本では、国内・国際的に循環型社会を一層推進すること等を主要な目的とした「第二次循環型社会形成推進基本計画」が3月に決定された。
- 韓国では、電気・電子製品と廃車のリサイクル義務及び有害物質の使用制限を定めた資源循環法が2008年から施行された。
- 中国では、循環経済促進法が公布され、2009年1月から施行されることになった。

#### 5. 森林

##### 森林保全への取り組み

- REDDへの関心が高まる中、吸収源としての可能性に加え、地域住民の生計確保や生物多様性への配慮も重要視するREDDのパイロットプロジェクトがインドネシアやカンボジアで開始された。
- インドネシア・スマトラのハラパン熱帯雨林では、森林の再生活動に取り組むコンソーシアムに4月から100年間、同熱帯雨林を使用する権利が与えられた。
- ブータンの首都ティンプーに南アジア地域協力連合(SAARC)森林センターが6月に設置され、森林保全の情報発信地となることが期待されている。

##### 森林に関連する問題

- 農家と投資家との間で天然資源や土地を巡る紛争が絶えないラオスでは、国土管理庁が紛争解決を最大の課題と位置付け、土地紛争に関するワークショップを開催した。
- パプアニューギニア・ガルフ州では、森林伐採を行う大手企業の劣悪な労働環境が明らかになり、木材の出荷がNGOの抗議により停止した。

#### 6. 生物多様性

##### 野生生物の保護

- インドネシア・スマトラでは、1930年に目撃されて以来絶滅したと考えられていたスマトラホエジカが発見されたほか、森林の減少と密売により生息数が減少しているスマトラトラが保護され、国立公園への移送作戦が行われた。ま

た、ワシントン条約で国際取引が禁止されているセンザンコウの史上最大規模の密輸が7月に摘発された。

- フィリピン固有の動物（両生類、鳥類、哺乳類等）の半数以上が絶滅の危機に瀕していることが、フィリピン環境天然資源省の7月の発表により明らかになった。
- インドネシアではインド洋・東南アジア地域ウミガメ協定の年次総会が8月に開催され、ウミガメ保護に向けた各国の協力強化と偶発的な捕獲を防ぐ新たな漁法の推進等が議論された。
- マレーシア・サバ州では、東部のキナバタンガン川・セガマ川流域沿いを野生動物が自由に往来できるようにする協定が4月に締結されたほか、同流域が10月にラムサール条約湿地に登録された。
- 絶滅の危機にあったモンゴルの野生馬タキの頭数が増加しており、生息地である国立公園が研究者、エコツアーリスト等から脚光を浴びた。
- UNEPによる報告書が作成され、ウミガメの保護活動が各地で本格化する様子が紹介された。同報告書によると、ウミガメ保護の国家行動計画を導入している国は8カ国あり、10カ国が国家戦略を策定中とのことである。

#### 豊かな生態系を守るための努力

- 日本では、生物多様性基本法が5月に成立し、生物多様性に影響を及ぼす恐れのある事業においては計画段階で環境影響評価を行うよう国に必要な措置が求められることになった。また、自然環境の保全、観光振興、環境教育の3つの柱から成るエコツアーリズム推進法が4月から施行された。
- ベトナムでは、国内初となる生物多様性法が12月に制定された。
- オーストラリアでは、国内の貴重な天然資源を持続可能な方法で管理することを目的とした政府の自然保護イニシアティブが7月に立ち上げられた。
- 韓国で10月～11月にかけて開催されたラムサール条約第10回締約国会議では、湿地保全を気候変動対策や国家政策に組み組むことを求める宣言が採択された。
- パプアニューギニアのクツブ湖集水域河口地区では、世界自然保護基金（WWF）が、バニラ栽培や昆虫養殖といったエコビジネスの推進に

取り組んでいる。

- ブータンでは、建国100周年を記念して新たな国立公園が建設された。

## 7. その他

### 包括的政策

- 「グリーンオリンピック」を合言葉にした北京オリンピック（8月）を契機に、中国では排気ガス・煤煙対策やクリーンエネルギーの促進等を通じて市民の生活環境改善に力が注がれるとともに、市民の環境保護意識が高まった。

### 気候変動や自然環境変化による影響

- ブータンでは、ロイヤルベンガルトラがかつてないほど高標高地に生息し、ユキヒョウの生息地と重複していることが判明した。地球温暖化と生息地の縮小が原因と考えられ、新たな生存競争が危惧されている。
- モンゴルでは砂漠化による人口の都市流出が続いており、伝統的な遊牧民の生活様式や砂漠の特性に合った環境に優しい遊牧システムが崩壊の危機に瀕している。
- タイでは、タイ湾岸沿いの都市で海岸侵食が深刻化しており、海洋沿岸資源局が対策を検討している。
- 5月に巨大サイクロン「ナルギス」に見舞われたミャンマーでは、サイクロンの被害で約20万人が死亡したとされており、マングローブ林の破壊や生物多様性の低下等、甚大な生態学的被害も報告されている。

### 環境と経済

- 中国では、企業の環境パフォーマンス評価や、環境汚染のリスクが高い製品の取引禁止等、環境保護に向けた一連の経済政策が進められている。
- シンガポールでは、持続可能な経済に向けた財政手段を議論する世界最大の国際フォーラム「環境税世界会議」が11月に開催された。

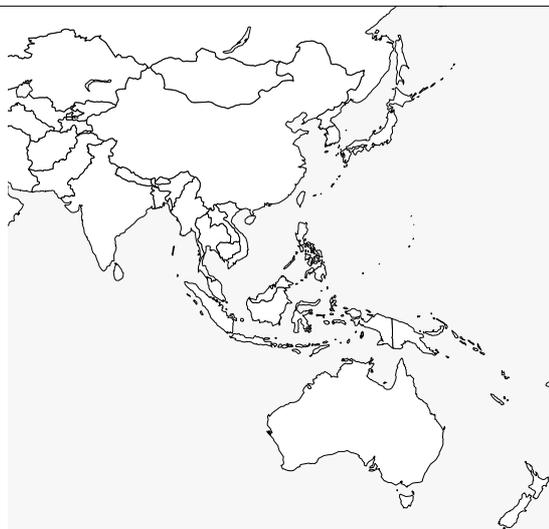
### 環境教育の促進

- 韓国では、持続可能な開発の促進に向けて、2月に環境教育促進法（EEPL）が制定された。
- カザフスタンでは、中央アジア各国を対象に、

環境保護活動のリーダーや専門家を育成する「環境リーダー育成プログラム」が環境NGOとの協力により実施されている。また、国内の大学で「環境と持続可能な開発」が必修科目として導入された。

# アジア太平洋地域

財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)



## 1. 適応策の効果に関する議論が活発化

気候変動の影響は今後も長期に渡って続くため、例え十分な緩和策がとられている場合であっても、適応策を並行して講じる必要がある。しかし、国際的な気候変動枠組みの下で適応策に関する議論が高まるようになったのはつい最近のことであり、国連気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）で採択されたバリ行動計画では、適応策の強化が叫ばれている。脆弱性評価を実施し、適応策に優先順位を付け、適応に対するインセンティブを高める等の手段によって、適応能力を強化することができる。適応策には巨額の費用がかかるため、適切な優先順位を設定することが特に重要であり、想定される気候変動のペースを考慮しながら、限られた資金で迅速に気候変動への脆弱性を減少させなければならない。

このような中、IGESは、適応指標（メトリクス）に関する世界銀行との研究プロジェクトの一環として多様なステークホルダーとの対話を実施した。同プロジェクトは、構築可能な枠組みの検討や、将来気候枠組みの下で適応策の効果を指標化することの可能性と制約の特定に貢献した。対話では、適応策の指標化への反対の意見から慎重なアプローチの必要性まで幅広い意見が出された。制約としては、効果の測定に関する能力・理解が不足していることや、比較基準年の設定が困難であること等が挙げられた。なお、この取り組みの成果は、世界資源研究所（WRI）との共催で12月5日に開かれたCOP14（ポーランド・ボズナン）でのサイドイベントで発表された。

## 2. クリーン開発メカニズム（CDM）の国連登録数が減速？

クリーン開発メカニズム（CDM）は、京都議定書の温室効果ガス排出削減目標を達成する補完的仕組みとして実施されている。2005年11月以降、多い時には年間で400件を上回る登録件数があったが、今年は10月時点で288件と登録数に減少傾向がみられる。この背景として、国連登録時に再審査を受けるプロジェクトの急増が挙げられる。そのうち、インドや中国の割合が全体の6割を占めており、アジア諸国にも影響を及ぼしている。

再審査の理由として、CDMが無ければプロジェクトが実施されなかったという証明が十分ではないという点が最も多く、バイオマス、水力、風力発電、そして工場における省エネルギーといったプロジェクトに集中している。

このような状況の下、様々なガイダンスが作成されているが、抜本的解決には至っていない。途上国における実効的な温暖化対策とCDMの効果的な活用に向けて、さらなる改善が望まれている。

## 3. REDDを巡るパイロットプロジェクトの動き

IPCC第4次報告書によると、二酸化炭素排出の約20%が森林減少等土地利用変化に起因するものであるといわれ、COP13においてREDD（途上国の森林減少・劣化による排出の削減）が正式に検討議題として挙げられた。途上国はREDDによる資金流入を期待し、また先進国は温

暖化の枠組みに途上国を取り組みたいという思惑もあり、REDDへの注目は高まっている。REDDを巡る国際交渉は、2009年末のCOP15における合意を目指しているが、方法論確定の困難さや各国の思惑等様々な要因が働き、議論に時間を要する情勢である。

一方で、REDDに関する様々なイニシアティブが援助機関、政府、民間企業等の主導でパイロットプロジェクトとして動き始めている。これらパイロットプロジェクトは、国際交渉を考慮しつつも、独自の考え・指標や基準により実施されている。中には、森林を単に吸収源としてのみ注目するのではなく、地域住民の生計確保や生物多様性への配慮が強調されている事業がある。CCB基準（気候、コミュニティ、生物多様性）を採用し、これらトリプルベネフィットの確保を検討している事業などである（インドネシアやカンボジア等のパイロットプロジェクト）。こうしたプロジェクトによるトリプルベネフィット確保の可否が、今後のREDD国際交渉にも大きな影響を与えていくこととなるであろう。

#### 4. シンガポール国際水週間2008の開催

世界の水問題の解決を図るための地球規模のプラットフォームの提供を目的として、2008年6月23日～27日に第1回シンガポール国際水週間(SIWW2008)が開催された。SIWW2008開催期間中には、全体会合、水リーダーズ・サミット、水会議、地域ビジネスフォーラム、水エキスポ、ソーシャルプログラム、リー・クアンユー水賞(Lee Kwan Yew Water Prize)授賞式等が行われ、79カ国から約8,500人の政策立案者、企業のリーダー、専門家、技術者等が参加した。

シンガポール政府は、SIWW2008を通じて世界の水問題に対して世界規模での解決策の模索、技術の紹介、機会の創出、業績の称賛を行う場を提供した。しかしながら、その一方で、深刻な水不足に悩むシンガポールの水問題解決に向けて、世界の技術・資金・人材を集める場としてこのイベントを活用したいというシンガポール政府の思惑もあると考えられる。

#### 5. 東アジア地域における循環型社会形成への取り組みの進展

2008年、東アジアの主要な3ヶ国で資源循環に関する新法や新計画が成立・施行された。日本では、国内外を問わず低炭素・自然共生・循環型社会に向けて包括的に取り組むことなどを主要な目的とした「第二次循環型社会形成推進基本計画」が取りまとめられた。国内問題に主眼を置いた第一次計画と比べて、アジアでの廃棄物問題の深刻化を踏まえ、廃棄物・資源分野における日本の国際的、総合的な貢献を進める内容となっている。

また、2008年から韓国で電気・電子製品と廃車のリサイクル義務化及び有害物質の使用制限を定めた「電気電子製品及び自動車の資源循環法」が施行され、2009年からは中国で省資源と環境改善に向けた「循環経済促進法」が施行される。

このような循環型社会推進に関連した法律が東アジア地域で制定されている背景には、資源の枯渇や廃棄物の不適正処理による環境汚染、国際的に厳格化されている環境規制への対応といった事情がある。生産・消費・廃棄という一方通行型経済システムから循環型社会への転換は、東アジア地域共通の流れのようである。

#### 6. G8環境大臣会合が神戸市で開催

2008年7月の北海道洞爺湖サミットに向けて、各国の環境担当大臣が議論を行うG8環境大臣会合が5月24日～26日に神戸で開催された。会合には、G8を含む19カ国の大臣及び政府高官と、8国際機関の代表等が参加し、「気候変動」「生物多様性」「3R」の3つの議題について議論を行った。

今世紀最大の課題である「気候変動」については、世界全体の排出量を半減させる長期目標の達成に向けた低炭素社会への移行、先進国と途上国の協力等の必要性を認識した上で、国際機関のネットワークの創設等を盛り込んだ「神戸イニシアティブ」が提案され、支持を得た。

「生物多様性」については、「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」2010年目標を視野に、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」について合意がなされたほか、「神戸3R行動計画」が取りまとめられるなど、それぞれのテーマで、

洞爺湖サミットに向けて強力なメッセージが発信された。

開催期間前後には、IGES主催の国際シンポジウムを含む多数のリレーシンポジウムが開催された他、子ども環境サミットやNGO・NPO交流の広場といった様々なサイドイベントが行われた。

## 7. 韓国で環境教育促進法が制定

韓国政府は、全国レベルで環境教育（EE）を推進する政治体制を構築し、持続可能な開発を実現するために、2008年2月に環境教育促進法（EEPL）を制定した。EEPLは、人間と自然の適切なバランスを図りながら、国や地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的としている。EEPLの制定は、政府の新たな政策が以下の3つの方向性にシフトしていることを示唆している。まずEEPLは、「適切な枠組みの中で制定された法律の下で環境教育を促進する」という中央政府の強い意志を示している。次に、同法の条項の3分の1以上がノン・フォーマル環境教育の推進に関する規定である。そして最後にEEPLは、国内認証制度を通して環境教育の質向上と標準化を図るという政府の新たな方針を強く反映している。EEPLの制定によって韓国の環境教育は歴史的転換点を迎えている。強力な法制度の下で環境教育の強化・活性化を実現することは可能で、特に学校や全国カリキュラムでの環境教育と比べて比較的遅れているとされるノン・フォーマル環境教育を強化する機会が拡大し、認証制度の確立によって環境教育がさらなるステップアップを遂げることが期待されている。

## 8. 東アジア地域環境協力に関する研究ネットワークの強化

昨年の東アジアサミット（EAS）シンガポール宣言に見られるように、東アジア地域での環境問題への地域的取り組みは急速に進展しつつある。このような状況を反映し、2008年にはASEAN+3の研究者ネットワークである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）が「東アジア環境協力」作業部会を設置し、またEASの共同研究機関として2008年6月に設立された

「東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）」が持続可能な開発（SD）をテーマとする作業部会を設置するなど、地域環境協力に関する研究ネットワークの強化の動きが活発化した。

NEAT「東アジア環境協力」作業部会は、初年度は気候問題をとりあげ、8月の第6回NEAT年次総会に政策提言を提出した。ERIA-SD作業部会は、7月に第1回会合をマニラで開催し、SDの観点を東アジア各国の政策に反映するための研究計画について、東アジア地域各国の研究者による活発な議論が行われた。

関連ウェブサイト：

<http://www.iges.or.jp/jp/ea/activity080731.html>

<http://www.ceac.jp/j/pdf/080611memo.pdf>



ERIA-SD作業部会第1回会合

## 9. 農業とエネルギー：見直されるバイオ燃料の役割

国連食糧農業機関（FAO）が2008年10月に発表した食糧と農業の現状に関する今年度報告書は、農産物由来のバイオ燃料生産急増が引き起こす影響を検証し、「バイオ燃料生産は、今後10年間の化石燃料消費をわずかに代替するのみで、反面それが農業と食糧安全保障へ与える影響ははるかに大きい」と推測している。バイオ燃料は、食糧と燃料の競合を引き起こしている様々な要因の一つでしかなく、また同報告書はそれが及ぼす影響の程度について明確な結論を出していないが、食糧と燃料の競合が一部で現実のものとなっていることが示唆されている。

FAOは同報告書の中で、バイオ燃料生産の目的は先進国と途上国とで異なり、先進国ではエネルギー安全保障や温室効果ガス削減が主な目的と

なっている一方、途上国の多くではバイオ燃料生産による農業・農村開発の機会が期待されていると分析している。報告書でも述べられているように、「バイオ燃料生産は、複数または相反する目的のもとで推進」されており、エネルギー安全保障、食糧安全保障、農業・農村開発、そして温室効果ガス削減といった目標全てを世界規模で同時に達成するのはきわめて困難である。FAOの報告書は、バイオ燃料生産推進を急いでいる現行のバイオ燃料政策の見直しと、政策のコストと影響の適切な評価の必要性を喚起している。

出所：<http://www.fao.org/docrep/011/i0100e/i0100e00.htm>

## 10. 一次産品価格と為替相場の変動に翻弄されるアジア

2008年7月に1バーレル147ドルという史上最高値を記録した原油価格は、同じ年の11月にはアジアで60パーセントも下落し50ドル前後となった。アジアでは、他の地域同様に、空前の石油高騰に多くの人々が立ち上がり抗議した。フィリピンでは、2008年前半にガソリン価格が約14倍に跳ね上がったと報道されている。石油への依存を減らし、天然ガスや再生可能エネルギーを増やす努力がなされ、環境により適正なエネルギー生産やそのための社会資本整備の加速が期待された。しかし、その後の石油価格の下落と拡大する経済危機の影響により、エネルギー関連の社会資本への投資見込みは厳しいものへと変わって

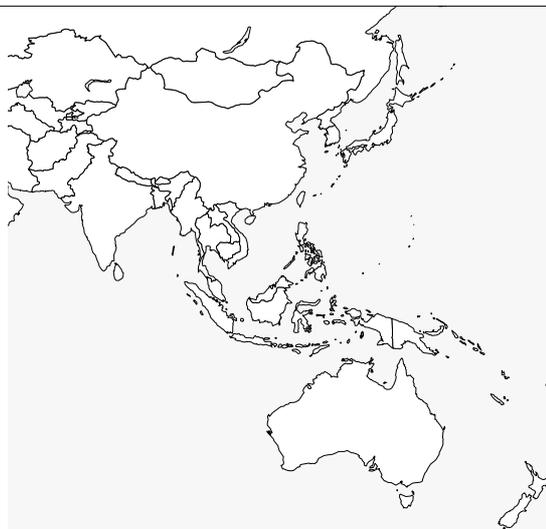
しまった。

IGESでは、事務局を務めるアジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）のプログラムの一環で、2008年7月にフィリピン・ダバオの養豚場し尿処理によるバイオガス、9月にインドネシアのボゴール及びロンボックの小規模水力発電、10月にスリランカのジャトロファを用いたバイオ燃料のプロジェクトを視察しているが、いずれも関係者との対話の中で、彼らの期待と不安が大きく交錯していることが明らかになった。国連食糧農業機関指数（FFPI）は2008年6月に219の最高値を記録した後、9ヶ月前の水準である188まで下落する等、米価をはじめとする穀物価格、さらには世界経済危機により引き起こされた為替相場の変動が続いている。このように激変する市場の条件に多くのエネルギー関連環境プロジェクト関係者は市場予測ができない状況の中で翻弄され続けてきており、長期的な視点に立って再生可能エネルギーや環境に適正な社会資本への投資を維持できるよう、安定した市場条件が望まれている。中国をはじめ、主要アジア諸国において世界経済危機の影響が顕在化しつつある。アジア全体としては、経済のダイナミズムの回復を図ると共に、小康状態にある石油価格の下においても環境配慮型エネルギーへの転換を継続して推進していくことが求められている。

出所：「VOA News」2008年11月19日、「Guardian」2008年6月12日、「Jakarta Post」2008年6月8日、「GENE」2008年3月27日、「Seeking Alpha」2008年12月17日、「Far Eastern Economic Review」2008年10月1日、「TWN」2008年10月28日

# アジア太平洋地域

国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)  
地域情報担当官  
サトワント・カウル



## 1. 気候変動を引き起こす褐色雲： UNEPが新たな報告書を発表

「北京やニューデリーのような都会の空が以前に増して暗くなり、ヒマラヤ山脈の氷河がかつてないスピードで後退し、世界で異常気象が増えているのは、人為的な大気褐色雲（ABC）と温室効果ガスとの複合作用が一因となっているからである。」 アラビア半島から中国、西太平洋に至る上空に広がる厚さ3キロメートルを超える煤煙層と人工粒子を調査した科学者たちは、このような結論を下した。

中国、インドを含むアジア及び欧州、米国から参加した研究者チームは、これら現象に関する最新かつ詳細な研究報告書を発表した。同報告書は、化石燃料やバイオマスの燃焼で発生する褐色雲によって、気候変動を引き起こす温室効果ガスの影響がさらに悪化しているケースや地域があると指摘している。その理由は、褐色雲によって形成された黒炭や煤煙の粒子が太陽光や大気中の熱を吸収し、オゾンガスのように二酸化炭素の温室効果を助長させるからである。

但し地球規模で見ると、褐色雲は気候変動による温暖化の影響を20%から80%和らげる、または「覆い隠す」役割を果たしているとの指摘もある。これは、硫黄や有機物の粒子が太陽光を反射して地表の温度を下げるからである。

一方で、褐色雲はアジアの大気質や農業にも影響を及ぼし、同地域に住む30億人の健康と食糧生産へのリスクを増大させている。アヒム・シュタイナー国連環境計画（UNEP）事務局長は、「UNEPの使命の1つは深刻で重大な環境問題に対して科学的根拠に基づき早期に警告を発するこ

とであり、今回の報告書によって褐色雲の危険性が国際社会にしっかり認識されると信じている」と述べている。

この現象が研究されているアジアは、季節風等の影響で気候が変わりやすい。また、世界人口の約半数を抱え、急激な経済成長を遂げている。褐色雲は、北米、欧州、アフリカ南部、アマゾン盆地を含む世界各地で確認されており、早急に詳細な研究を進める必要があると科学者たちは主張している。

シュタイナーUNEP事務局長は、「二酸化炭素レベルを抑制し気候変動に立ち向かうことは現世代の課題であると同時に、グリーン成長を達成するための最善策でもある。グリーン成長によって太陽光・風力発電産業が活況になれば新たな雇用が生まれ、低燃費自動車の普及や家庭・職場の省エネ化にもつながる。従って先進国は、単に率先して行動を起こすだけでなく、資金援助やクリーン技術の提供を通して途上国におけるグリーン発電の促進や経済成長も支援すべきである」と述べたほか、「温室効果ガスと煤煙は、いずれも持続不可能な方法による化石燃料の燃焼や、非効率なバイオマスの燃焼及び森林破壊が原因であるため、グリーン成長が実現すれば、途上国が直面する気候変動の脅威が軽減するだけでなく、世界各地で褐色雲を形成している煤煙流も少なくなるであろう」と語っている。

同研究を実施したUNEP科学委員会委員長のV・ラマナサン教授（カリフォルニア大学ラ・ホーヤ校スクリプス海洋学研究所）は、「2002年に発表した初期評価は大きな注目を集めたが、懐疑的な意見も多かった。直観に反する大胆な科学的知見が公表された際にこのような反応が示さ

れるのはよくあることである。しかし、今回の報告書は褐色雲の現象をより明確に解明しているため、温室効果ガスと褐色雲という2大脅威、さらにその原因となっている持続不可能な開発の問題に取り組むべきであるとする国際社会の気運がさらに高まると信じている」と語っている。

教授はまた、「報告書の中で最も深刻な問題として取り上げたのはヒンドゥークシ-ヒマラヤ-チベット山脈の氷河後退で、これらの氷河はアジアを流れる大半の川の水源であるため、アジア地域の水と食糧の安全保障に重大な影響を与えている」とし、「今回の研究ではいくつかの原因が明らかにされているため、この憂慮すべき現象への対策がとりやすくなると期待されるが、褐色雲が各地域に及ぼしている複雑な影響についてはまだ分からないことが多く、今後予想外の事実が明らかになる可能性がある」とも指摘している。

## 2. アジア太平洋諸国がオゾン層破壊物質全廃に向けて大きく前進

アジア太平洋諸国では、国際的に合意されたオゾン層破壊物質の製造・使用期限が何年も前倒しで達成されている。

アジア太平洋諸国は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下で、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン(CFC)、ハロン及び四塩化炭素(CTC)を2010年までに、メチルクロロホルムと臭化メチルを2015年までに段階的に廃止することに合意している。途上国に対しては、オゾン層破壊物質をコスト効率よく廃止するためにオゾン層保護基金によって資金援助が行われており、各国のオゾン問題担当官は、直近の問題や今後の戦略・行動計画を話し合い、それぞれの進捗状況を報告するための会合の場を設けている。

スリランカとモルジブが最近CFCの早期廃止を宣言したことで、現在スリランカ、モルジブ、中国、インドネシア、フィジーの少なくとも5カ国が2010年の期限よりも約2年早くCFCの段階的廃止を達成した。中国は昨年、残存していたCFC生産工場6カ所のうち5カ所を閉鎖し、インドネシアは2008年1月にCFCの輸入を禁止、フィジーは2000年から既にCFCの使用を廃止している。またCTCに関しては同地域14カ国、ハロ

ンについては13カ国が2010年の期限よりも前倒しで廃止を達成した。

大きな成果を上げたのは北京オリンピックで、全ての会場及びイベントでCFCとハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の使用が禁止されたため、近年で最も「オゾン層にやさしい」オリンピックとなった。

全廃期限が2015年と定められているメチルクロロホルムと臭化メチルに対する取り組みでも前進が見られている。アフガニスタン、ブータン、ブルネイ、北朝鮮、フィジー、インド、インドネシア、ラオス、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ及びベトナムではメチルクロロホルムの製造・使用が既に中止され、アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、北朝鮮、インド、ラオス、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン及び韓国では、土壌や収穫後の燻蒸に用いられる臭化メチルが廃止されている。

オゾン層を守る次のステップとして何よりも重要なのは、全ての途上国でCFCを完全に廃止することであり、他にも「各国における取り組みの加速」、「モントリオール議定書で適用除外とされた臭化メチルや既存の機器に含まれているオゾン層破壊物質のストック(いわゆる「バンク」)の扱い」、「CFCの闇市場」、そして「HCFCの2013年までの製造禁止と2030年までの段階的廃止」といった問題もある。オゾン層破壊物質のHCFCは地球温暖化の大きな原因の1つであるため、モントリオール議定書の下でのHCFC凍結・廃止は、気候変動問題の解決に大きく貢献すると期待されている。

## 3. 本格化するウミガメ保護活動

画期的な地域協定の締結によって、太古の海の住人を取り巻く流れが変わり始めている。

ウミガメ地域保護協定の締約国27カ国が参加する会議に向けて作成された報告書の中で、各国が行っているウミガメ保全対策の進展状況が明らかになった。全体的に大きな成果が得られており、オーストラリアは数百万ドル規模のプログラムを立ち上げて、ウミガメ保護に対する地域主導型アプローチの開発やゴーストネット(投棄網)の問

題解決に取り組んでいる。インドネシアでは、漁業とウミガメの相互関係を理解するための先端的研究が実施され、業界の協力を得ながら適切な緩和策の策定が進められている。またセイシェルでは、ウミガメの保護活動に民間部門の協力を促すための革新的なアプローチが考案されている。

ウミガメ保護を目的とした国家行動計画が既に導入されているのは8カ国で、10カ国が国家戦略の策定に取り組んでいる最中である。オーストラリア、オマーン、セイシェル、南アフリカでは数十年間に渡ってウミガメの個体数のモニタリングが行われ、他にも10年以上に及ぶ長期プログラムが実施されている国がいくつかある。但し各国の成果はまちまちで、南アフリカではアカウミガメの営巣数が250頭から1,750頭に急増したのに対し、オーストラリア東部では個体数が激減し、マダガスカルでも同様の現象が見られている。アオウミガメの場合、オマーンには現在も多数生息しているが、インドネシアとフィリピンでは卵の乱獲や密漁によって数が減少している。インドに多く生息しているヒメウミガメも減少傾向にあり、タイではかつての水準のわずか5%と危機的な状況にある。

加盟国間で行った調査によると、ウミガメにとって最大の脅威は捕食等の自然現象、その次は沿岸漁業での混獲で、いずれも計18カ国（調査対象地域の約35%）で「中程度または頻繁に」起こっていると報告されている。3つ目の脅威は卵の採取で、14カ国（調査地域の20%）が問題になっていると回答した。また、ウミガメの肉や卵の消費が今も続けられている国は調査対象国の4分の3に上った。漁業との関連も検証され、刺し網がウミガメ減少の原因になっていると加盟国の半数が報告している。エビのトロール漁での捕獲も問題視されているが、適切な対策を講じている国は3分の1に満たない。さらに同報告書では、破壊的漁業の復活とも思われるダイナマイトや魚毒を使った違法で有害な漁法も原因の1つに挙げられている。

#### 4. 東アジア海域の海洋ごみ対策キャンペーン：世界で最も海洋ゴミに汚染されている地域

国連東アジア海洋調整機関（COBSEA）は、

海洋ごみが東アジア海域の海洋・沿岸環境に及ぼす影響をテーマにした「東アジア海域クリーンアップキャンペーン」を実施した。参加国はオーストラリア、カンボジア、インドネシア、マレーシア、中国、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ及びベトナムで、深刻な海洋ごみの問題に対する人々の意識を向上させ、地域社会や各国当局による地域レベルの対策推進が図られた。

様々なクリーンアップキャンペーンで得られたデータによると、海洋ごみの量は年々増加し、推計で年間約640万トンのごみが世界各地の海に捨てられている。

COBSEAのキャンペーンは、9月の第3週に実施された世界クリーンアップ・ウィークエンドとビーチクリーンアップデーにあわせてクリーンアップ活動を盛り上げるのが目的で、同期間中は「海や海岸に捨てられる海洋ごみ」のテーマで写真コンテストが開かれ、COBSEAクリーンビーチ賞の授賞式も行われた。

このキャンペーンは、2008年初めにCOBSEA加盟国が採択した「海洋ごみ管理に関する地域行動計画」の一環で実施された。同行動計画には、海洋ごみの防止・削減への取り組みを強化し、人々の意識を高め、地域協力を促進するための行動が定められており、さらに各国政府がこの問題への関心を一層高める必要性も指摘されている。

COBSEAの東アジア海域クリーンアップキャンペーンは、世界クリーンアップ、オーシャン・コンサーバンシーの国際海岸クリーンアップ及びグリーンフィンとの共催で実施され、トヨタとタイ国際航空が後援を行った。

東アジア海域はサンゴ礁の生物多様性が最も豊かな地域で、世界のサンゴ礁の3分の1以上が生息しているが、海洋汚染や観光活動、破壊的漁業の被害を受け、今や危機的な状況に瀕している。COBSEAはUNEPの下で活動している政府間機関の1つで、加盟国による海洋・沿岸資源の持続可能な管理を支援する任務を担っている。

# 中央アジア地域

中央アジア地域環境センター (CAREC)  
 情報・能力開発プログラムオフィサー  
 スラヨ・プラトーヤ



## 1. CARECの環境広報キャンペーンがスタート

中央アジア5カ国において、全国規模の環境意識向上キャンペーンが2009年度から開始されることが決定した。カザフスタンでのキャンペーンでは、「家庭ごみと増え続けるごみの山」が中心テーマとなる予定で、この問題は、カザフスタン環境保護省、国際機関、NGO及びマスコミの代表が参加したアルマトイでの諮問会議（2008年10月21日開催）でも取り上げられた。

参加者たちは同会議で、家庭ごみとごみ捨て場の問題解決に最も有効な方策は広報キャンペーンであるとして意見が一致した。同プロジェクトは欧州委員会が資金提供し、NGO諸団体、各国家機関、そして中央アジア情報ネットワークとのパートナーシップの下で実施される。プロジェクトの第一段階では、中央アジア各国が諮問会議を開き、環境問題の優先課題を特定して来年実施する具体的な行動計画を策定する。その後第二段階として、NGO、国家機関、教育機関、マスコミ並びに企業が参加する大々的な広報活動が実行に移されることになる。このような国家レベルの意識向上キャンペーンは、中央アジアの環境改善に大きく貢献すると期待されている。

出所：www.carec.kz

## 2. 未来の環境リーダーの育成

中央アジアでは、地域環境保護活動のリーダーや専門家となる資質を備えた若き人材が着実に

育っている。CARECは、各地域の環境NGOと協力して「環境リーダー育成プログラム」を実施し、未来のリーダーとなる青少年たちに知識を体系化する方法を学び実地研修を受ける機会を提供している。オランダ住宅・国土計画・環境省からの資金援助を受けて行われている同プログラムの目的は、戦略計画の立て方やプロジェクトの立案、資金調達の方法を習得することである。プログラム実施期間は2年間で、参加者はどのようにプロジェクトを策定・実行し、他の環境機関と連携すべきかを学びながら、国際協調の精神の下で環境問題やその解決策に関する知識を身に付ける。先日、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンの参加者から成る2つのグループが研修を修了したが、同研修は2、3日で終わる通常のCAREC主催ワークショップとは異なり、丸1ヵ月かけて実施された。

出所：www.carec.kz



環境リーダー育成プログラム (カザフスタン・アルマトイ)

©CAREC

### 3. 農村地域への飲料水プロジェクト

ノルウェー政府の資金援助で実施されている「きれいな水を農村地域へ」プログラムにより、2003年から2007年にかけて、カザフスタン・アルマトイ州の農村部に暮らす7,000人以上の住民が安全な飲料水を利用できるようになった。そして、2008年には、同プログラムの第3フェーズが開始された。

同プログラムの目的は、複雑な飲料水問題への対応を任されている地方当局に、水管理の成功例や教訓並びに有効性が認められた方法論を普及させることである。CARECがこのプログラムを立ち上げたのは2003年8月で、カザフスタン共和国が以下の目標を掲げて実施している飲料水プロジェクト（2002年から2010年）を支援するために始められた。

プログラムの主な目標：

- 農村地域における安全な飲料水へのアクセスを向上させる。
- 地方自治の組織化を図り、安全な飲料水の自立的かつ恒久的な確保を実現する。
- 安全な飲料水を供給する持続可能なシステム維持の環境・社会・経済的メリットに対する住民の理解を深める。
- 水供給システムに関する意思決定・管理・取扱いへの住民参加（コミュニティベースのアプローチ）を促す。
- 水供給システムの維持・管理・取扱いにおいて、水利用者管理組合が最大限の利益を享受できるようにする。

プログラムの第3フェーズでは、カザフスタンの村落に住む約3,000人が新たに安全な飲料水を利用できるようになると見込まれている。

出所：www.carec.kz

### 4. 「環境と持続可能な開発」が必修科目に

カザフスタンの大学における新科目「環境と持続可能な開発」の導入とその展望をテーマにした全国ワークショップが2008年10月21日から23日にかけてパプロダールで実施され、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の方法論、並びに未来の専門家の育成策や最も効果的な能力構築方法等が話し合われた。CARECとパプロダール州立教育機関（PSPI）が主催し、教育科学省（MES）及び環境保護省（MEP）との提携、さらにアスタナの欧州安全保障・協力機構（OSCE）による支援の下で開催された同ワークショップでは、国立大学の教授たちが、様々な講義やプレゼンテーション、新科目「環境と持続可能な開発」に関連した実践活動を通じて持続可能な開発分野における能力強化を図ることができた。

同ワークショップでの体験を確実に実践につなげるために、参加者には持続可能な開発分野に関する最新の研修教材が配布された。また、ベネチアで開催された「持続可能な開発ワークショップ」で開発・検証された電子版講座の体験も行われたが、実践の成果は各大学の熱意や能力、必要とされる教材の利用可能性にかかっている。CARECは、カザフスタンでの活動で優れた成果が得られたことを受け、欧州委員会からの支援を受けながら、2008年から2009年にかけて他の中央アジア諸国でも同様のプロジェクトを実施する予定である。

出所：www.carec.kz



新科目「環境と持続可能な開発」の導入とその展望をテーマにした全国ワークショップ（2008年8月 カザフスタン・アルマトイ）

©CAREC

# オーストラリア

〓 オーストラリア連邦政府  
 〓 環境・水資源・国家遺産・芸術省  
 〓 情報担当長  
 〓 ピーター・ウッズ



## 1. 気候変動及び温室効果ガス排出削減への取り組み

世界中が気候変動に見舞われる中、熱帯・乾燥地域のオーストラリアは特に大きな影響を受けている。オーストラリア政府はこの問題に取り組むために、2050年までに温室効果ガスの排出量を2000年比で60%削減するという長期目標を設定した。

現在策定されている炭素汚染削減計画には、温室効果ガスの排出枠に上限を設定し、価格の付いた排出権を企業が取引することを認める内容が盛り込まれている。同計画は、温暖化の影響を強く受けている産業への打撃を和らげることを目的としており、一般家庭、特に低所得層が、排出量取引によって生じる影響に適応できるように、様々な方策が検討される予定である。

詳細：<http://www.environment.gov.au/minister/wong/2008/pubs/mr20080716.pdf>  
<http://www.climatechange.gov.au/emissionstrading/index.html>  
<http://www.treasury.gov.au/lowpollutionfuture/>

## 2. エネルギー効率の向上

オーストラリアでは、気候変動の問題に対処し、国内のエネルギー消費量や化石燃料への依存を軽減するために、エネルギー効率の向上を目的とした以下の対策が定められている。

- エネルギー消費量表示ラベルの推進や、電化

製品に対するエネルギー消費基準設定の拡大を通じて、省エネルギー製品の利用を促進する。

- エネルギー効率の悪い電球の使用を段階的に廃止する。
- 太陽熱温水システムの購入者に払い戻しを提供する。
- 賃貸住宅での省エネ断熱システム設置に対して払い戻しを提供する。
- 低金利のグリーンローンのような画期的な融資制度を導入する。
- ソーラーパネル設置に対する払い戻し制度を盛り込んだ「ソーラーホーム・コミュニティ・プラン」を策定する。
- 商用電源からの電力供給を受けていない人を対象に、ソーラー発電システム費用を最大50%負担する。
- 二酸化炭素排出量を7都市で毎年76,000トン以上削減するという目標を掲げた「ソーラーシティ・プログラム」を実施する。
- 学校でのエネルギー効率・水効率の向上及び



ソーラーパネルの設置  
©DEWHA

エネルギーコストの削減を支援する「ソーラースクール・プログラム」を実施する。

詳細：<http://www.environment.gov.au/settlements/energyefficiency/index.html>

### 3. 気候変動に関する地域間協力

京都議定書を批准したオーストラリアは、気候変動問題の地球規模の解決に貢献するという強い決意を掲げ、同分野における国際交渉に積極的に参加している。

さらにオーストラリアは、近隣の太平洋諸国など、気候変動の影響を受けやすい国々の優先ニーズを解決するために、3年間で1億5,000万オーストラリアドルを拠出することを表明し、域内諸国の気候変動に対する適応支援において主導的役割を果たしている。現在オーストラリアが支援している実践的対策には、技術・能力開発を目的に奨学金、交換プログラム、地域社会の教育を通して未来の気候変動対策のリーダーを養成する「太平洋地域における気候変動対策指導者育成プログラム」や、アジア太平洋地域における地域社会ベースの温暖化適応プログラムを支援する「地球環境ファシリティ（GEF）・小規模グラントプログラム」等がある。またオーストラリア政府は、気候変動対策に関連した科学・技術支援の提供と調整を行いながら、ニュージーランドや太平洋島嶼国との連携の下で、気象サービスの強化にも取り組んでいる。

詳細：<http://www.environment.gov.au/minister/wong/2008/pubs/mr20080829.pdf>

### 4. 「未来のための水」計画の策定

気候変動、干ばつ、そして水の過剰消費が原因で起きている水不足は、オーストラリア経済と国民生活にとって深刻な脅威となっている。オーストラリア政府はこの事態を受けて、一般家庭・企業・農家への長期的な水供給を確保し、水量が大幅に減少した河川を元の姿に戻すために、129億オーストラリアドルの予算を投じる10ヵ年計画を立ち上げた。

「未来のための水」計画と名付けられたこのプロジェクトでは、「気候変動対策の実行」、「賢い水利用の促進」、「水供給の確保」、「健全な河川の保護」という4つの優先事項が定められ、水資源に関する情報提供、地下水揚水量の上限設定、旧式灌漑インフラの整備・改善及びパイプライン・節水インフラ・水処理工場への投資が実施される。さらに、家庭での雨水貯水タンク・中水道システムの設置支援や、脱塩、水のリサイクル、雨水再利用の促進を目的とした地域社会への投資も行われ、具体的には、政府が水の権利を適正な市場価格で買い上げ、水を再び環境に戻すといった方法がとられることになる。

詳細：<http://www.environment.gov.au/water/>



水のリサイクル設備  
©DEWHA

### 5. 「わが国のためのイニシアティブ」の開始

22億5,000万オーストラリアドルの予算を割り当て、2008年7月にスタートした「わが国のためのイニシアティブ」は、オーストラリア独自の自然環境を保護し、国の貴重な天然資源を持続可能な方法で管理することを目的に掲げている。同イニシアティブは、世界的な気候変動の中で、健全で適切に保護・管理された力強い自然環境と生態系の構築を目指している。

同イニシアティブでは、以下の6つの国家優先課題を定めている。

1. 包括的で適切かつ代表的な自然保護システムを構築する。
2. 生物多様性及び天然記念物を保護する。
3. 沿岸環境及び危機的な水中生息域を保護する。

4. 持続可能な農業を促進する。
5. オーストラリアの僻地と北部の天然資源管理を通して、特に先住民族のために環境・天然資源がもたらす資産を確保する。
6. 地域社会の技能、知識、関与を高め、景観向上に資する能力を育成する。

詳細：<http://www.nrm.gov.au/funding/future.html>

## 6. 世界遺産活動への貢献

オーストラリアは、国連教育科学文化機関（UNESCO）による世界遺産活動を支援するために（特にアジア太平洋地域を対象）、250万オーストラリアドルの分担金を拠出している。太平洋地域は文化・自然遺産の宝庫であるにもかかわらず、世界遺産登録数は3件のみであり、存在感が非常に薄い。

オーストラリアがUNESCO世界遺産センターに拠出している分担金のうち100万オーストラリアドルは、太平洋島嶼国のために活用されている。

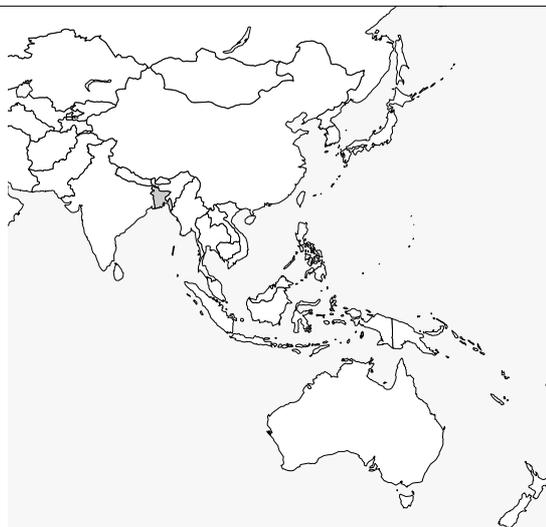
詳細：<http://www.environment.gov.au/minister/garrett/2008/mr20081013.html>



植樹をする児童  
©DEWHA

# バングラデシュ

≡ バングラデシュ高等研究センター (BCAS)  
 ≡ フェロー  
 ≡ カンダカ・メヌディン



## 1. 大気汚染が死亡と罹患の主要因

最近発表された国家環境アセスメント(2006)によると、バングラデシュの罹患率と死亡率を高める一番の原因は大気汚染であり、都市の大気汚染が20%~30%減少すれば、年間1,200人~3,500人の命が救われ、8000万~2億3,000万症例の病気を回避できる。バングラデシュ政府は、広範囲に悪影響を及ぼしている都市の大気汚染問題に取り組む必要性を認識し、世界銀行と共同で環境アセスメントを実施した。また政府は、主な汚染部門(都市交通、レンガ製造部門)を対象とした持続可能な環境への取り組みに資金援助を行うという世界銀行からの提案を受けて、「きれいな空気と持続可能な環境(CASE)」プロジェクトを策定した。大気汚染の減少と安全な交通の確保に焦点が当てられたCASEプロジェクト案は、従来の規制アプローチではなく、革新的なアプローチを用いて問題解決を図ることを目的としている。具体的には、都市大気汚染の緩和にコベネフィット(相乗便益)アプローチが採用され、主要汚染部門の温室効果ガス排出量削減だけでなく、輸送部門における交通管理や安全性の向上にも対策が講じられる。世界銀行チームは最近、同プロジェクト案の評価を実施し、バングラデシュ政府担当者と共にプロジェクト作成の進捗状況を精査した。

CASEプロジェクト案は、ダッカ市の大気環境改善に大きな貢献を果たした世界銀行の2件のプロジェクト(「大気質管理プロジェクト(AQMP)」と「ダッカ都市交通プロジェクト(DUTP)」)の経験と教訓を活かして策定された。

出所: 「The Daily Star」(2008年8月11日)

## 2. 気候変動に関するダッカ宣言: SAARC閣僚会合で多角的対策を協議

気候変動に関する南アジア地域協力連合(SAARC)閣僚会合で採択された「気候変動に関するダッカ宣言」は、気候変動への適応、技術移転、気候変動の緩和、国際交渉プロセスにおける能力構築を含む様々な分野の行動計画を提言している。同宣言は、「全ての加盟国には食糧・水・エネルギー安全保障を確保する権利がある」と明言し、各国はSAARC加盟国間での協議に基づいて国際交渉の場で自らの立場をとるべきであるとしている。また、国際社会が相互合意の下で資金援助を行ってパートナーシップ開発を推進するよう求め、それらを先進国の倫理的義務であると主張している。

SAARC加盟国はダッカ宣言の中で、気候変動に関するアドボカシー運動や意識向上プログラムを促進し、低炭素社会に求められる習慣を育成することを表明しており、具体的には、SAARCが定めた手続きに従い、気候変動問題をテーマに科学的根拠に基づいて作成された教材を教育カリキュラムに導入する等の方法が含まれる。

また同宣言には、CDMプロジェクト開発等能力構築に関する気候変動の問題並びに温室効果ガス削減のインセンティブの面でSAARC加盟国が協力することを定めた規定が盛り込まれ、カーボンシンクや成功事例の情報交換、気候変動の影響緩和に関する研究開発・適応策実施によって得られた結果の共有及びSAARC基準に基づいた技術開発・移転等における南南協力の促進が期待されている。

さらに同宣言は、先進国が2世紀に渡って温室

効果ガスを排出し続けたことが気候変動の主な原因であるとし、そのために気候変動にほとんどまたは全く責任のない途上国が、持続可能な開発やミレニアム開発目標（MDG）の達成において直接的な脅威にさらされているとの認識を示している。

7月1日から3日間ダッカで開かれた同会合には、各国の環境大臣や政府代表・専門家が出席し、気候変動がもたらす悪影響を最小限に抑えるための様々な方策が議論された。

同会合の開会を宣言し、議論の方向性を導いたのはF・アーメド内閣首席顧問で、同氏は、「先進国は二酸化炭素排出量を大幅に削減すると共に、南アジア地域が気候変動に強い地域となるように適応策への補償融資を行うべきである」と明言した。

首席顧問特別補佐のR・D・ロイ氏が議長を務めた閣僚会合の後、2日間に渡って専門家会合が実施された。

出所：「The Independent」（2008年7月4日）

### 3. アティク・ラーマン博士が「2008年度UNEP地球大賞」を受賞

著名な環境専門家アティク・ラーマン博士が、アジア太平洋地域における活動の功績を称えられ、2008年度UNEP地球大賞を受賞した。受賞者は第10回国連環境計画（UNEP）管理理事会特別会合（ケニア・ナイロビ）の場で発表され、バングラデシュ高等研究センター専務理事のアティク博士は、ニュージーランドのヘレン・クラーク首相、スーダンの科学者であるバルジス・オスマン・エラシャ博士、バルバドスのヘンリエッタ・エリザベス・トンブソン元エネルギー・環境大臣、モナコのアルベール2世、アメリカのティモシー・E・ワース元上院議員及びイエメンのアブドルカーデル・バージャンマール元首相と共に同賞を受賞した。

アヒム・シュタイナーUNEP事務局長は受賞通知書の中で、持続可能な開発と環境・資源管理において国内外の豊かな経験を持つアティク博士を、同分野の最も優れた専門家の1人であると高く評価した。

シュタイナー事務局長は、バングラデシュの環

境と開発に関するアティク博士の著書は同分野の参考文献として用いられることが多く、アティク博士が開設した「持続可能な開発の課題と南北対話」と題する博士課程コースは非常に革新的であると述べた。また、バングラデシュ国民であるアティク博士が持つ専門知識は、気候変動と洪水に極めて脆弱な同国にとって不可欠であるとし、これまでの貢献を称えた。

同賞はUNEPによって2004年に設立され、過去の受賞者には、イランのマアスーム・エブテカル元副大統領、ロシアのミハイル・ゴルバチョフ氏、ヨルダンのハッサン・ビン・タラール王子、そして米国のアル・ゴア元副大統領らがいる。

出所：「The Daily Star」（2008年1月28日）

### 4. 悪化する地下水ヒ素汚染の問題

「バングラデシュは将来、悪化し続ける地下水ヒ素問題に対処できなくなるかもしれない。」8月11日にダッカで開かれた国際シンポジウムにおいて専門家からこのような見解が示された。「バングラデシュの地下水ヒ素災害：水、土壌、植物の汚染」と題する同シンポジウムは、日本とバングラデシュの科学者チームが実施する研究プログラムの一環として開催され、井上正幸在バングラデシュ日本大使が特別ゲストとして出席した。日本大学のロイ・キンシュック准教授率いる同研究チームはバングラデシュ各地で定期的に実地調査を行い、土壌、水、植物のヒ素汚染状況を調べてきた。その結果、ナラヨンゴンジの様々な村で調べた植物種の中に、エンツアイやトウガンの根等ヒ素との強い親和性を持つものがあり、それらが土壌水からヒ素を吸収していることが分かった。また、アルム等一部の植物は、国際基準をはるかに上回る量のヒ素に汚染されていた。研究者は、汚染された掘り抜き井戸の水を農場や農作物の灌漑用水として使用してはならないと警告し、掘り抜き井戸は安全ではないため定期的な点検が必要であると指摘した。科学者たちは、ヒ素汚染が深刻な局面に陥りつつある中、この問題が次世代にとって大きな脅威になっていると述べている。また、地下水ヒ素汚染の問題は、バングラデシュの地理的・地質的要素だけでなく、文化や水利用習慣とも関連しているため、協調的取り組

みを通してヒ素による「沈黙の殺人」を食い止めなければならないと強調した。

出所：「The Daily Star」(2008年8月12日)

## 5. 英国が7,500万ポンドの資金援助を表明

英国は、長引く洪水やサイクロン「シドル」等近年起こった自然災害からの復興資金として、今後5年間かけてバングラデシュに7,500万ポンド(約1億3,200万ドル)の資金援助を行うと表明した。両国政府は、ロンドンの王立地理協会で開催された「英国-バングラデシュ気候変動会議」でこの取り決めに関する協定に調印した。また両国が発表した共同宣言には、先進国が2050年までに温室効果ガス排出量を50%削減し、バングラデシュの国民及び他の最貧国に住む人々の生命と財産を守るために両政府が共に協力することが記載されている。英国からはダグラス・アレクサンダー国際開発大臣、バングラデシュからはミルザ・アジズル・イスラム財務担当顧問が同協定に調印し、イスラム担当顧問は、気候変動投資基金の管理が世界銀行に委ねられる可能性があることを示唆した。英国政府は、上記総額から同投資基金に6,000万ポンドを拠出することを既に表明

している。また同会議では、デンマークのウラ・トーニス開発大臣とエコノミスト兼環境保護活動家のムザファル・アフマド氏もスピーチを行った。

英国政府は、投資基金への6,000万ポンド以外に、英国当局が資金援助を行っている様々なプロジェクトに対して1,200万ポンド及び研究資金として300万ポンドを拠出するとしているが、それらがバングラデシュに既に約束されている開発援助資金とは別に支払われるのか、その一部なのかは明らかにされていない。アレクサンダー大臣は、次の課題は気候変動の深刻な影響を受けている途上国を救うために排出量削減に関する国際的コンセンサスを形成することであると述べ、イスラム財務担当顧問は、今回の合意はバングラデシュが気候変動に極めて脆弱な国であることを改めて確認するものであると語った。イスラム財務担当顧問はさらに、国際社会、特に先進国に対して、自国の二酸化炭素排出量削減に取り組むと共に、バングラデシュが気候変動対策や行動計画を実施するために必要な資金を確保できるよう資金援助の拡大を求めた。

同共同宣言は先進国に対し、温室効果ガス排出量を削減し、最貧国や小さな島々、そして途上国を救うよう求めている。

出所：「New Age」(2008年9月11日)

# ブータン

国立ブータン研究所  
 研究員  
 ドルジ・ベンジョール



## 1. 新しい国立公園の建設

ブータンでは、建国100周年を記念して面積3,737平方キロメートルに及ぶ新たな国立公園が建設された。西はジグメ・ドルジ国立公園、東はボンデリン野生生物保護区には含まれた5つの地区に接する同公園にはほぼ無人の広大な土地が広がっており、生態系の保全やブータン北部に続く回廊の保護に役立つだけでなく、近隣のアルナーチャル・ブラデーシュ、シッキム、ラダック、そしてパキスタンに至る地域に生息する野生動物にも恩恵をもたらすと考えられている。

この地域には多くの氷河湖があり、ここを流域とするブータン国内の様々な川は水力発電に利用されている。また農業大臣によると、同公園には国花（青いケシ）、国獣（ターキン）、国樹（イトスギ）の他に、冬虫夏草、シャクナゲ、ヒマラヤマツ及び何百種類もの芳香・薬用植物が自生・生息し、さらにユキヒョウ、ジャコウジカ、青羊、ロイヤルベンガルトラ、レッサーパンダ、ターキン、ヒマラヤクロクマ、マーモット、その他数種

のキジ等の絶滅危惧種も多く確認されている。

現在、ブータンには国立公園が4ヶ所、野生生物保護区が4ヶ所、野生生物保全区域が1ヶ所設けられている。

出所：Kuensel（2008年6月11日）Vol XXIII, No. 45

## 2. ティンプーにSAARC森林センターを設置

2008年6月にブータンの首都ティンプーに設置されたSAARC森林センターは、森林問題関連の情報発信地として南アジア地域協力連合（SAARC）に加盟する8カ国によって活用されることを目的としている。同センターの主な活動は、山岳生態学に関する研究、新たな森林資源管理法や関連分野の調査、加盟国からの研究データ収集等にわたり、山岳生態学、参加型林業、持続可能な森林管理及び情報・知識管理に関するプログラムが中心となる。



新国立公園の所在地

©Kuensel



センターの開所式に出席したSAARC事務局長と農業大臣

©Kuensel

ブータンの農業大臣と共に開所式に出席した SAARC 事務局長は、「国家の開発理念である国民総幸福量の柱に環境保全を掲げているブータンこそ、同センターの設置場所にふさわしい」と述べた。

国土の約26%が保護区に指定されているブータンには、7,000種の維管束植物、770種の鳥、46種のシャクナゲが生息・自生し、調査が実施されるたびに新種が発見されている。

出所：Kuensel (2008年6月14日) Vol XXIII, No 46

### 3. 炭素取引への関心の高まり

現在ブータンでは、国内の自然環境を有効活用して収益を生み出すために、炭素取引の実現可能性に関する研究が進められている。京都議定書は、先進国で二酸化炭素を大量に排出している機関が、排出量の少ない途上国から排出権を購入することを認めており、世界銀行の調査によると、国際炭素取引市場は2007年に640億USドル規模に達している。

ブータンでは、まずは国内における二酸化炭素の排出について、そして国立公園や様々なプログラムにおける環境配慮型プロジェクトのカーボンシンク（二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫）について綿密な調査を行うことが必要とされている。

残念ながら、京都議定書は既存の森林を炭素取引の対象として認めておらず、新たな植林プロジェクトのみが取引可能となっている。自然保護局（NCD）によると、ブータンでは国土の8%を荒廃した林や低木地が占めており、これらの地域に植林を行えば大量の排出権が生み出される。

ブラジルのように既存の森林も炭素取引の対象に含めるよう求めている国は多くあり、もし2013年以降に議定書の内容が改訂されれば、排出権ポイントが最も高いと思われる亜熱帯広葉樹林が国内森林被覆率の大半を占めるブータンにとって有利になると考えられる。

国内の炭素取引については、下流地域のために水質維持に努めた上流地域に排出権を付与するという案の研究が行われることになっている。さらに、インドと共同で実施する大規模水力発電プロジェクトにおいても炭素取引に参加することが可能であり、排出量削減の貢献に対してブータンに

報酬がもたらされる。

出所：Kuensel (2008年6月11日) Vol XXIII, No 45

### 4. 21種の鳥がブータンで発見

ブータンは絶滅危惧種の野鳥が生息する数少ない国の1つであるが、自然保護局（NCD）は、ブータンで21種の鳥が新たに発見されたと発表した。

2008年3月には、12人の野鳥観察グループが、プナカのポチュ川沿いでズグロムクドリを発見した。ズグロムクドリは、アフガニスタン東部、ネパール、インド、スリランカ、そして今回のブータンのみでしか確認されておらず、黒い冠羽、オレンジがかかった赤茶色の頭、黄色いくちばしと足、そして灰色の翼を持つ鳥である。

NCDの森林担当職員は、「新たな鳥が発見されるようになった背景には、バードウォッチングに興味を持ち、鳥について学ぶ人の増加がある」と述べている。また、これまで16種の鳥を発見してきたシェラブ氏は、その一部が新たな場所を求めてやってきた漂鳥の可能性があると語っている。

ブータンで確認されている鳥のうち、24種は世界的な絶滅危惧種に指定されている。その1つであるベンガルハゲワシは最も深刻な絶滅危惧種に含まれ、過去10年間に個体数が8割以上減少している。

ブータンには他に、シロハラサギ、ナナミゾサイチョウ、ピナンゴジュウカラ、ムネアカミヤマテッケイ、そして有名なオグロツル等の絶滅危惧



ズグロムクドリ

種・希少種も生息している。

最近では、アカマユマシコ、ムナグロ、ルリヤイロチョウ、シロハラワウチワドリも新たに発見されている。

出所：Kuensel (2008年4月26日) Vol XXIII, No 32

## 5. トラとユキヒョウの生息地の重複

ジグメ・ドルジ国立公園の写真や同地で確認されている足跡を調査した結果、ロイヤルベンガルトラがかつてないほど高標高地に生息し、ユキヒョウの生息地と重複していることが判明した。トラがこれほどの高標高地に生息し、さらにユキヒョウと生息地が重複していることが公式に確認されている国はブータンだけである。

現在、国内のトラの総個体数を調べるために、GPS表示機能と赤外線センサーが付いたカメラを戦略的に配置した研究が実施されており、これによってトラが高標高地に生息するようになった理由とその意味が明らかになることが期待されている。考えられるのは地球温暖化と生息地の縮小であり、今後ブータンは、高標高地での生存競争という新たな現象を解明する研究の最前線になると予想される。

過去のデータでは、115頭から150頭のトラがブータンに生息していると示されている。



ユキヒョウとロイヤルベンガルトラ

出所：Kuensel (2008年5月7日) Vol XXIII, No 35

## 6. ブータンのゴミ事情

都市部で実施された廃棄物に関する初の全国調査によると、ブータンの国民は毎日約1キロの家庭ごみを出している。最も割合が高かったものは、生ごみや庭ごみなどの有機性廃棄物で、プンツォリンやサンドロップジョンカといった国境の町で最も回収量が多かった。2番目は紙くす・厚紙で、全ての紙製品、波状または波状ではないボール紙及び梱包材が含まれ、これらのごみを最も多く出していたのは企業であった。

また、驚くべきことに、ブータンでは1999年以降プラスチック袋の使用が禁止されているにもかかわらず、プラスチックごみが都市ごみの13%を占めていた。

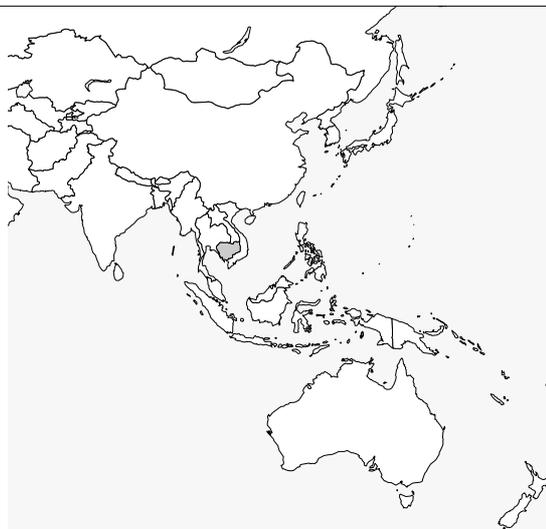
2007年にブータンの都市部で回収されたゴミ43,697トンのうち、有機性廃棄物が25,388トン、紙くす・厚紙が7,516トン（A4サイズのコピー用紙15億3,000万枚分）、プラスチックごみが5,550トン（1人当たりの毎週のプラスチック袋使用量約24枚分）を占めていた。

廃棄物をテーマに実施された初の全国会議では、参加した関係諸機関、自治体、企業及び産業界から、ごみの削減に対する国民の意識向上（特に学校レベル）、地方レベルのあらゆる団体に関与する明確なビジョンに基づいた廃棄物管理計画、適切な資金の確保、そして市民税の改正などが提案された。

出所：Kuensel (2008年8月20日) Vol. XXIII, No 64

# カンボジア

カンボジア王国政府環境省  
長官  
キュー・ムット



## 1. 開発計画担当者と化学物質管理担当者との相互理解促進のための地域ワークショップ

環境省は12月10日～12日にかけて、国連環境計画（UNEP）及び国連開発計画（UNDP）と共同で、「開発計画担当者と化学物質管理担当者との相互理解促進のための地域ワークショップ」を開催した。同ワークショップには、ブータン、カンボジア、インドネシア、ラオス、モルディブ、マレーシア及びベトナム等の様々な機関で働く約60人が参加した。

同ワークショップの主な目的は以下の2つである。

1. 化学物質管理及び開発計画を担う国家当局間の対話強化と相互理解促進を通じ、化学物質総合安全管理（SMC）を、途上国と市場経済移行国における開発計画の主流に位置づける。
2. 第2回国際化学物質管理会議（ICCM2）に提出する情報文書の作成に貢献する。同文書は、途上国と市場経済移行国の経験に基づいたSMC主流化に関する議論の活発化に役立てられる。

ワークショップでは主なステークホルダーが一堂に会し、化学物質管理の問題に関する様々な経験と意見が交わされた。また化学物質から人間の健康と環境を守るための方策も話し合わせ、各国の現行管理政策の長所・短所を検証し合う場もなった。



## 2. 第2回3Rナレッジ・ハブに関する地域ワークショップ及び第2回有害固形廃棄物管理に関するテーマ別作業部会

カンボジアでは12月1日～3日に、国連環境計画アジア太平洋地域資源センター（UNEP RRC.AP）と日本の環境省の資金援助の下で、「第2回3Rナレッジ・ハブに関する地域ワークショップ及び第2回有害固形廃棄物管理に関するテーマ別作業部会」と題する地域イベントが開催された。シームリアップで3日間開催された同ワークショップには、域内各国の様々な機関から40人が参加し、環境上適正な有害固形廃棄物管理、特に域内全ての国が担う3R（廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化）原則遵守という共通の責務に対する理解促進が図られた。さらに活発な意見交換によって有害固形廃棄物のモニタリング戦略策定に関する多くのアイデアが提示され、非常に有意義なフォーラムとなった。

有害廃棄物管理は、各国・地域の環境と調和を図りながら経済活動を推進する上で重要なステッ

プである。バーゼル条約締約国のカンボジアは、域内各国との協力の下で有害廃棄物関連のリスク削減に積極的に取り組んでおり、有害廃棄物の国家間移動の監視・規制向上を含む様々な努力を続けている。

有害固形廃棄物管理に関しては、環境省長官が「カンボジアは、あらゆる部門の参加を促しながら、有害固形廃棄物の効果的な管理に全面的に取り組むと共に、同廃棄物が及ぼす環境・健康リスク防止の成果を上げるために全力を尽くす」と表明している。このメッセージ、並びに同国が開催したワークショップの成功は、有害固形廃棄物が及ぼす悪影響を軽減するためにカンボジアがさらに一歩進んだ対策を講じていることを域内各国に示している。



### 3. 廃棄物管理の3R国家戦略

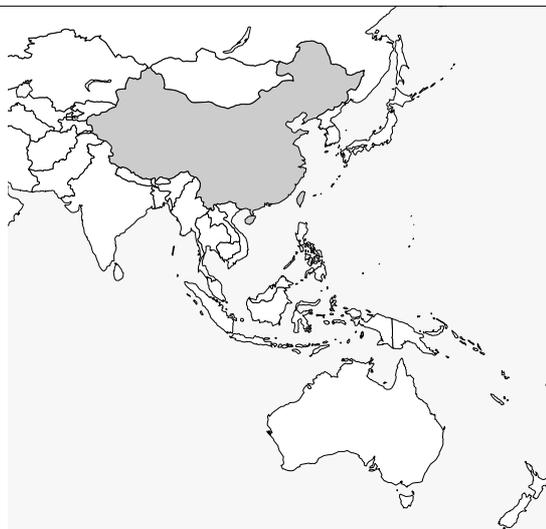
カンボジアでは、家庭、企業、手工業、産業界から発生する固形廃棄物を、プラスチック袋、プラスチックごみ、電子・電気廃棄物（EEW）、堆肥化可能な有機性廃棄物等のリサイクル可能な物質・ごみに分別する習慣が定着しておらず、あらゆる廃棄物が一緒に捨てられ、そのまま埋め立て処分場に運ばれている。廃棄物排出者やごみを捨てて生活している人々が、家庭のごみ捨て場や廃棄物集積場でプラスチック製容器、空き缶、金属、その他一部の資源ごみを分別していることはあるが、それらは全てジャンクショップに売る目的で集められている。

埋め立て処分場では、プラスチック袋を含む固形廃棄物管理が環境に配慮した形で行われておらず、環境、生物多様性、公衆衛生への懸念材料となっている。廃棄物の燃焼や、埋め立て地周辺の資源への浸出を適切に管理する必要があり、それが酸性雨、地球温暖化、気候変動の改善につながる可能性もある。

カンボジア政府は、日本の環境省の支援を受けて「廃棄物管理の3R国家戦略」の草案を作成しており、同戦略の策定は資源ごみの効果的な活用や埋め立て地のごみ削減に不可欠な役割を担うと期待されている。

# 中国

清華大学環境学部  
 環境管理と政策研究所  
 所長  
 常 杪



## 1. 北京オリンピックの開催により中国の環境が改善

「グリーンオリンピック、人文オリンピック、科学技術オリンピック」を合言葉にした北京オリンピックが開催された。準備段階から7年を経て、中国は国際オリンピック委員会との約束を果たした。北京オリンピックのメインテーマの1つである「グリーンオリンピック」とは、持続可能な発展という理念を、オリンピックの全過程で貫くということである。

具体的に、「グリーンオリンピック」のもとで以下の措置が実施された。

- 一連の環境対策の策定と実施
- グリーン技術の幅広い応用
- オリンピックを機会に、中国全土の都市環境インフラ建設を促進
- 産業構造の調整及びレベルアップを進め、省エネで環境に優しい産業構造の基盤を形成
- 環境状況、大気質の大幅な改善
- 市民の参加（北京市政府は、自動車排気ガス対策、煤煙対策、クレーンエネルギーの促進等を通じて、市民の生活環境改善に力を注いだ。一連の努力が市民から評価されると同時に、市民の環境保護意識も高まりつつある。）

「グリーンオリンピック」の実現により、中央政府の環境問題への関心が高まり、国家環境政策が従来型の「トップダウン（政府主導）」方式から「ボトムアップ（市民の全面参加）」方式に変わりつつある。また、環境政策・制度の促進がもたらされ、国際的な環境理念を持つ産業の発展が促された。



オリンピックのメイン会場「鳥の巣」（著者撮影）

出所：清華大学環境管理と政策研究所

## 2. 循環経済促進法が成立

8月29日に、第十一期全人代常務委員会第4次会议は中華人民共和国循環経済促進法を表决・可決した。胡锦涛国家主席は第4号主席令に署名し、同法が公布された（全文は新華社により公表）。

同法は、循環経済の促進、効率的な資源利用、環境の保護と改善、持続可能な発展の実現を目的に策定され、総則、基本管理制度、減量化、再利用及び資源化、激励措置、法律責任、附則の7章59条から構成されている。同法で定められている主な点は以下の通りである。

循環経済の促進に向けて、技術、設備、製品及び包装物について、回収・分解・生分解しやすく、無毒無害或いは低毒低害の材料及び設計プランを優先的に採用し、関連する国家標準を満たさなければならない。企業は、先進的な節水技術、方法及び設備を取り入れ、節水計画の制定・実施ならびに節水管理の強化に務めなければならない。また、国家は、石油の節約につながる効率的な製品の使用を企業に対して奨励する。

効果的な資源利用に向けて、企業は、生産過程から発生する煤塵、石炭、選鉱くず、廃棄石材、廃棄材料、廃ガスなどの工業廃棄物を再利用する。また、直列用水・循環用水システムにより水の重複利用率を増加させ、先進的な技術、方式及び設備を取り入れることで生産過程からの廃水を再利用しなければならない。あわせて、先進的な技術等により、生産過程から発生する余熱、過剰圧力も再利用する。

国家は、循環経済を促す産業活動に対して税収の優遇を与えることとし、先進的な省エネ、節水等の技術や設備・製品の輸入を奨励する。県級以上の人民政府及び関連部門は、循環経済の管理、科学技術研究、製品開発、普及において貢献した機関と個人を表彰するほか、企業も、際立った貢献を行った団体と個人を表彰する。

循環経済促進法は2009年1月1日より施行される。

出所：新華ネット20080901 TC

### 3. 水汚染防止法の改訂

中華人民共和国水汚染防止法は全人代常務委員会により改訂され、2月28日に公表、6月1日に実施された。今回の改訂により、地方政府の水環境における保護責任が明確化し、汚染源に対する管理監督が強化された。

改訂案は国家水環境保護目標責任制及び審査評価制度の実施を制度化し、水環境保護における関連目標の達成状況を地方政府及びその責任者の業績評価内容に入れている。重点水汚染物の排出総量指標を超過する地域に対しては、関連する環境保護主管部門が新たな重点水汚染物の排出総量関連プロジェクトにおける環境影響評価書類の発行を当面中止する。また、水汚染による損害の第三者賠償責任が追加され、水汚染事故を起した業者全体に対する処罰以外に、直接責任者及び主管者が年収の50%以下の罰金に課される。あわせて、水汚染物の不法排出に対しても厳罰が明記されたことにより、違法行為の抑止効果が期待されている。

出所：清華大学環境管理と政策研究所

### 4. 環境経済政策ロードマップの実施

国家環境保護総局（3月に環境保護部に昇格）は、2007年5月に関連部門と共に国家環境経済政策に関する研究と試験モデルの取り組みを開始し、環境税、グリーンローン、グリーン保険、区域生態補償、グリーン資本市場、排出権取引等、環境保護に有利な環境経済政策システムの構築を目指している。

2008年から実施された政策は以下の通りである。(1) グリーン保険の構築（汚染事故後の処理・保障メカニズム）：国家環境保護総局と中国保険監督委員会が2月18日に共同で「環境汚染責任保険に関する指導意見」を公表した。これにより、両部門が危険化学品企業、石油化学工業企業、危険廃棄物処理企業、特に近年重大事故を起した企業及び業界において試験モデルを導入する。(2) グリーン証券の構築（グリーン資本市場管理の枠組み作り）：国家環境保護総局が2月25日に「上場企業の環境対策に対する監督管理強化に関する指導意見」を発表した。証券監督委員会と共同で推進されるこの政策には、市場への資本参入に関する規制、後継資金の流入規制、懲罰的な上場廃止等の審査・監督管理制度が含まれている。上場企業の環境対策における審査制度と環境関連情報の公開制度を軸に、高いエネルギー消費と高汚染のいわゆる「両高」業界の過剰な発展を抑制し、上場企業の継続的な環境対策を促進し、資本市場のリスクを防止する。同時に、国家環境保護総局は、比較的成熟した上場企業の環境パフォーマンスに評価を下し、中国証券市場環境パフォーマンス指数、企業ランキングを公表する。これにより、上場企業の環境対策に対する社会的な関心を高め、企業の環境パフォーマンスの改善を促進させる。(3) グリーン貿易の実施と環境に優しくない関連製品の輸出入制限：2月26日に、国家環境保護総局は「2008年第一次高汚染、高環境リスク製品目録」を公布し、6つの業種と141種類の製品が対象となった。輸出貨物還付（免）税が認められている農薬、塗料、乾電池及び有機砒素類など39種類の製品に対し、国家環境保護総局は中国財政部、国家税務局に輸出貨物還付（免）税の取り消しを提案し、商務部、税関総署にこれら加工製品の取引禁止を提言した。リストにある141の製品の内訳は、高汚染の製品が16種類、高環境リスクの製品が63種類、高汚

染かつ高環境リスクの製品が62種類となっている。

出所：清華大学環境管理と政策研究所

## 5. 環境産業への投資が活発化

中国における環境汚染問題の深刻化、政府による環境・経済政策の推進、広範な市場と資本の積極的な参入等によって、中国の環境産業は国内外の投資家から注目を集めており、有望な新興市場と位置付けられている。

清華大学環境学部は、1月に中国環境投資ウェブサイト（[www.enviroinvest.com.cn](http://www.enviroinvest.com.cn)）と国際金融会社中国プロジェクト開発センターと共同で「2008年第一回中国環境投資大会」を北京で開催した。国家環境保護総局、財政部、地方政府、

国際金融組織、投資機関、環境関連企業、証券企業、研究機関及びマスコミから200名余りが参加し、中国の環境保護分野への投融資をメインテーマに意見交換を行った。数多くのベンチャー投資企業が環境・エネルギー分野に注目しており、環境関係技術、環境インフラ設備の建設・運営、省エネ技術、新エネルギー開発等の分野で動向が活発化している。



出所：中国環境投資ウェブサイト

China Environmental Investment Website  
([www.enviroinvest.com.cn](http://www.enviroinvest.com.cn))

# フィジー

南太平洋大学  
経済ビジネス学部長  
ビマン・チャンド・プラサド



## 1. 内陸・海岸・海洋の水質汚染

フィジーの広大な海岸線には多くの村や町が集中し、漁業・産業・娯楽の中心地として栄えているが、そのことが内陸部の水域・海岸・海洋の深刻な水質汚染を招いている。一番の原因は、あらゆる種類の家庭・商業・産業廃棄物がこれらの水域に投棄されていることで、2月には工場の産業排水がラウカラ湾岸に流されていることが報じられ、5月にはナサセ護岸の石油流出が政府施設の排水溝から流された油によるものであることが発覚した。

最近になってこのような慣習をなくすための法律が制定されたが、施行・監視体制が不十分なため効果はほとんど上がっていない。

出所：「フィジー・タイムズ」  
(2008年2月21日、4月11日)

## 2. 悪化する固形廃棄物処理問題

ごみ再生施設の建設遅延によって、沿岸地域とその周辺環境がさらに悪化する恐れがあることが2月に報じられた。地元住民の大半は家庭・産業廃棄物の処分方法に関する教育を受けておらず、道路や海岸のあちこちでごみが捨てられている。市・国家当局による取り組みは不十分で、NGOも今日まで環境に安全な廃棄物処理に関する効果的な啓蒙活動を行っていない。

出所：「フィジー・タイムズ」(2008年2月19日)



スバ海岸に捨てられたごみ  
「フィジー・タイムズ」(2008年6月4日)

## 3. 森林の減少

森林の減少はフィジーが直面している最も深刻かつ広範な環境問題の1つで、移動・定着農業や居住（道路建設を含む）を目的とした森林伐採がその主な原因である。

6月6日付「フィジー・タイムズ」は、エペリ・ナソメ環境大臣の以下の発言を掲載してい

る。「森林が伐採されると土壌侵食が起こり、付近の天然水路に泥が溜まる。森林減少を引き起こしている主な原因は、無秩序な乱伐や農村・森林地域でのインフラ開発等である。」

「政府が策定した国家生物多様性戦略行動計画(NBSAP)は、天然資源リストを作成し、様々な理由に基づいた保全対象地域を指定している。また2005年環境管理法は、全ての開発計画案に対して、自然環境への悪影響を最小限に抑えるための環境影響評価(EIA)実施を義務付けている。」

ナソメ大臣はさらに、森林伐採に関する国家規準が森林省によって定められており、その中で適切な伐採活動に関する指針も提供されていると強調している。

出所：「フィジー・タイムズ」(2008年6月6日)

#### 4. 沿岸・海洋資源の枯渇

沿岸・海洋資源の枯渇は開発目的の沿岸地域埋め立てが原因であり、沿岸地域の開発が激増しているフィジーが抱える大きな課題の1つである。ホテルやビルを建築するために、海岸侵食を防ぐ役目を果たしているマングローブその他植物の伐採が進み、3月10日付「フィジー・タイムズ」は、海岸汚染の増加、環境影響評価が実施されない急速な開発及び資源の乱獲によって、サンゴ礁や沿岸生息地が脅威にさらされていると報じている。

採掘・建設作業による土壌堆積物の流出、土地の埋め立てによる湿地排水、観光・娯楽目的のリゾート、ホテル、マリナー建設、沿岸工業地帯の開発、そして海運・商業目的の港湾建設によって多くの自然生育地が破壊され、深刻な環境問題を引き起こしている。

また9月4日付「フィジー・サン」は、海洋鉱物資源の需要急増が、沿岸の環境と生態系に深刻な影響を及ぼす恐れがあると報じている。

出所：「フィジー・タイムズ」(2008年3月10日)、

「フィジー・サン」(2008年9月4日)

#### 5. 気候変動の影響

気候変動は世界中で気象パターンの変化を引き起こしているが、最も大きな影響を受けているのはフィジーのような島嶼国である。フィジーでは国民の大半が沿岸地域に住み、沿岸の埋め立てによって都市の開発が進められてきた。そのため気候変動によって海面が上昇すると田畑での持続可能な農業が不可能になり、フィジーの農業部門や食の安全保障といった生存要素が脅かされることになる。

11月15日付「フィジー・タイムズ」は、モナサブ水力発電ダムの10月の降水量がわずか400ミリリットルしかなく、発電により水位が1日に1.5メートル下がるため、現在水位が危険なレベルに達していると報じている。

出所：「フィジー・タイムズ」(2008年11月15日)

#### 6. 排水処理システムの不備

フィジーでは、水路・海岸汚染を引き起こす排水処理の問題が懸念されている。現在の人口に必要な下水インフラが十分整備されていないことが原因の1つで、さらに沿岸の村や無断居住者地域で環境に配慮した下水処理方法が行われていないことにも起因している。また、国民の半数以上が用いている汚水処理タンク方式は、フィジーが地層的に波状地形で、耕作にあまり適さない土壌、降雨パターンが変化しやすいことを考えると極めて好ましくない。

自治体による排水収集・処理システムの不備も問題で、保守整備が不適切なため下水管が頻繁に



フィジー港湾公社本部前の道路で溢れ出す下水(スバ・キングスワープ)  
「フィジー・タイムズ」(2008年10月16日)

破裂し、水質汚染や富栄養化による魚の死亡だけでなく、公衆衛生上の問題も引き起こしている。また、下水処理施設の処理能力が低いため、大雨の際には下水が未処理のまま沿岸地域に流されることもある。

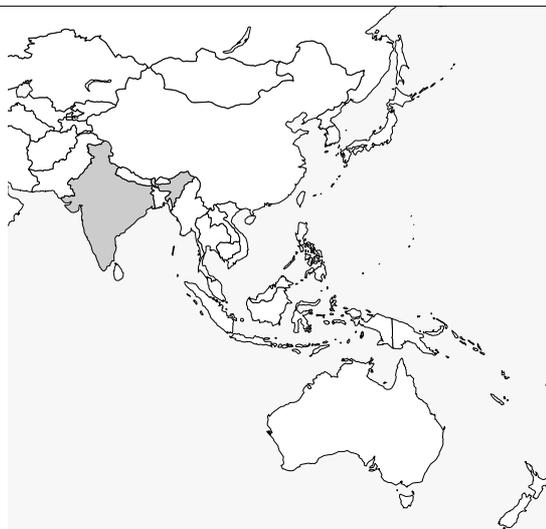
参考文献：

Cooper. M, 1999. *Setting Environmental Priorities. The CQ Researcher, Vol 9. No. 19.*  
Government of Fiji. Department of Environment. *Draft Sustainable Development Bill. 1998.*

Government of Fiji. Department of Environment: *National Solid Waste management Strategy & Action Plan 2008 - 2010, 2007.*  
World Bank. *Expanding the Measure of Wealth. Indicators of Environmentally Sustainable Development. 1997.*  
<http://www.wwfpacific.org.fj/> Various newsletters and publications.  
*The Fiji Times* — various days  
*The Fiji Sun* — various days

# インド

ウィンロック・インターナショナル・インド  
シニアアドバイザー  
カリパダ・チャテジー



## 1. 気候変動に関する国家行動計画 (NAPCC) を発表—8つの国家ミッションを策定

インドは、「気候変動という地球規模の脅威に対処しながら急速な経済成長を維持する」という課題に直面している。この脅威はそもそも、先進国における急激な産業発達と高度消費型ライフスタイルによって人為的に発生した温室効果ガスが長年にわたって大気中に累積したことが原因であるが、インドとしても、国際社会と協調して気候変動の脅威に取り組むと同時に、気候変動に適応するための国家戦略を策定する必要がある。また、生態学的持続可能性を伴う発展を追求しなければならず、インド固有の豊かな資源を活用しながら、経済・社会発展と貧困撲滅を最優先課題に据え、なおかつ環境や生態系の維持を重んじる文明の遺産を守り続けなければならない。

インドが6月に発表した気候変動に関する国家行動計画 (NAPCC) は、開発目標と気候変動対策を同時に達成するコベネフィット型対策を推進し、インドの発展と気候変動への適応・緩和を促進するための様々な措置を示している。

NAPCCでは、①ソーラーエネルギーの促進、②エネルギー効率の向上、③持続可能な居住環境の創出、④水の保全、⑤ヒマラヤ山脈の生態系保全、⑥グリーン・インドの達成、⑦持続可能な農業の促進、⑧気候変動に関する戦略的知識の獲得、という8つの国家ミッションが定められている。

ソーラーに関するミッションの目的は、太陽光エネルギーの利用割合を大幅に引き上げながら、原子力、風力、バイオマス等他の再生可能エネルギーや非化石燃料オプションの拡大も促進するこ

とである。また、エネルギー効率に関するミッションは、省エネ対策の実施を義務付けた2001年省エネルギー法に基づいて策定されている。

持続可能な居住環境に関するミッションの目的は、ビル・住宅の省エネ化、廃棄物管理、公共交通のモーダルシフトを通じて持続可能な居住環境を形成することである。

水に関するミッションの目的は、統合的水資源管理を実現し、水資源の保全と排水の減少、国内における公平な水配分を確保することである。

ヒマラヤ山脈の生態系保全に関するミッションは、ヒマラヤ山脈の氷河と生態系保護を目的とした管理対策の改善を目指している。

グリーン・インドに関するミッションは、カーボンシンクを含む生態系サービスの拡大を目的とし、首相による「グリーン・インド・キャンペーン」では、600万ヘクタールの植林と、森林被覆面積を現在の23%から33%に増加させるという目標が掲げられている。

持続可能な農業に関するミッションでは、気候変動に強い農業を確立するための戦略を策定し、新たな作物品種、特に高温、異常気象、長期の日照り、洪水、湿度の変動にも耐えられる品種・栽培法の特定及び開発を進める。

また、国際的な研究・技術開発やオープンソースプラットフォームを含む協調メカニズムに参加するために、気候変動に関する戦略的知識を獲得する。

出所：インド政府・首相ホームページ

(<http://pmindia.nic.in/>)

## 2. エネルギー安全保障に向けた原子力協定

インド政府は、国内外のエネルギー需要増加を満たすクリーンで効率的な原子力エネルギーの重要性、並びに国のエネルギー安全保障確保を目的とした平和的原子力利用の法的枠組みを構築する必要性を認識し、米国政府と原子力協定を締結した。同協定によって、核燃料サイクル関連のあらゆる側面を網羅した米国との民生原子力協力が可能になると共に、インドは、国際原子力機関（IAEA）が定める目的及び保障措置とその重要性を支持し、核兵器その他核爆発装置の拡散防止協定の下で原子力エネルギーの平和的開発・利用を目指す国際協力に参加することを確約する。核物質とその環境の物理的保護を使命に掲げた同協定の有効期間は40年で、以後10年ごとの延長が可能である。

出所：インド政府・首相ホームページ  
(<http://pmindia.nic.in/>)

## 3. 気候変動と生物多様性：東ヒマラヤ山麓のシャクナゲ保全プロジェクト

気候変動が植物に及ぼす影響は近年より顕著になり、その科学的証拠も蓄積されつつある。しかし、植物に対する他の様々な脅威がある中で気候



変動の痕跡をとらえることは非常に難しく、基礎情報の不足がその状況を悪化させている。このような問題解決の一助となるのが、ウィンロック・インターナショナル・インドが実施する「生物多様性と保全プログラム」の「シャクナゲ保全プロジェクト」であり、インド科学技術局（DST）の支援の下、アルナーチャル・プラデーシュ州西部のモンパ族が所有する森林でコミュニティ樹木園の建設が進められている。まず、標高約9,000フィートの地域に植物園が建設され、最終的には各標高域を拠点に植物園ネットワークを形成し、東ヒマラヤ山脈に生息するシャクナゲの全容を明らかにするという構想も立てられている。

同植物園は、気候変動がシャクナゲとヒマラヤ山脈の森林に及ぼす影響を研究する研究地区としての役割を果たすことになる。植物の季節的反応は気候変動の生物学的指標として極めて有用なため、各標高域の温帯林に分布しているシャクナゲは研究対象として最適である。また、過去に様々な植物収集家によって作成された記録は、シャクナゲの季節的パターンの変化を解明する有効なカギとなり、同地域に住む主要部族のモンパ族やシュルドゥクペン族に古くから伝わる知識も気候変動の重要証人として大変貴重である。

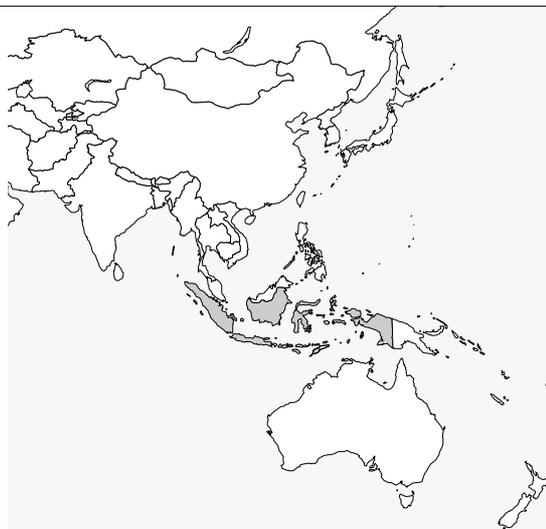
過去の記録や伝統知識からもたらされた証拠を補完するのが、現地の気象観測所から得られる降水量、気温、降雪量に関する気象データである。

科学技術局が支援するこのシャクナゲ植物園プロジェクトは2008年11月からスタートし、アクションプラネットから提供されたSPOT衛星画像を用いてシャクナゲの分布図作成に取り組んでいる。さらに、シャクナゲの満開時期である2009年2月～5月には、現地で実地調査が行われる予定である。

出所：Sudipto Chatterjee「生物多様性と保全に関する報告書」、ウィンロック・インターナショナルインド (sudipto@winrockindia.org)

# インドネシア

ボゴール農科大学森林学部  
森林資源保全とエコツーリズム学科教授  
アニ・マルディアストゥティ



## 1. インドネシア警察が過去最大規模のセンザンコウ密輸事件を摘発

インドネシア国家警察犯罪捜査局と森林省は、7月末に冷凍状態で梱包され密輸寸前だったマレーセンザンコウ13.8トンを押収し、容疑者14人を逮捕した。同国でこれほどの量が押収されたのは初めてである。

センザンコウはインドネシアの国内法で保護され、ワシントン条約 (CITES) によって国際取引が禁止されている。天然資源と生態系の保全に関する法律No.50/1990に違反してセンザンコウを密輸した者は、最高5年の懲役刑及び1億インドネシアルピア (IDR) の罰金刑に処せられる。

センザンコウは体のほぼ全ての部位が取引の対象となっている。密輸業者はまず捕らえたセンザンコウを撲殺し、熱湯に浸して皮膚からウロコを剥がす。その後洗浄・計量・梱包されたセンザンコウは、出荷まで冷蔵保存される。捨てられるのは腸の部分だけで、肉と内蔵は食用になり、皮は財布やハンドバッグに加工される。特に人気が高いのがウロコで、伝統薬や化粧品原料に使われている。

冷凍されたセンザンコウの肉は、通常マレーシアやベトナム経由で中国、台湾、香港のレストランに運ばれる。センザンコウの肉は現地の市場で1キロ当たり最高25万IDR、国際市場では1キロ112USドルで売買され、レストランに売られる場合はその倍の1キロ当たり約210USドルの値が付く。ウロコは1枚1USドルまたは1キロ400USドルで売られており、これほどの大金が稼げる野生生物の密輸が魅力的なビジネスに映るのも無理のないことである。

今回押収されたセンザンコウの肉・皮・ウロコの密輸による国内損失額は、254億IDR (250万USドル) に上ると推計されている。



押収されたセンザンコウの冷凍肉  
(撮影：インドネシア国家警察、森林省)

出所：「ジャカルタ・ポスト」(2008年8月30日)；  
トラフィック・サウスイーストアジア

## 2. 「幻のシカ」を発見

スマトラ西部にあるケリンチ・セプラト国立公園の山間で、密猟者のワナにかかっていたところ

を密猟パトロール中のファウナ・フローラ・インターナショナル (FFI) とケリンチ・セブラト国立公園トラ保護グループによって保護されたシカは、絶滅したと考えられていたスマトラホエジカ (学名: *Muntiacus montanus*) であることが明らかになった。スマトラホエジカが最初に発見されたのは1914年で、1930年を最後に目撃されていなかった。

救出されたシカはFFIケリンチ・セブラト・プログラムマネジャーのデビー・マター氏によって写真撮影されたが、生きたスマトラホエジカが写真に収められたのは初めてのことで、その後さらに2頭が同公園のそれぞれ別の場所で自動赤外線カメラによって撮影された。

「幻のスマトラホエジカ」は、国際自然保護連合 (IUCN) が作成する絶滅危惧種レッドリストの「情報不足種」に分類されている。その生息地は焼畑式森林伐採や違法な道路建設によって深刻な脅威にさらされている上に、密猟者が野生生物を捕獲するため各地にワナを仕掛けている。

FFIは、インドネシア科学院と森林省との協力の下で実地調査プログラムを立ち上げて、スマトラホエジカの生息範囲、生態系及び個体数を緊急に調べる予定で、再び発見された大型哺乳類スマトラホエジカの未来を守るために、同国立公園周辺の地元政府からも同様の協力が得られることが期待されている。



密猟者のワナにかかっていたところを救出されたスマトラホエジカ (撮影: FFIインドネシア)

出所: Wildlife Extra (2008年10月10日)

### 3. 第5回IOSEA総会がバリで開催

8月20日から23日にかけてバリ島サヌールで

インド洋・東南アジア地域 (IOSEA) ウミガメ協定 (MoU) 第5回年次総会が開かれ、インドネシアが主催国となった同会議に28加盟国が参加した。IOSEA MoUは、インド洋と東南アジア地域に生息するウミガメを保護し、その生息地を保全・回復することを目的とした多国間協定で、他の関連機関との連携の下で活動を展開している。

ウミガメは絶滅危惧種で、現在タイマイ、ヒメウミガメ、オサガメ、アオウミガメ、アカウミガメ及びヒラタウミガメの6種がインドネシアの国内法によって保護されている。インドネシアでは毎年7,700匹以上のウミガメがトロール漁等の網にかかって捕獲されていると推計され、マグロの延縄漁やエビのトロール漁で偶発的に捕獲されることも多い。

持続可能な漁業を目指すインドネシアは、地域漁業管理機関 (RFMO)、インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) の正式加盟国であり、さらに中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) への加盟作業も進めている。

同会議では、ウミガメと漁業との競合を軽減するための国家の役割が強調され、移動性動物であるウミガメの生息地を保全するには、営巣地の保護及び漁業がウミガメの死亡率に与える影響の軽減等を通じた多国間の取り組みが必要であることが再確認された。

また同会議の結論として、加盟国間の協力を強化すると共に、偶発的捕獲を減少させるウミガメ排除装置 (TED) やサークルフックを用いた新たな漁法を推進するネットワーク構築が不可欠であることが表明された。



IOSEA MoU加盟国代表が出席したIOSEA会議 (撮影: 著者)

出所: <http://www.ioseaturtles.org/>

WWFインドネシア <http://www.wwf.or.id>

「ジャカルタ・ポスト」(2008年8月27日)

#### 4. チャールズ皇太子がハラパン熱帯雨林を訪問

極東を歴訪していたチャールズ皇太子は、11月2日に世界で最も革新的な熱帯雨林保全プロジェクトの1つであるハラパン熱帯雨林保全プロジェクトを視察した。今回の訪問は、熱帯雨林保護活動に積極的に取り組んでいるチャールズ皇太子の熱心さを表すものであり、皇太子はジャンビ州にある同熱帯雨林の生物多様性の豊かさを賞賛した。

皇太子は、一度伐採されたスマトラ島の熱帯雨林が、バードライフ・インターナショナル、ブルン・インドネシア（インドネシアのバードライフ）及び英国王立鳥類保護協会（RSPB）（英国のバードライフ）から成るコンソーシアムによってどのように保護され回復しているかを視察した。これら3機関は、面積101,170ヘクタールの同熱帯雨林の再生活動に共同で取り組んでいる。スマトラ島の森林の大半はパーム油や木材のプランテーションのために破壊され、この熱帯雨林にはインドネシア語で「希望」を意味する「ハラパン」という名が付けられている。

ハラパン熱帯雨林プロジェクトは、世界初の森林再生計画に指定されている。南スマトラ州とジャンビ州にまたがる101,000ヘクタールの低地森林が保護の対象で、その半分以上の森林が過去30年間に劣化してしまった。森林省は同コンソーシアムに対し、2008年4月から100年間、

森林再生のために同熱帯雨林を使用する権利を与えたため、開発業者が残りの木を伐採することはもはやできなくなっている。

インドネシアには熱帯雨林保護を実現する大きな可能性があり、この先駆的プロジェクトは、森林に頼って暮らす人々や野生生物を守るためにハラパン熱帯雨林のような貴重な森林をどのように保護すべきか、またそれが世界の温室効果ガス削減にどのように役立つかを示す良い例になると期待されている。またそれは森林の炭素貯蔵能力の維持、洪水被害の減少、ユニークな野生生物の保護にもつながり、希少なスマトラトラ、スマトラゾウ、優雅なサイチョウその他300種もの鳥類が現在ハラパン熱帯雨林によって守られている。

ハラパン熱帯雨林は、年間最大500万トンの二酸化炭素を吸収すると見込まれている。同コンソーシアムは、プロジェクトの資金調達手段として同森林を対象とした排出権取引を利用でき、さらに昨年バリで開かれた国連気候変動枠組条約締約国会議（COP13）で採択された新制度、「森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減（REDD）」メカニズムの導入も検討している。

出所：<http://www.rspb.org.uk/sumatra>、「ジャカルタ・ポスト」（2008年11月2日）、「ザ・テレグラフ」（2008年10月26日）[http://www.telegraph.co.uk/earth/main.jhtml?xml=/earth/2008/10/26/sm\\_rspbsumatra.xml](http://www.telegraph.co.uk/earth/main.jhtml?xml=/earth/2008/10/26/sm_rspbsumatra.xml)



生物多様性豊かなハラパン熱帯雨林を視察するチャールズ皇太子（左）植林を行うチャールズ皇太子（右）  
（撮影：バードライフ・インドネシア）

## 5. スマトラトラが国立公園に移送される

森林省は7月22日に、「アガム」と「パンゲラン」と名付けられた2頭のスマトラトラを、スマトラ島ランブン州にあるブキット・バリサン・スラタン国立公園に移送した。今回の移送は長いプロセスを経て実現し、まず約1ヵ月前の6月27日に、森林省がサファリパーク・インドネシア、PT Kreasi Adhiniaga（民間企業）、その他多くの自然保護団体の協力を得て、アチェ州（スマトラ島北部）からランブン州（スマトラ島南部）のブキット・バリサン・スラタン国立公園まで5頭のトラを空輸した。このような生息地の移動が行われるのは世界で2度目で、島内での生息地の移動は初めてのことである。

その後1ヵ月間、タンプリン（タンパンとベリンビン）野生生物保護区で健康検査や治療が施され、開放された2頭には、新たな生息地での移動状況を観察するために全地球測位システム（GPS）追跡装置が取り付けられた。残り3頭はまだ治療中で、近々開放されることになっている。同治療施設は国立公園内にあり、2003年にベリ

ンビンの100ヘクタールの土地に建設された。

スマトラ島にはスマトラトラがわずか350頭から400頭しか生息していないとされ、これら5頭は、トラと人間との摩擦が問題になっている南アチェの住民によって捕らえられた。アチェでは、農地拡大による森林減少が原因でトラが家畜や人間を襲う事件が急増しており、5頭の新たな生息地には、餌が豊富なブキット・バリサン・スラタン国立公園が選ばれた。

絶滅危惧種にとっての脅威は生息地である森林の減少だけではない。未だに野生生物の密売ネットワークで取引が行われている。トラは野生動物の収集家に人気があり、伝統薬の原料にも使われている。また、トラのひげや爪等他の部位の需要も高く、これらはお守りとして効果があると信じられている。このような状況を受け、インドネシア政府はスマトラトラを保護優先度の高い種に指定した。

出所：「ジャカルタ・ポスト」（2008年7月24日及び2008年8月6日）



飛行機から降ろされるトラ（左）解放されるトラ（右）（撮影：著者）

# 日本

拓殖大学  
准教授  
原嶋洋平



## 1. 地球温暖化問題と洞爺湖サミット

2008年には、日本で地球温暖化問題への関心が一気に高揚した。年頭から、地球温暖化問題を取り上げた数多くの特別番組がテレビで放映された。日本は、2008年から京都議定書に基づいて温室効果ガスの排出量を削減する義務を履行しなければならない。さらに、ポスト京都議定書の国際交渉も始まった。2008年7月に日本で開催されたG8北海道洞爺湖サミットでは地球温暖化問題が主要議題であった。G8の首脳は、長期目標として「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を、気候変動枠組条約の全ての締約国と共有し、採択することを求めること」で合意した。中期目標では合意できなかったが、中期目標の策定と各国の排出削減を進める手法として、日本は「セクター別アプローチ」と呼ばれる独自の提案を行っている。2009年末までに先進国と途上国を含む全ての国々が中期目標で合意する必要がある。



サミットが開催された北海道洞爺湖

北海道洞爺湖サミットにおける成果の詳細：

<http://www.g8summit.go.jp/index.html>

## 2. リサイクル制度の危機

日本では、1990年代末から、循環型社会を実現するために、容器包装、家電製品、食品、建設資材、自動車等でリサイクル制度が整備された。約10年間を経て、2つの重大な問題が顕在化し、日本のリサイクル制度は危機に直面している。その1つが、日本の大手製紙会社が再生紙の古紙配合率を偽る、いわゆる「エコ偽装」の事件である。この事件によって、エコ・ラベルに対する消費者の信頼が大きく揺らいだ。次に、世界的な資源不足と近隣国の急速な経済発展を背景にして、使用済のペットボトル等のリサイクル資源の多くが海外に流出してしまった結果、日本でリサイクル企業の経営が悪化した。日本は、国際的な視点にたつて、リサイクル制度の在り方を見直す必要に迫られている。

## 3. 国内排出量取引制度をめぐる論争

京都議定書の目標を実現するために、日本は地球温暖化防止に向けた国内政策措置をさらに強化する必要がある。これに関する議論で焦点となったのが国内排出量取引制度の導入であった。この争点をめぐっては、政府と産業界の意見が大きく対立した。環境省や環境専門家の多くは、EUやアメリカの先事例を引き合いにして、国内排出量取引制度の早期の導入を要求した。これに対し

て、産業界は国内排出量取引の導入には極めて消極的であった。その理由には次のようなものがある。①経団連の環境自主行動計画等、日本では企業による自主的な取組みが実績をあげている。②企業の排出に強制的なキャップを設けることは、産業統制につながる。③国内排出量取引制度の導入によって国内産業が海外に流出する。2008年6月の地球温暖化問題に関する懇談会による首相への提言では、国内排出量取引制度について、試行的な実施を通して、今後も検討を続けることを求めた。これを受けて、政府は国内排出量取引の試行的な実施に着手している。

「地球温暖化問題に関する懇談会」の提言に関する詳細：  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai05/05siryou1.pdf>

## 4. 観光と環境

2008年4月から、日本ではエコツーリズム推進法が施行された。この法律は、エコツーリズムを通して自然環境の保全、観光振興、環境教育の3つの目的を同時に達成しようとするものである。観光は、地域社会において重要な産業の1つで、地域経済の発展の鍵を握る。石見銀山の場合のように、観光客の増加を狙って地域の文化財や自然環境を世界遺産として登録しようとする運動が全国各地で見られる。さらに、日本政府は観光

立国を目指して観光を推進しており、そのための組織として観光庁を2008年10月に発足させたのであった。観光庁にとっても、地域の優れた自然環境を観光資源として活用することがその主要な使命である。持続可能な社会の実現にむけて「観光と環境」の問題に注目が集まる。

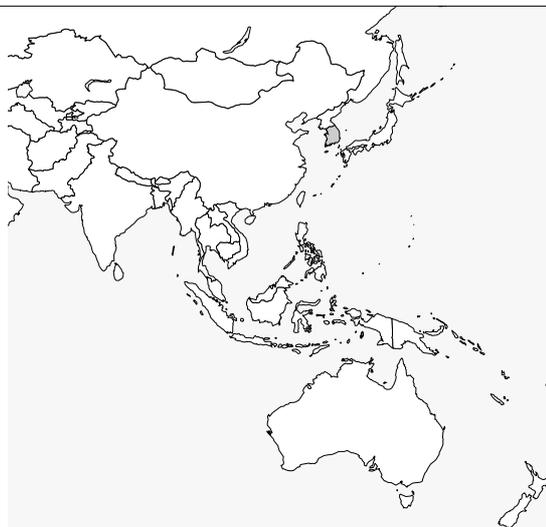
観光立国推進計画に関する詳細：  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>

## 5. 生物多様性基本法

2008年5月に、生物の多様性の保全と持続可能な利用について、基本原則を定めることを目的にした生物多様性基本法が成立した。この法律は多数の自然保護団体からの提案を反映したものである。この法律によって、生物多様性条約に基づいて策定されてきた生物多様性国家戦略が法的な根拠を与えられることになった。さらに重要な特徴は、この法律が生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事業の計画立案段階で環境影響評価を行うように、国に必要な措置を求めた点であった。これは、戦略的環境影響評価(SEA)のアイデアに基づくものである。2010年には日本の名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議の開催が予定されている。今後、一般の関心が生物多様性問題にさらにむけられる。

# 韓国

国立環境研究院  
 研究員  
 ユン・ソウォン



## 1. ラムサールCOP10が韓国で開催： 地球規模の湿地保全に向けて大きな 第一歩

ラムサール条約第10回締約国会議（ラムサールCOP10）が10月28日から11月4日にかけてチャンウォン（昌原）で開催され、成功のうちに幕を閉じた。ラムサール条約COP10の総会とその他イベントには各国政府代表やNGO等140カ国から2,288人が出席し、53のサイドイベントと19のシンポジウムには約2,890人、様々な文化イベントや展示会、湿地ツアー等には454,000人近くが参加したとされている。また、環境に優しいCOP10を目指して設立されたカーボンオフセット基金に寄付を行った人は2,339人に上った。ラムサール条約COP10では、ラムサール条約の法的地位、予算、湿地システムとしての水田の生物多様性その他に関する32本の決議が採択され、韓国が起草し専門家会議でまとめ

られた昌原（チャンウォン）宣言は、COP10で得られた最大の成果のひとつとして高く評価されている。同宣言は外向的かつ行動指向的な内容で、湿地を「天然水のインフラ」と認識すると共に、気候変動対策、国家政策、生活の質向上を目的とした対策に湿地保全を組み込むよう求めている。ラムサール条約COPは、湿地保全を含む環境保護に対する人々の意識を高め、健全な湿地と人間の健康が密接に関係していることを世界中に広めているという点で重要な役割を果たしている。さらに同会議では、国際社会の様々な意見に耳が傾けられ、最終的にそれらを反映させた決議が採択された。今回成功裏に終わったCOP10での経験は、2012年に韓国が主催する「国際自然保護連合（IUCN）世界自然保護会議」及び「リオプラス20」にも活かされると期待されている。

## 2. 「CleanSYS」企業に対し大気汚染物質排出課徴金の基本料を免除

韓国環境部は2009年以降、「CleanSYS（クリーンSYS）」を設置している企業を対象に大気汚染物質排出課徴金の基本料を免除する。CleanSYSは、大気汚染物質の排出を24時間モニタリングし、工場の煙突から出る大気汚染物質の濃度を自動測定するシステムで、韓国環境管理公団が運営するコントロールセンターのメインコンピュータにオンラインで接続されている。基本料免除の目的は、汚染物質の排出をリアルタイムで監視し、環境汚染を効果的に防止するCleanSYSを設置している企業にインセンティブを与えることである。リアルタイムで監視しているた



め、生産プロセスの中断に迅速に対処することもできる。2007年にCleanSYS企業が支払った同課徴金は総額41億ウォン（基本料が31億ウォン、超過料が10億ウォン）で、全企業が支払った課徴金（115億ウォン：基本料が64億ウォン、超過料が51億ウォン）の36%を占めていた。

### 3. 燃料品質基準が大気汚染削減に貢献

韓国環境部は、2007年下半年にソウル首都圏で販売された自動車燃料、特にガソリン（6種類）とディーゼル（4種類）の分析・評価を実施し、その結果、ガソリンに関しては全ての石油会社が四つ星を、ディーゼルについては世界最高基準の五つ星を獲得した。各石油会社の評価に大きな違いはないが、ガソリンの場合、国内基準は満たしているものの世界最高基準には達していない種類が一部あり（オレフィン・蒸気圧）、さらなる改善が求められる。一方、硫黄、ベンゼン、芳香族化合物は世界最高基準の四つ星または五つ星であった。ソウル首都圏を対象にした自動車燃料（ガソリンとディーゼル）の燃料品質基準システムが導入されて以来、同品質は徐々に向上し、微粒子発生に影響を及ぼす硫酸化物を年間330トン減少させることができた。環境部は、燃料品質基準システム導入に続いて大気汚染物質削減の詳細な分析を実施した後は、関連産業と協力して燃料品質をさらに向上するための対策を模索すると明らかにしている。

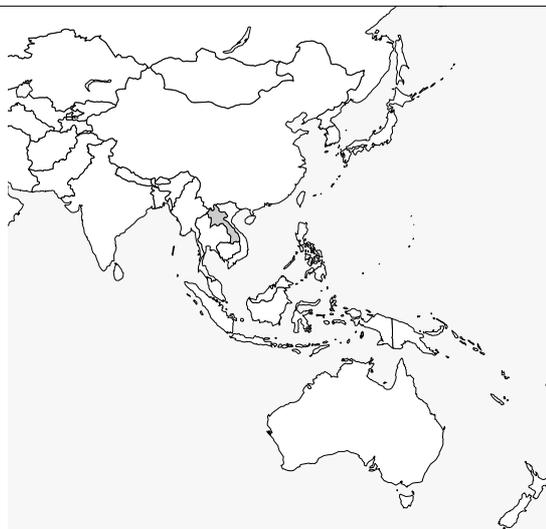
### 4. 「グリーン成長」へのチャレンジ

韓国政府は、2030年までの国家エネルギー政策の方向性を定める長期戦略を発表し、3E（エネルギー安全保障、経済効率、環境保全）に基づく計画を策定した。

政府は、同計画が掲げる長期エネルギー目標に至る過程として以下のステップを定めている。まず、エネルギー効率の向上とエネルギー消費の減少を促すために、エネルギー価格の決定をより一層市場メカニズムにゆだねる。同時に省エネ基準の推進も図り、2030年までに大量のエネルギーを消費する製造業からサービス産業への移行を実現する。次に、クリーンエネルギーの供給を増やして化石燃料の使用を減らすために、2030年までに再生可能エネルギー源と原子力発電所の利用割合をそれぞれ11%と27.8%とし、現在の2.4%（再生可能エネルギー）と14.9%（原子力発電所）から大幅に拡大する。3つ目はグリーンエネルギー産業の活性化で、「クリーンな化石燃料技術」、「エネルギー効率の向上」、「温室効果ガスを排出しないエネルギー源の利用」で構成されているグリーンエネルギー産業の発展を支援するため、政府がグリーン技術研究開発費として2030年までの期間に11.5兆ウォン（約110億ドル）を拠出する。そして最後のステップでは、国民が手頃な価格でエネルギーを利用できるようにすることを目標とし、全ての国民が最低限の生活を維持するために必要なエネルギーを確保する。具体的には、低所得層がエネルギー支出の割合を所得の1割以内に抑えられるようにすることを目指し、低所得世帯を対象に省エネ設備や適切な冷暖房器具の購入を支援するとしている。

# ラオス

ラオス国立大学  
森林学部長  
ニョーパンサイ・ソムシー



## 1. 深刻化するメコン川の洪水

ラオスの首都ビエンチャンでは、メコン川の水位が1996年に発生した大洪水時よりも高くなり、8月13日から15日にかけて、同市民は昼夜を問わず洪水を食い止めるための作業に追われた。気象水分局長によると、1996年の洪水時のメコン川の水位は12メートル超で、当時は今ほど洪水対策が進んでいなかった上に、堤防も十分な基準を満たしていなかった。ビエンチャンの洪水危険水位は12.5メートルであるが、今年は既に13.87メートルに達し、多くの村が孤立状態となった。ビエンチャンの人々がメコン川沿いに土嚢を積んで洪水と戦う中、洪水・干ばつ国家委員会は、公共・民間部門や国際機関の協力の下で洪水対策資金等の支援確保に努めている。

出所：「ビエンチャン・タイムズ」(2008年8月18日)

## 2. 森林教育の成果と課題

ラオスにおける森林教育の中心的存在であるラオス国立大学森林学部は、国内の林業部門と社会全体のニーズを満たす質の高い森林造成、並びに持続可能な森林資源管理の確立を目指している。現在、「森林管理」、「流域と土地の利用」、「森林活用と森林政策」、「エコツーリズム」、及び「自然環境保全」に関する教育プログラムが実施され、地域社会による適切な森林資源管理を担う森林官の育成に重要な役割を果たしている。今後も「参加型森林管理」等をテーマにしたプログラムが新設される予定で、アジア-EUリンクプロジェクト

の支援を受けながら、ベトナムのスアンマイ林業大学やカンボジア王立農業大学森林学部と共同で非木材林産物のカリキュラムを開発することも検討されている。また現時点では準学士号、学士号、修士号のコースしかないが、2010年には博士課程コースも設けられることになっている。

一方で、森林教育プログラムを開発し、インフラ整備・研究・教育活動に必要なリソースを確保するには多くの課題を克服しなければならず、政府の補助金や専門スタッフが足りないため、未だに様々な国際機関の支援を必要としている。

## 3. 好調な経済成長

アジア開発銀行の予測によると、ラオスではインフレ率の上昇が懸念されるものの、今後数年間は最低7%のGDP成長率が維持される見込みである。主要投資分野は鉱業、水力発電プロジェクト、急成長中の観光部門で、これらの成長によってGDPが2011年まで7%から8%伸び続けると期待されている。

政府の貧困削減戦略計画を推進するには、国の潜在資源、特に金や銅等の鉱物を有効に活用しなければならない。ラオスでは鉱山プロジェクトへの海外投資が増えており、サバナケット県セポンの金・銅採掘プロジェクトでは、銅の生産量が今年に入って6万トンから8万トンに増大した。また、現在11ヵ所の大規模水力発電所と36ヵ所以上の小規模水力発電所が稼働しており、電力生産量は合計で年間約35億キロワット時、うち約22億キロワット時がタイへ輸出されている。

経済的需要が増加の一途をたどる中、それに伴

う天然資源開発も活発化すると思われるが、持続可能な発展を実現するためには政府が効果的な環境保護管理を行うことが不可欠である。

出所：「ビエンチャン・タイムズ」(2008年9月18日)

保護・土地管理・天然資源に関する教育を強化すると共に、土地紛争の原因と解決策を理解しているスタッフを確保することが極めて重要であると強調している。

出所：「ビエンチャン・タイムズ」(2008年8月18日)

#### 4. 土地をめぐる紛争の解決

ラオスでは農家と投資家との間で天然資源や土地をめぐる紛争が絶えず、国土管理庁はその解決を最大の課題に位置づけている。土地紛争に関するワークショップで様々なケーススタディを調査したところ、許認可権限のない地方当局が投資家に土地使用権を与えていることが主な原因であることが明らかになった。

カムアン・ブッパー首相府相兼国土管理庁長官は、土地紛争が起きるのは、人口増加と経済成長に伴う需要の高まりに応じた適切な土地配分が行われていないからであると指摘し、それが森林破壊を招き、環境に悪影響を及ぼしていると述べている。

同長官はさらに、この問題を解決するには環境

#### 5. 1976年から現在までの気候の推移

以下の表は、1976年から2006年にかけてラオス北部（ルアンパバン市：北緯19度50分）、中部（カムアン町：北緯18度）、南部（チャンバサク町：北緯14度50分）の3カ所の気象観測所で記録された気候データで、いずれの観測所でも平均気温が1℃以上上昇していることが分かる。

ラオスは通常11月から乾季に入るが、今年はまだモンスーンによる豪雨が続き、ビエンチャンのドンドク気象観測所では10月30日から11月1日までの3日間の降水量が91.8ミリメートルに達した。

表1：1976年から2006年にかけて緯度の異なる3カ所の気象観測所で測定された平均気温の比較

年	気 象 観 測 所		
	ルアンパバン (北部)	ビエンチャン (中部)	チャンバサク (南部)
1976	25.1	26.1	26.8
1980	26.2	26.9	27.6
1985	25.6	27.6	27.0
1990	25.6	26.0	27.5
1995	25.6	26.0	27.5
2000	25.5	26.5	27.6
2005	26.0	27.2	27.9
2006	26.2	27.1	27.9

出所：気象水分局（ラオス・ビエンチャン）



カウリウィ村 (2008年8月12日)

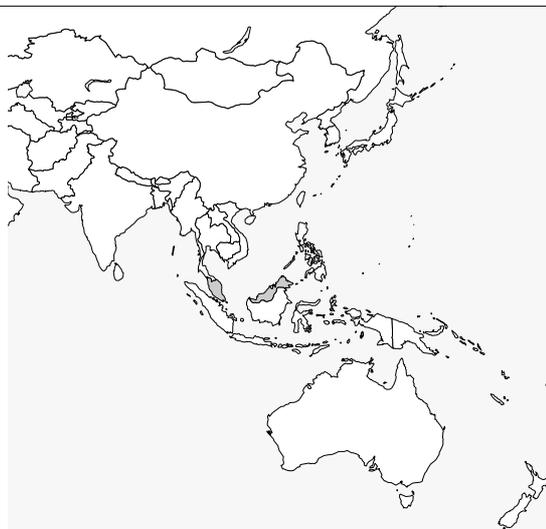


パグナム村 (2008年8月14日)

(著者撮影)

# マレーシア

マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)  
シニアアナリスト  
ノーハヤティ・ムスターファ



## 1. 活発化する気候変動への取り組み

マレーシアでは、2008年に気候変動関連の活動がこれまでになく活発に展開され、4月8日に開かれたインド洋津波警報システム国際調整グループ第5回会議では、国家津波早期警報システムが近い将来アップグレードされることが確認された。また民間部門では、マレーシア航空とその子会社が、二酸化炭素排出量を相殺する方法として、乗客が飛行距離に応じてオンライン炭素計算機で換算した金額を二酸化炭素削減プログラムに寄付できる制度を東南アジアで初めて導入した。同制度は、天然資源環境省 (MONRE) を代表してマレーシア森林研究所 (FRIM) が管理し、マレーシアの熱帯雨林保護活動やカーボンシンク・プロジェクト等国連が認定したプログラムに活用されることになる。

その他にも、12月にポーランド・ボズナンで開催される国連気候変動枠組条約第14回締約国会議 (COP14) 及び2009年にコペンハーゲンで開催されるCOP15に向けた取り組みを話し合うセミナーが6月5日に行われ、6月23日には「環境保護と気候変動に関する環境十全性」エグゼクティブフォーラム、「気候変動交渉」に関する外交ワークショップ、10月には「異常気象と気候変動」に関する全国会議が開かれた。また、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) に基づく第2回国別報告書 (NC2) の審議が2月と9月に実施され、気候変動に関する国家政策の策定作業も9月から検討ワークショップの形で進められている。

## 2. 気候変動対策と足並みを揃えるエネルギー・イニシアティブ

マレーシア国内では、地球温暖化と密接なつながりのあるエネルギー消費にも同等の重要性が与えられ、国の天然資源を活用して国民の生活水準を高めることを目的としたサラワク州再生可能エネルギー回廊 (SCORE) プロジェクトが2月に首相によって立ち上げられた。また、エネルギー・水・通信省 (MEWC) は、省エネ気運の高まりやエネルギー価格の高騰を受けて、4つの代表的な建物を対象としたエネルギー監査を実施すると発表し、同結果を政府庁舎の省エネ対策や、エネルギー大量利用者にエネルギー管理者の設置を義務付ける規制の立案及び製品の省エネラベル制度再導入に役立てるとしている。

同時期には天然資源環境省 (MONRE) が、今後は石油に代えて風力タービンや小規模水力発電、バイオマス、ジャトロファ (油脂分が多い非食用の種子でバイオ燃料に加工できる) 等の「新エネルギー」を利用していく方針を発表した。7月になると、バイオ燃料生産の過熱化が食糧生産との競合を生み出しているとして、首相が農地をバイオ燃料生産地に広範に転用させることを中止させた。同月には、サバ州国土開発委員会がバイオ燃料生産を目的としたジャトロファ栽培計画を主導し、約1,000ヘクタールの土地にジャトロファを植えたが、同委員会は同時にスック地方の約6,000ヘクタールの土地にパディ (稲) を栽培する計画も進めている。車に関しては、国内最大の自動車メーカーであるプロトン社が、対インフレ内閣委員会から燃料電池自動車の詳細な妥当性試験を実施する許可を得たが、首相はそれ以前

から石油消費量を5割減らす可能性のある水素燃料の推進を打ち出していた。同時に、産業界のリーダーたちもハイブリッド車への減税措置を求め、政府自らがハイブリッド車を使用して普及に努めるよう提案している。

9月末に発表された2009年度国家予算には、再生可能エネルギーの使用とエネルギーの効率的利用を推進するエネルギー・インセンティブ案が盛り込まれ、ハイブリッド車がより買いやすくなるとして高い評価を受けている。セランゴール州政府はセパンの工業地帯を太陽エネルギー産業の中心地にする計画を9月1日に発表し、10月半ばには科学技術革新省（MOSTI）が水素燃料エンジンと水素生成をテーマにした複数の研究に参画することを明らかにした。一方、ISISマレーシアも、エネルギー委員会が作成したエネルギー計画に関する研究を完了し、国土計画局が行っている包括エネルギー政策に関する取り組みは2009年に終了する予定である。

### 3. サバ州は生物多様性保護の最前線

マレーシアの生物多様性の縮図とも言えるサバ州は、環境関連のニュースで取り上げられることが多く、2008年に最初に注目を集めたのは、サバ州東部を流れるキナバタンガン川とセガマ川沿いの区画を野生動物（オランウータンやボルネオコビトゾウ）が自由に往来できるようにするために4月に締結された3者協定であった。また、サバ州では、イノプライズ・フェイス財団の熱帯雨林再生プロジェクトや、サバ財団の低インパクト伐採（RIL）プロジェクト等の炭素隔離計画が同時期にスタートしている。

サバ州は「マレーシア熱帯雨林動植物フェスティバル」の初回開催地でもあり、6月には持続可能な森林管理区域であるデラマコット森林保護区が、適切な森林管理がなされているとして森林管理協議会（FSC）から再認証を受けた。延長された有効期間は15年間で、デラマコット森林保護区は世界で最も長い期間FSC認証を受けている森林となる。7月半ばには、まだほとんど知られていないボルネオゾウの社会構造に関する研究がキナバタンガンで始まった。ボルネオゾウにGPS首輪を装着して追跡調査を行う同研究は、フランスのNGO団体フータンが2002年に結成

したゾウ保護ユニット（ECU）が中心となって実施し、人間とゾウの衝突軽減に取り組むと共に、集められたデータは、サバ野生生物局によってキナバタンガンのゾウ個体管理にも役立てられる。同研究が始まってすぐ、サバのジャングルで研究を行っていた科学者たちは、大人のゾウ2頭と生後約1カ月の赤ちゃんゾウ及び希少なスマトラサイの姿をそれぞれ確認している。

8月には、韓国で開かれる第10回ラムサール条約締約国会議でキナバタンガン川・セガマ川流域がサバ州初のラムサール条約湿地に登録される可能性が正式に確認された。登録はマレーシアで6例目となるが規模は最大で、トルサン・キナバタンガン、クアラセガマ・マルアブ・マングローブ林保護区、クランバ野生生物・森林保護区を含む広大な湿地が対象となる。さらに同月には、サバ州東部沿岸の生物多様性豊かなマルア森林保護区（面積34,000ヘクタール）の保全を目的に、環境保全への投資に関心のある人が生物多様性クレジットを取引できる米国外初の「コンサーベーションバンク（環境保全銀行）」の設立が合意された。

### 4. 持続可能な水の確保

マレーシアではほぼ毎日のように水関連のニュースが報道され、その内容は鉄砲水や工場閉鎖、河川の汚染といった問題から、水道料金の値上げ、アダプトプログラム、水供給会社の買収のような管理的要素の高いニュースまで多岐に渡っている。セランゴール・クアラランプール・プトラジャヤ水資源協会（SWAn）とISISマレーシアは、水管理の重要性を認識し、2007年3月に開かれた「持続可能な水資源と環境への挑戦」と題する会議をフォローアップするために、「共に分かち合う水の未来」というテーマのアジア太平洋地域水会議2008を共催した。

ナジブ副首相が議長を務めた同会議（11月18日～19日）には、マレーシア、デンマーク、国連、シンガポール、ドイツ、フィリピン、インド、米国、そしてインドネシアの公的・民間・NGO団体が多数参加し、水管理におけるパラダイムシフト、気候変動が水資源に与える影響、効率的な水資源管理のカギとなる法律、廃水処理の課題と選択肢、持続可能な水供給を実現する最新技術、

水関連プロジェクトへの新たな融資制度及び2009年以降の展望等が話し合われた。特に水関連産業の今後の方向性を示しているとみなされたのが、適応・緩和策、並びにハード・ソフト両面にわたる取り組みへの投資で、現在のようなまとまりのない制度的枠組みを改善する手段として国家水政策の導入が提案された。



アジア太平洋地域水会議2008 (photo by ISIS)



アジア太平洋地域水会議2008  
「水管理におけるパラダイムシフト」パネルセッション  
(Photo by ISIS)

## 5. 煙霧問題

マレーシアでは、深刻な煙霧被害に見舞われると予測されていたが、実際は当初警戒されていたほどではなく、風向きや降雨パターンの変化、並びに近隣諸国との間で実施されている予防対策が寄与したと考えられる。天然資源環境省(MONRE)が主催し、4月初旬に開催された「越境煙霧汚染に関する閣僚級運営委員会」では、各国が警戒を強め、特に予防・緩和措置において具体的な行動をとるべきであるとして、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア及びブルネイの環境大臣の意見が一致した。また、6月にはマレーシアとインドネシアが煙霧予防協定に調印し、スマトラ島リアウ州の農家に焼畑式森林伐採に代わる方法を指導することで合意した。

マレーシア側は、200万リンギットを投じて研修・能力開発、泥炭地の再生、煙霧早期警報システムの設置を行うことになっている。リアウ州の農家には、マレーシアのプランテーション企業で大きな効果が得られている「ゼロ焼却処理」技術(堆肥化法)が指導される予定で、農家に煙霧の深刻さを理解してもらうために、16万リンギットの費用をかけて大気汚染指数メーターも設置される。一方マレーシア国内では、8月初めにセランゴール州環境局(DOE)がデンキルのエリートハイウェイ沿いで意図的に野焼きを行いクランバレーで煙霧を起こした企業に罰金を課すことを決定した。調査官によると、野焼きは段階的に実施され、ハネーデューメロンやスターフルーツ農園を開墾するための手っ取り早い方法として行われていたようである。

# モンゴル

≡≡≡ モンゴル科学アカデミー・地生態学研究所  
 ≡≡≡ 所長  
 ≡≡≡ J・ツォクトバートル  
 ≡≡≡



## 1. ウランバートルの空に舞う大量の有害物質

ウランバートルの上空に飛散している有害物質の量は年間16万トンに上り、1人に317.8キログラムの有害物質が降りかかっていることになる。大気汚染には自然現象と社会経済現象があるが、ウランバートルの大気汚染の最大の原因は石炭である。年間の石炭燃焼量は4,700万トンで、うち60万トンがゲル\*、残りが石炭火力発電所で使用されている。石炭の燃焼で発生した煙には小さな灰の粒子が含まれ、それらが鼻や口の中に入ることによって健康が害される。人間は16キログラムの新鮮な空気を吸う必要があると言われているが、もはやそのようなことは不可能である。大気中には人間にとって有害な36種類の物質が含まれ、例えばウランバートルでは、一酸化炭素、二酸化硫黄、酸化窒素によって肺ガン、煤塵起因の疾患、呼吸器疾患等が引き起こされている。特に呼吸器疾患は昨年になって急増し、36,000人がこの種の病気にかかり、医療費に24億トグログ\*\*が費やされた。ウランバートルには国民の半数が住み、うち30%以上が15歳未満である。最近子どもにも影響が及び、大気汚染が引き起こす免疫力の低下によって子どもが病気にかかりやすくなっている。また専門家は、ガンや細菌性疾患が増加傾向にあるとも指摘している。主な大気汚染源として挙げられるのは、石炭火力発電所、ゲル地区から発生する煙、車、そして汚染土壌を巻き上げる砂塵嵐である。さらにゲルの約13万世帯が利用している非常に原始的なトイレ（約5

万カ所）や下水システム、ゴミ捨て場が深刻な土壌汚染源となっており、ゲル地区は固定住宅地区よりも化学汚染度が2倍～8.5倍高く、細菌汚染度は10倍も高いことが研究によって明らかになっている。ウランバートルの大気中には、人間の遺伝子や生殖機能に異常をきたし、骨粗しょう症、精神疲労、ガン等を引き起こす二酸化物やカドミウム等の有害物質が含まれており、この他にもまだ特定されていない有害物質が200種類以上ある。

出所：www.olloo.mn ニュースNo.1135932

## 2. セレンゲ川流域の統合的水管理

北東アジアの国境をまたいで流れているセレンゲ川はバイカル湖最大の支流で、モンゴルのハンガイ山脈から、ユネスコ世界遺産に登録されているロシアのバイカル湖に注いでいる。セレンゲ川はバイカル湖流域の82%を占める広大な川で、集水域面積はモンゴル国内が281,000平方キロメートル、ロシア国内が134,130平方キロメートルと、大半（約65%）がモンゴルに、残り（約35%）がロシアに位置している。モンゴルの国土の2割を占めるセレンゲ川は極めて重要な役割を果たしているが、近年、急激な都市化や不適切な廃水処理システム、性急な鉱山開発によって、上流の環境が悪化の一途をたどっている。さらに計画経済から市場経済への移行、非効率な廃水処理システム、森林の乱伐が原因で、ロシアのセレ

\*ゲル：モンゴルの伝統的住居    \*\*トグログ：モンゴルの通貨

ング川下流で非特定汚染源が増加しており、北東アジア全体の問題としてセレンゲ川の統合的水管理を行う重要性が高まっている。

しかしながら、モンゴルとロシアの国境をまたいで流れているセレンゲ川を適切に管理することは決して容易ではない。まず両国が抱える水供給の課題を考慮した管理システムを構築しなければならず、また、モンゴルは降水量が少ない上に地下水のミネラル濃度が非常に高いため、深刻な水不足に悩まされている。次に両国の既存システムを補完する形で管理政策を導入する必要があるが、いずれの国でも利用者と供給者との様々な利害が絡み、統合的な計画が実施されることはめったにない。従って、セレンゲ川流域が直面している数々の問題を解決するためには、適切な統合的水管理モデルを確立することが不可欠である。

その最初のステップとして、韓国環境研究所 (KEI) は、韓国水資源公社 (K-Water)、モンゴル科学アカデミー・地生態学研究所、ロシア科学アカデミー・バイカル自然管理研究所、国連環境計画・経済貿易局 (UNEP-ETB) 及び国連環境計画・持続可能な開発のための研究機関ネットワーク (UNEP/NISD) を含む様々なグループとの連携構築に努めている。



モンゴルとロシアの国境付近を流れるセレンゲ川  
(著者撮影)

園で飼育されていた約150頭のみとなってしまった。その後生存しているタキの家畜化と繁殖が進められる中、絶滅の危機から救おうと、FPPPH (ブルツェワルスキーの馬保護財団) とオランダのFRPH (ブルツェワルスキーの馬保護区) は、タキを野生に復帰させるために共同で新生息地の選定作業を行った。新生息地の条件は、1年を通して天然水源、餌、安全な場所が確保でき、生態系のバランスがとれていることであり、MACNE (モンゴル自然環境保護協会) とモンゴル政府は1992年に、FPPPHとの協力の下でホスタイ国立公園をタキの新たな生息地に選んだ。そして2年後の1994年、16頭のタキが26年ぶりに野生に戻され、モンゴルの大草原に放たれた。

10年後、タキの個体数は150頭に増え、現在は200頭近くになっている。モンゴルでは馬は強さと勇気の象徴とされているため、タキが野生に戻ったことは国家の誇りにも値する出来事である。約450種類の植物が生息し、雄大な草原が広がる野生生物豊かなホスタイ国立公園には、最近になって多くのエコツーリスト、ボランティア、研究者が世界中から集まるようになり、タキ・プロジェクトは、生物学者にも野生のタキを研究するというかつてない機会を提供している。



モウコノウマ (タキ)  
(著者撮影)

### 3. モンゴルの馬「タキ」が増加

40年前、世界最後の野生馬「タキ」(モウコノウマ、別名「ブルツェワルスキーの馬」)は、一度野生からその姿を消した。

人口増加に伴う人間・家畜との生息地の競合や、馬肉目当ての乱獲がその原因で、1968年にはモンゴルの野生のタキは絶滅し、世界中の動物

出所：「MONTSAME」(2008年11月3日)

### 4. 砂漠化の脅威にさらされるモンゴルの伝統文化

伝統的に遊牧民が多く住むゴビ砂漠では、砂丘や低木の牧草が広がる平原で遊牧民が家畜の群

れを育てながら生活を営んできた。しかし近年、ゴビ砂漠の広い範囲で急激な砂漠化と土地の劣化が進行し、同地域の遊牧民が育んできた文化と生活に深刻な影響が及んでいる。

遊牧民はこれまで、バランスのとれた家畜構成の下で最適な生活を送ることができた。また、常に家畜の生産性を考慮し、季節に応じて4つの「移動循環型」と呼ばれる土地利用システムを採用してきた。数千年にわたって受け継がれてきた伝統的な放牧方法によって土地資源が合理的に利用されてきたが、最近の砂漠化や干ばつの影響でそれが徐々にできなくなっている。

モンゴルは1990年代に中央集権の計画経済から市場経済への移行を始めたが、その間に何千もの遊牧社会が分散し、家畜の私有化が進んでいった。その結果、1998年には家畜の数が牧草地の収容能力をはるかに超える3,360万頭（1998年当時）にまで急増したが、その後家畜の数は減少し、2002年には2,390万頭（970万頭減）になった。

砂漠化は低所得者層の増加も招き、都市へ働きに出る若者が増え遊牧を継ぐ若者が減ったため、伝統的な世襲関係は崩れてしまった。砂漠化は一見、生態学的現象のように思えるが、実は社会・経済的影響によって引き起こされた緊急の課題で

あり、その1つとして遊牧人口の都市部への移動が挙げられる。何世紀にもわたって問題なく続いてきた遊牧民の生活様式や、ゴビ砂漠の特性に合った環境に優しい遊牧システムが今や崩壊の危機に瀕しており、政府と国民は現行の放牧システムを早急に見直すと共に、気候変動や砂漠化の影響に配慮し人的・地理的・社会的・文化的・経済的要因を慎重に考慮した新たな居住・放牧管理システムを確立する必要がある。

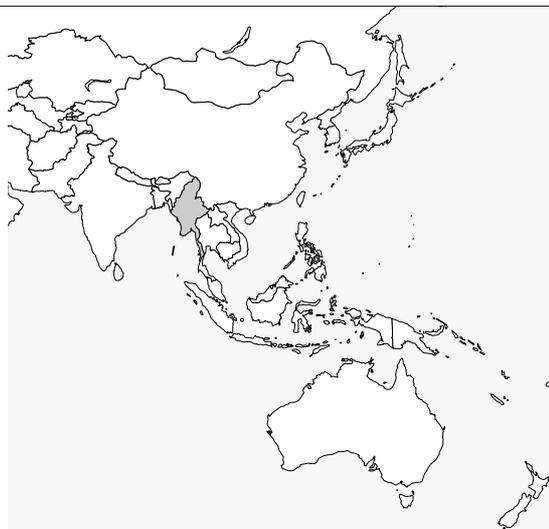
出所：J. Sang Saeng (UNESCO/APCEIU)



家畜を移動させる遊牧民  
(著者撮影)

# ミャンマー

世界自然保護基金 (WWF) 拡大メコン・タイプログラム  
 地域・準地域保全  
 ミャンマープログラム調整官  
 ウー・ティン・タン



## 1. 未曾有の自然災害で20万人が犠牲に

5月2日にカテゴリー4のハリケーンに匹敵する巨大サイクロン「ナルギス」がミャンマー沿岸に上陸し、イラワディ・デルタ地帯とヤンゴン管区を襲った。最大風速200キロメートル毎時の強風と豪雨は翌3日まで続き、8時間から12時間もの間、長さ230キロメートル、高さ15フィートの高波が低地のデルタ地帯に押し寄せた。2日間の死者数は約20万人に上り、生存者たちは食料や飲料水、そして避難場所のない状態で取り残されてしまった。僻地の沿岸部が最も被害を受け、サイクロンの猛威は23,500平方キロメートルに及び地域一帯と自然環境を破壊し、送電線は切断され、なぎ倒された木々によって主要道路は遮断され、政府が指定した5カ所の被災地域では住民2,400万人への水の供給がストップした。ヤンゴンやイラワディ管区の都市部では多数の建物が倒壊し、イラワディ管区南部のほとんどの村でも約94%の建物が全壊または激しい損傷を受けた。失われたのは人々の命と生活だけではない。5,300万のミャンマー国民を支える米作地帯の肥沃なデルタ地帯では、多くの農村で経済・社会活動が停止した。

生態学的被害としては、マングローブ林が破壊され、干潟に大量の砂が積もり、生物多様性は低下し、沿岸の様々な生息地が形を変えてしまった。水田には海水が流れ込み、デルタ地帯の低地ではイラワディ川の支流がかつてないほど高濃度のバクテリアで汚染され、僻地では遺体や家畜の死骸が1ヵ月以上放置された。メインマラ島の岸には長さ19キロメートルに渡って大量の瓦礫が山積みになり、メインマラ島保護区の生態系や、既に

劣化している周辺のマングローブ林の再生能力を脅かしている。また、腐敗した動物の死骸や様々な堆積物から発生する有害物質が、同地域の生態系の食物連鎖・食物網、そして生物生産力にも悪影響を及ぼすことが懸念されている。

サイクロン「ナルギス」がもたらした被害の深刻さを憂慮した国際社会からは、近年で最大規模とも言える人道支援が提供された。ミャンマーには政治的理由で経済制裁が課せられているが、同災害の救援・復興のために世界各国から支援金や支援物資が次々と寄せられ、国連も2009年4月まで人道支援と早期復興活動を続けるために、7月10日に4億8,200万ドルの援助を呼びかけた。

ミャンマーでは過去100年以上これほどの破壊力を持つサイクロンが発生しておらず、災害の経験不足や災害管理意識の欠如、当局の準備不足がこのような被害の拡大を招いたと考えられる。さらに政府当局には、災害の危険性や身を守る方法を国民に伝える能力・意思がなかった上に、当局自身も組織的な救済活動を迅速かつ効率的に行う術を備えていなかった。また、災害発生直後から、様々な救助団体や国際人道機関が救援活動を行うためにミャンマーへの入国を認めるよう求めていたにもかかわらず、外交的理由からなかなか実現しなかった。今回のことは、大災害で緊急支援を要する人々をいかに迅速に救済するかという点で大きな教訓を残したが、その後ミャンマー政府は国際社会に支援を要請し、タイ、マレーシア、インドネシア、ラオス、カンボジア、中国、インド、バングラデシュ、日本、ウクライナ、ロシア、英国、アラブ首長国連邦、ギリシャ、オランダ、スウェーデン、オーストラリア、米国そして国連機関を含む国際NGO団体が、今後数年間の復興

計画に基づいて救援活動を支援している。

一方、サイクロンで身寄りをなくした多くの子供が児童労働に従事するケースが増えているほか、環境保護活動に本格的に着手している環境保全機関がほとんどみられない等、大きな問題も残されている。現在進められているのは、国際協力機構（JICA）や国連食糧農業機関（FAO）によ

るマングローブの再植林計画だけである。このような中、自然は着々と自らを再生させている。

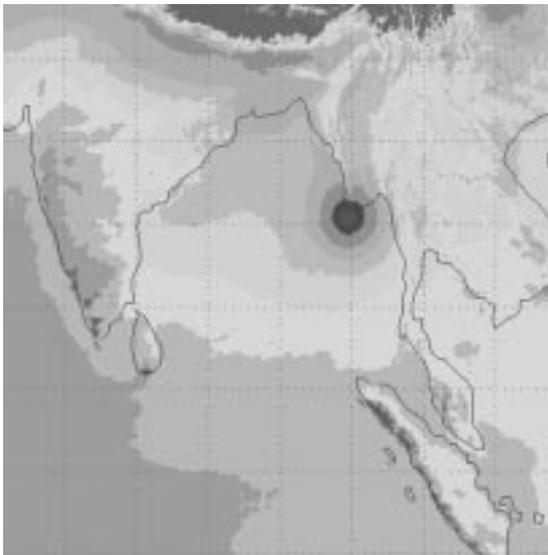
出所：「ウィークリー・イレブン・ニュース」2008年5月、6月



ボガレイ川の岸辺付近に浮かぶ遺体



メインマラ島野生動物保護区の北西岸に長さ19キロメートルに渡り山積みになっている大量の瓦礫



5月2日にミャンマーを襲ったサイクロン「ナルギス」の衛星追跡写真

写真提供：アジア災害予防センター（ADPC）、タイ

## 2. ミャンマーに不可欠な持続可能な漁業

豊かな海洋・内水面漁業資源に恵まれたミャンマーでは、漁業部門が経済の中で重要な位置を占めている。輸出収入は国内第4位で、漁業は人口の5%を占める250万人のミャンマー国民に直接的な利益をもたらしている。総漁獲量も、1980年の584,400トンから2002年には1,474,000トンへと着実に増加し、2006-2007年度には280万トンを上回った。ミャンマーは今も欧米から経済制裁を受けているにもかかわらず、漁業は急成長を続け、年間200万トン以上の魚介類を生産し、中国や日本を含む40カ国以上に水産物を輸出している。タイだけでも2005年のミャンマーからの輸入額が4,900万ドルに上り、現在の1日当たりの輸出入は約200万USドルに達している。

政府は今年度10億USドル以上の収益を見込んでいたが、5月に発生したサイクロン「ナルギス」で大勢の漁民が亡くなり、漁具の多くも失われてしまった。その結果、今年の国内・輸出向け水産物生産量は196万トンであった。過去の数字を見ても、2005-2006年度は3億5,900万USドル、2006-2007年度は4億4,600万USドル、2007-2008年度は5億6,000万USドルの収益を上げており、2008-2009年度は約8億5,000万USドルの収益を得ると見込まれている。

現在ミャンマーでは、水産物総生産量の20%が輸出に向けられている。漁業に従事しているのは大半が民間企業で、同分野で競合している国営企業はなく、同国の漁業資源は、食料生産、所得向上、雇用創出に極めて重要な役割を果たしている。

淡水魚が獲れる自然湖沼や貯水池、河川、池といった内水面の総面積は約850万ヘクタールある。1989年に政府が水産養殖業を合法化するまで同産業が果たす役割は小さく、1990年のミャンマーの水産物総生産量73万トンのうち、養殖

生産量はわずか6,400トン程度であった。しかし統計によると、同生産量は1994年には73,600トンに増加し、近年養殖産業の拡大が注目され始めている。1989年以前は養魚池が3,000ヘクタールしかなかったが、養殖産業の拡大と共に2000年には7万エーカーを上回り、さらに2005年には182,452エーカーにまで拡大した。また、現在全国にはティラピア養殖池が5万カ所以上、コイ養殖池が10万カ所以上ある。

しかし2007年及び2008年には洪水によって多くの養魚池の壁が崩れ、各地で野生魚の繁殖が増加した。

現在ミャンマーの海洋漁業水域には646種の魚類が生息し、その大半が輸出されている。最近ではイカ、タコ、クラゲ、そして様々な種類の軟体類も輸出されるようになり、中国向けのガザミ、ノコギリガザミは儲けが良い。ノコギリガザミはタイとベトナムにも輸出されており、年間約7,500万USドルの収益を上げている。

ミャンマーの2,832キロメートルに及ぶ海岸線には総面積50万ヘクタールの沼地があり、これはエビの養殖業の拡大に最適な条件である。沿岸養殖は、その形態を問わず、沿岸水域で種親をどれだけ自然に入手できるかに大きくかかっているが、「様々な種類の」海水エビの稚魚の供給量は半塩水の池での養殖を拡大できるほど十分にはない。1990年代初頭のエビの養殖場の面積は4万エーカーを若干上回る程度で、現在は200,165エーカーである。養殖エビの主な種類は、バナメイ（学名：*Penaeus vannamei*）、オニテナガエビ（*Macrobrachium rosenbergii*）、ウシエビ（ブラックタイガー）（*Penaeus monodon*）で、タイ、ベトナムそして日本にも輸出されている。

現在導入されているのは半集約的方法で、海水

エビと淡水エビの人為的な孵化場の設置が進められており、それによってこれらのエビの稚魚が増えて養殖業が持続的に拡大することが期待されている（現在の年間の後期幼生飼育能力は1億7,481万6,000）。

タイは以前から海面養殖に関わっていたが、最近になってインドとバングラデシュもミャンマーの養殖活動への投資に意欲を示している。

環境保全上の懸念としては、池面積の拡大、マングローブの伐採、魚中毒、魚の乱獲、沿岸・海洋・河口・淡水生息地における特定種の搾取等が挙げられている。潜在生産能力（持続生産量）は海洋資源だけで年間105万トンであるが、現在の生産量は150万トンを上回っている。

沿岸養殖の開発に関しては、ミャンマーは沿岸2,800キロメートルに広範な低地が広がっており、潮の干満のある未開発の土地、海岸の湿地、湿地の入り江や池があり、生物資源の持続可能性を支える大規模な生態系を十分保全できる。しかし現在の需要と輸出率は、マングローブの生態系の存続を既に脅かしている。

ウナギの輸出状況を示した以下のデータは、持続可能性に対して警鐘を鳴らしている。

ウナギは全国各地で獲れ、価格は1トン当たり1,600USドルから2,000USドルで、約5万人がウナギ漁に従事している。2007年のウナギの輸出額は3,500万USドルと推定されていたが、実際はわずか1,500万USドルであった。高地や水田での肥料の過度な使用によってウナギの死亡率は年々高くなっており、ウナギは現在脅威レベル1の魚類に指定されている。減少しているのはウナギの捕獲量だけでなく、ノコギリガザミの捕獲量も乱獲が原因で減少傾向にある。集中的な捕獲方法により、ノコギリガザミも希少種となる恐れがある。

ムーサ=瑞麗（ミャンマー=中国）国境貿易におけるウナギの輸出量

年 度	ト ン	USドル（単位：100万ドル）
2002 - 2003	10,303.37	13.394
2003 - 2004	11,446.25	19.905
2004 - 2005	11,251.34	14.932
2005 - 2006	6,623.06	9.924
2006 - 2007	<10,000	15.4
2007 - 2008	6,000	15



沖合の開発権が適切に管理されることを望む沿岸住民

出所：「ウィークリー・イレブン・ニュース」2008年8月3日、2008年9月3日

### 3. 象牙取引で野生ゾウが絶滅の危機に

ミャンマーは東南アジアで野生のアジアゾウが最も多く生息しているとされ、現在約6,000頭が生息していると推定されている。国内には未開の森林が多く残っているため、ミャンマーはアジアゾウの主な生息地となる可能性を秘めているが、象牙取引を目的とした違法な殺害や捕獲が後を絶たず、これらのゾウが絶滅の危機に瀕している。ミャンマーに生息する野生ゾウの個体数は近年顕著に減少し、特にオスが希少となって、ゾウの群れが生息しているとされる森林でもめったに確認されることはない。生息地の消滅、乱獲、不十分な法執行、農村地域における野生生物保護意識の欠如等様々な要因があるが、最大の原因は象牙取引が未だになくならないことであり、森林の過度な伐採も象牙の輸送を容易にしている。国内では、ボージョーゼイ・マーケット、シュエダゴン・パゴダの店、ヤンゴンの宝石店、マンダレーのマハムヤムニ仏像周辺、さらに国境の市場でも象牙が売られ、あたかも合法であるかのように取引されている。姐告や瑞麗などミャンマー＝中国国境の交易路にあるヒスイ専門店には象牙の彫刻品が数多く並べられ、マンダレー市場を見ても、大量の象牙が中国に密輸され、土産物店で多く売られていることが分かる。最も多く売られているのはミャンマー＝タイ国境のタチレク市場で、取引業者は、大半の象牙がタイ、中国、日本に密輸され、タチレクからタイへはどんな量でも簡単に密輸できると話している。野生生物の密輸は

1970年代初めから数十年に渡って行われているが、タイへ密輸されている象牙の大半はミャンマーから運び込まれており、観光の呼び物として生きたゾウ（特に子ゾウ）もタイに売られている。

ミャンマー政府は1977年にワシントン条約（CITES）への加盟を表明し、1994年には新たな野生生物保護法を制定したが、この法律はまだ国内で浸透していない。また同法には抜け穴があり、政府や民間が所有するゾウが自然死した場合は、その象牙を売買することが法律で認められているため、違法に入手した象牙を合法的な取引に見せかけて売ることができる。未加工象牙や象牙の彫刻品は非常に高価で、11.6キログラムの未加工象牙が1,200USドル、小さな象牙の彫刻品が3,000USドルから4,000USドルで売られており、これほど儲けが良く需要の高いビジネスを簡単にやめられるはずはない。また野生ゾウだけでなく、ミャンマーはアジアゾウの捕獲個体数が最も多い国で、林業の労働力として約2,800頭のアジアゾウが登録されている。以前は製材会社で働かせるゾウの数を増やすために年間120頭の野生ゾウが捕獲されていたが、一部の地域では今でも違法な捕獲が行われている。

「ここ数年間、市場では常に大量の象牙とゾウの部位が売られており、このような取引はミャンマーのアジアゾウの生存に多大な脅威をもたらしている」とピンセント・ナイマン氏は述べている。

法の執行も重要な役割を果たしている。生きたゾウ、彫刻品その他ゾウの部位をミャンマーから隣国の中国、タイへ密輸することは、国内法及びCITESの明白な違反となる。ミャンマー、タイ及び中国はCITES加盟国であり、ミャンマーの違法象牙取引を撲滅させるための国際的取り組みに協力すべきである。かけがえのないこのような素晴らしい種を絶滅させてはならず、保全のための介入措置等適切な対策をとることが求められる。

出所：「ミャンマーのゾウ及び象牙取引」（シェパード及びナイマン）2008年、トラフィック・サウスイーストアジア



林業で働く立派な牙を持つゾウ



彫刻職人の家には彫刻品を作るために大きな象牙が保管されている



マンダレーの店頭には象牙の彫刻品が数多く並べられている

#### 4. マングローブ林の拡大を求めるミャンマー国民

ミャンマーの新聞や雑誌で今年最も多く取り上げられた環境関連の話題は「マングローブ」であ

る。ミャンマー国民は、5月2日と3日にエーヤワディ・デルタの低地を襲ったサイクロン「ナルギス」で発生した洪水によって多くの人が溺死し、20万人もが犠牲になったことに大きな衝撃を受けた。一方、メインマラ島野生動植物保護区では人々を勇気付ける出来事が起こっていた。公園の職員や10ヶ月の赤ちゃんを含むその家族は誰一人としてサイクロンの犠牲になっておらず、付近に住む数千人の人々も、風速160キロメートル毎時の嵐が引き起こした激流によって住んでいた村から押し流されたものの、マングローブ林によって命を救われたのである。このマングローブ保護区は面積33,779エーカーの島で、ボガレイから南18キロメートルのイラワディ川河口に位置している。1951年に保護林に指定され、1994年には野生動植物保護区に昇格し、以後国によって管理されている。

今回の出来事から、死者数が多かった原因の1つに「1970年代初頭まで同デルタ地帯で100万エーカー以上に渡り分布していたマングローブ林が減少したこと」を挙げることができる。マングローブが減少したのは、世界銀行支援の堤防プロジェクトのためで、水田を拡大して米の生産量を増やすために1970年代、1980年代及び1990年代にかけて実施された。実際、今回死者が出た地域は177,250ヘクタールのマングローブ保護区であった。マングローブベルトが急速に減少した背景には、過去20年間にわたって行われてきた集中的なエビ漁も絡んでおり、農民から土地を取り上げてマングローブを再植林することは政府にとっても困難な仕事である。衛星画像分析によると、今回のサイクロンで約14,000ヘクタールのマングローブが消滅し、植林地区63,000ヘクタールのうち約21,000ヘクタールが破壊された。

マングローブ林は、サイクロンや嵐から生命や財産を守る大切な役目を果たすと考えられており、マングローブが津波の衝撃を和らげることは既の実証されている。健全なマングローブが自然の防護壁となり、津波から社会基盤と人々の生命を守っているのである。マングローブやサンゴの生態系が持つこのような海岸線の保護機能は、サイクロン、台風、嵐といった異常気象時に特に大きな意味を持つ。

これらのことから、現在ミャンマーの国民、政府当局及び科学技術分野の専門家は、保護区の拡

大とデルタ地帯でのマングローブ再植林に積極的であり、地域社会もこの取り組みへの参加に意欲的である。

ミャンマーでは、沿岸1,600キロメートルに渡ってマングローブ林が伸びているが、河口やデルタ地帯にも広がっており、潮汐作用があらゆる種類のマングローブの成長に好ましい影響を及ぼしている。多くの島（特に南部）の沿岸部にマングローブ林が生い茂り、他にもラカイン州に64,750ヘクタール、タニンダーリ管区に140,020ヘクタールのマングローブ林がある。

国内でマングローブ林が最も速く減少しているのはエーヤワディ・デルタで、薪や木炭の生産、水田の拡大、エビ漁等が原因である。また政府は、将来の災害に備えてナルギスの被災地で道路網の建設に着手しているが、それによって現存するマングローブ林が影響を受け、地表の構造が変化する恐れがある。

同地域を開発する際は、経済発展を目的とした木材・非木材製品や水産品だけに目を向けるのではなく、マングローブ生態系がもたらすメリットも考慮すべきである。所得面で考えても、健全なマングローブ生態系が存在することの方が水田の拡大よりもはるかに好ましいが、多くの地域住民はまだそのことに気付いていない。米の生産で得られる収入の20倍以上になる可能性もあり、漁業収入だけでも米の収入を上回る。マングローブの再生・再植林は、地域社会の持続可能な発展にとっても効果的な手段であり、マングローブに支えられて生活する人々が他の生計手段を見つけることは、マングローブの破壊を食い止めることにもつながる。

JICAは「エーヤワディ・デルタ住民参加型マングローブ総合管理計画」と題するプロジェクト



サイクロン「ナルギス」から1ヶ月後のメインマラ島野生動物保護区のマングローブ

を継続中で、FAOもマングローブ林の評価と再生を目的とした100万ドル規模のサイクロン「ナルギス」復興計画を打ち出している。

出所：「バイウィークリー・イレブン」2008年6月6日、  
「フラワー・マガジン」、「ヤンゴン・タイムズ」  
2008年5月、6月、7月

## 5. 生物多様性豊かな国土に深刻な脅威を与えるゴム園

農業はミャンマー経済で最も重要な部門であるが、最近、主要作物（特に綿花、サトウキビ、ゴム）の生産・取引向上を目的に農業政策が変更された。ゴム料作物は現在輸出額の面でそれほど大きな位置を占めているわけではないが、ゴム園の規模はここ10年間急速に拡大している。ゴムの苗木の大半はマレーシア、インドネシア、タイに輸出されている。ゴム園の面積は、1978-1998年の30万エーカーから、2005-2006年には50万エーカーに拡大した。今年はさらに20万エーカー増えると予測され、全国で150万エーカーまで拡大する計画である。以前はモン州とタニンダーリ管区で大半のゴムが栽培されていたが、現在はタニンダーリ管区、モン州、カレン州、エーヤワディ管区、ヤンゴン管区、ラカイン州、ペグー管区、シャン州、チン州でも栽培され、ゴムの栽培地に適した荒地がまだ100万エーカー以上残っているとの意見もある。ゴムの輸出先はマレーシア、シンガポール、ベトナム、タイ、中国、インドネシアで、2007-2008年度のゴム輸出量は6万トンであったが、2008-2009年度の目標輸出量は7万トンから8万トンで、1億USドルの収益を見込んでいる。一方、ミャンマーには100年以上前からゴム園があるが、生産品質は域内平均をはるかに下回っている。

世界市場でのゴムの需要は高いため、政府はゴム園を拡大する好機と見ており、地元住民もそれによって収入が増えることを期待している。2007-2008年度のモン州のゴム園面積は379,765エーカーで、また、タニンダーリ管区にもゴムの栽培に適した土地が多いと考えられている。低地のサンディク森林地帯に位置するボクピンにも20万エーカーのゴム園が建設された。しかし、環境保全面では、テナセリム（タニン

ダーリ) 森林はトラの生息地並びにゾウとサイの優先保護地域である。また、ミャンマーとタイの国境に位置するカヤ-カレン生態系地域には、豊かな生物多様性に恵まれた400万ヘクタールの山岳地帯が広がり、40種以上の絶滅危惧哺乳類・鳥類や、まだ発見されていない多くの固有種が生息している。

モン州とタニンダーリ管区では、ゴムだけでなく、ヤシ油やカシューナッツに関する政策も策定されており(600万エーカーの荒地の使用が計画されている)、それらが環境保全価値の高い同

地に生息する絶滅寸前の動植物の長期的生存に大きな脅威をもたらしている。ゴム園は単一栽培であり、低木地帯の生物多様性を破壊する危険性ははらんでいる。環境保全の取り組みを行う際には、このような自然環境に影響を与える農業的要因にも考慮する必要がある。

出所: 「ウィークリー・イレブン・ニュース」2008年9月10日、「バイウィークリー・ニュース」2008年9月19日

# ネパール

≡ ネパール環境と経済開発協会 (SEEDネパール)  
 ≡ 専務理事  
 ≡ アマル・マナンダール  
 ≡  
 ≡  
 ≡



## 1. 世界の科学者が注目するエベレスト氷河の融解<sup>1</sup>

気候変動の影響はヒマラヤ山脈でも既に現れ始めている。調査によると、ネパールの平均気温は1970年代半ばから1℃上昇し、最も気温が上がったのはナムチェ・バザールのような高地であった。これは北半球中緯度の平均上昇率の2倍にあたり、山岳地帯が気候変動の影響を特に強く受けていることを示している。

国際総合山岳開発センター (ICIMOD) が国連環境計画 (UNEP) と共同で行った「気候変動がヒマラヤ・ヒンズークシ山脈の氷河・氷河湖に及ぼす影響」に関する研究の結果、氷河湖20カ所の水位が既に危険なレベルに達していることが明らかになった。ICIMODの地形学者サムジワル・ラトナ・バジュラチャルヤ氏は、「この傾向が続けば渓谷氷河や小規模氷河の大半が2050年までに消滅してしまうだろう」と述べている。最も大きな影響を受けているのはエベレスト南部にある標高5,010メートルのイムジャ氷河湖で、



急激な速さで後退するエベレスト・イムジャ氷河湖  
 Source: Mr. Samjwal Ratna Bajracharya, Geomorphologist, ICIMOD

2000年以前は年間41メートルのペースで氷河が後退していたが、今では年間74メートルと融解の速度が急速に増している。

氷河の急速な融解に対する世界の関心を集め、現地住民の意識を高めるために、ICIMOD、アジアントレッキング及びUNEPは今年遠征チームを結成し、エベレスト登頂を行った。

## 2. 大きな成果をあげている炭素取引

「炭素取引はネパールに毎年350万USドルの収益をもたらし<sup>2</sup>、環境にやさしい開発に大きく貢献するであろう。」クリーン開発メカニズム (CDM) について話し合う環境・科学・技術省主催のプログラムの中でこのような予測が打ち出された。ネパールは昨年炭素取引で60万USドルの収益をあげている。

世界銀行は、CDMプロジェクトの下で締結された契約に対して資金協力を行っており、同プロジェクトによって薪や灯油のような非再生可能エネルギーからバイオガスへの転換が図られている。資金はコミュニティ開発炭素基金 (CDCF) を通して供与され、最初のプロジェクトでバイオガスプラント807基が資金提供を受けた。代替エネルギー推進センター (AEPC) から得た情報によると<sup>3</sup>、第2プロジェクトに対する資金も近々支払われることになっている。

ネパールには190万基のバイオガスプラント

<sup>1</sup> <http://www.ekantipur.com/> (2008年5月8日) 及びICIMOD

<sup>2</sup> <http://www.thehimalayantimes.com/fullstory.asp?filename=aNPataOra2qzpla0Qa5ra.axamal&folder=aNPataiaoanaaal&Name=National&slmageFileName=&dtSiteDate=20080904>

<sup>3</sup> <http://renewenergy.wordpress.com/2008/06/06/nepal-may-earn-3-mln-by-cutting-carbon-emission/>

設置能力があるが、現時点で建設されているのはわずか19万5,000基である。また、2011年までに実施される小規模水力発電プロジェクト（発電能力500から750キロワット）では、同プロジェクトを対象とした炭素取引で多額の収益が得られるだけでなく、15,000キロワットの発電量も見込まれている。さらにネパールの森林も炭素取引の対象に認められたため、森林によって二酸化炭素が吸収・貯蔵されることで30億から40億ネパールルピー（3,700万USドルから5,000万USドルに相当）の収益がもたらされると期待されている<sup>4</sup>。

### 3. 有害廃棄物リストの作成<sup>5</sup>

環境・科学・技術省は、アジア開発銀行（ADB）の技術支援の下、国内で投棄されている有害廃棄物リストを作成するための調査を実施した。実際に調査を行ったのは委託を受けたPACEネパールで、製造業、病院及び自動車修理工場から出る有害廃棄物が対象とされた。

同調査の対象となった製造部門は、乾電池、医薬品、発泡体、石けん、亜鉛めっき、皮革、塗装、織物染色、紙パルプ、植物油、農薬、羊毛染色の12部門で、7月に公表された調査報告書によると、2006/2007年度にこれら業種から出された有害固形・液体廃棄物は5,051トン（6,404,872立方メートル）に上ると推計された。



自動車修理工場から発生した汚泥  
Source: PACE Nepal Pvt. Ltd.



石けん工場から発生した汚泥  
Source: PACE Nepal Pvt. Ltd.



皮革工場から出た廃棄物  
Source: PACE Nepal Pvt. Ltd.

また同年に医療機関から発生した有害医療廃棄物は4,195トン、自動車修理工場から出た有害固形・液体廃棄物は3,465トン（157,757立方メートル）で、これら廃棄物の量は年々増加している。

現在、同調査プロジェクトの下で有害廃棄物管理に関する試案の作成が進められており、今後ガイドラインも定められることになっている。

### 4. 裁判所が農薬の適切な管理を命令<sup>6</sup>

ネパール中西部の人口密集地域にある複数の倉庫で農薬が無計画に保管されている問題で、ネパールガンジ控訴裁判所は、郡行政事務所、ネ

<sup>4</sup> <http://www.nepalmountainnews.com/news.php/2008/08/12/nepal-forests-enlisted-for-carbon-trade-officials-expecting-rs-4b-yearly-income.html>

<sup>5</sup> 出所：MOEST「有害廃棄物リスト作成調査報告書」（2008年ネパール）

<sup>6</sup> 出所：Haka-Hak, Nepal Federation of Environment Journalists（ネパール語）2008年4月/5月号

パールガンジ市自治体、公衆衛生局を含む関係当局に対し、使用期限が切れた古い農薬を適切に管理するよう命じる判決を下した。

これらの農薬は、ナショナル・シードカンパニーと綿花開発委員会の倉庫に何年間も放置されたままになっており、前者には計18種類の期限切れ粉末農薬が約9トン、綿花開発委員会と農業開発局の倉庫には計23種類の液体農薬が135リットル保管されていることが明らかになった。うち6種類は世界的に使用が禁止されている農薬で、アルドリン粉剤、アグロサン、GN、セレサン、DDT等も含まれていた。

農薬の安全な処分については地球環境基金から技術・資金協力の申し出があり、さらにソム・ブラサド・パンディ元国会議員率いる5人の視察団がこれらの倉庫を訪問した。裁判所命令や政府高

官による視察を受け、期限切れ農薬の問題は今後解決の方向に向かい、農薬も安全に処分されるようになる」と期待されている。



期限切れ農薬が保管された倉庫

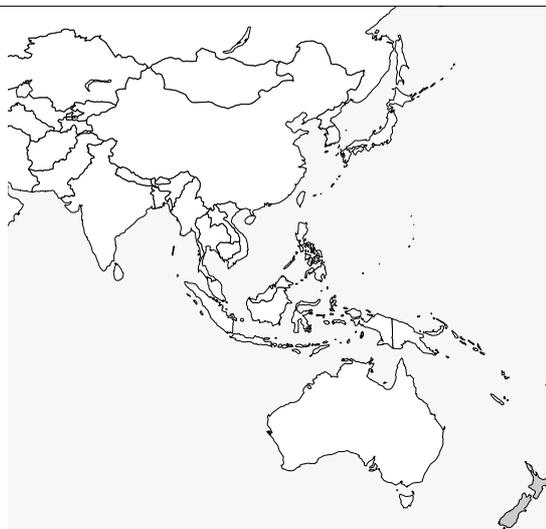
Source: Hakahaki, a magazine of NEFEJ April 2008 Issue

# ニュージーランド

ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

主任研究員

ピーター・クーウェンホーベン



## 1. 相乗的な環境保護価値の発見

マオリ語で「アオテアロア」と呼ばれるニュージーランドの人口は、15%が先住民のマオリ族、残りの85%が「パケハ」と呼ばれる移民で構成されている。両者の共存の歴史は、常に多くの問題を抱えながら様々な形に変化し続けてきた。

ケイティ・サイモン氏は博士論文の中で、先住民の知識と西洋科学の異なる世界観にバランスのとれた協同的アプローチを採用し、それを「相乗作用」と呼ぶことで対立と反発という通俗的な先入観の克服に取り組んでいる。そしてマオリのさらなる発展を促すには、相違と対立だけでなく、類似性と収束にも焦点を当てるべきであると強調している。

最大の課題は、相乗的な適応戦略、あるいは「カイティアキ」（マオリ語で「環境の守護者」の意）の革新的手法に対する理解を深めることである。同論文では、マオリと西洋科学における環境保全の相違と収束並びに1991年資源管理法に基づくアオテアロアの環境ガバナンス・管理体制下での利用価値が調査された。また、マオリと西洋の社会科学的手法を用いて、生態学的環境ガバナンスにおける5つの政府当局と3つのマオリ河川コミュニティの価値観の均衡も比較され、得られた結果から、先住民知識の周縁化と西洋科学の支配という価値観の変化が特定された。

マオリの「カイティアキタンガ」（地球・国家規模での持続可能性管理）が持つ潜在的相乗効果は、「先住民の世界観は過去志向で非相乗的である」という一般的見解によって阻まれている。否定的な説が優勢であることは克服すべき重要な問題であり、このような見解が国内外の論文に広

まっているため、概念的・方法論的・経験的・分析的な面で相乗作用に関する知識に大きなギャップが生まれている。

双方の世界観は、相乗作用に関する相対的、進化的、多面的、異文化的及び学際的研究によって明らかにされており、理論と社会的慣習との間に相乗作用の相関性が認められている。

マオリの社会は、高度で観念的な思考と実際の生活の間に相乗作用を持ちながら進歩してきた。また、既存の理論や広範な相乗理論との間に強い相関性が確認されている。

研究が広範囲に渡るため、これらの相関結果では潜在的相乗作用を十分理解することができない。従って、前浜、湖岸、廃水、埋立処分、及び「カイティアキタンガ」のカーボンマーケティングに関する相乗作用研究が追記され、マオリの発展を促進するためのさらなる研究の必要性が指摘されている。

出所：ケイティ・サイモン「相乗的な環境保護価値の発見」（2008年）

## 2. バイオセキュリティ：土地利用の変化と気候変動がもたらす二重の脅威

ニュージーランドは、他国同様、土地利用の変化とそれに伴う有害種侵入の問題を抱えている。その上、気候変動の影響で今後一部の亜熱帯性侵入生物種に適した地域が増えると予測されており、気候変動に起因する異常気象で現地の植物が減少していく中、有害種の侵入がますます増加すると懸念されている。

ニュージーランドでは、様々な影響下にある低木地や川岸の境界地でムラサキツユクサ属の侵入が多く確認されており、最近になって、気候変動と土地利用の変化がムラサキツユクサ属の被覆性多年草単子葉植物「トキワツユクサ（別名：ノハカタカラクサ）」の分布に及ぼす影響に関する研究が実施された。



地被植物のムラサキツユクサ属（写真：Liza Storey）

同研究では、CLIMPACTSオープン・フレームワーク・モデリングシステムを用いた気候変動シナリオ、GIS（地理情報システム）を用いた土地利用変化シナリオ、そして土地利用・土地被覆、都市の成長予測、河川網、川岸の生息地に関する空間情報のシナリオが作成された。

2050年までのシナリオをもとに生態的地位因子分析（ENFA、<http://www2.unil.ch/biomapper>）によってベースラインを比較した結果、全国レベルで見るとムラサキツユクサ属の適合性を高めているのは気候変動であるが、景観レベルでは、気候変動よりも土地利用の変化の方が同種の分布に大きな影響を及ぼしていることが明らかになった。

同結果は、今後ムラサキツユクサ属の適合性が高まる地域において、個体管理における重要な示唆を提供している。また、様々な規模での変化を予測する上で総合評価が不可欠となっており、複数の種を対象に実施することも可能である。

出所：Liza Storey (IGCI)

### 3. ニュージーランドが2008年世界環境デーのホスト国に

世界で最初に「カーボンニュートラル宣言」を行った国の1つであるニュージーランドが、6月5日に開催された「世界環境デー」記念式典のホスト国を務めた。今年のテーマとなる「悪い習慣を止めよう！低炭素経済を目指して」は、地球温暖化の最大原因である二酸化炭素排出の削減推進を目標に掲げている。

世界環境デーは、1972年にスウェーデン・ストックホルムで開かれた国連人間環境会議を記念し、同年国連総会によって制定された。世界の人々の環境意識を高め、政治的関心と行動を促すために国連が設けた手段の1つで、毎年6月5日にはホスト国で記念式典が開催される。

国連事務次長兼国連環境計画（UNEP）事務局長のアキム・シュタイナー氏は、「ニュージーランドは、低炭素社会とカーボンニュートラル経済への移行を世界でいち早く打ち出した国の1つであり、今年の世界環境デー記念式典がウェリントン並びにニュージーランド各地のコミュニティで開催されることをとても喜ばしく思っている。我々は温室効果ガスの増加を遅らせ、食い止め、逆行させるための行動を起こすべきで、その実現には低炭素経済への移行が不可欠である」と述べた。

現在ニュージーランドでは、再生可能エネルギーによる発電割合を2025年までに90%に引き上げ、輸送に伴う1人当たり排出量を2040年までに半減させることを目標にしたプログラムを通じて、カーボンニュートラルへの移行の取り組みが行われている。

気候にやさしい行動を奨励するために、あらゆる部門とガスを対象にした排出権取引制度とエネルギー戦略が導入され、家庭・企業・研究レベルでの気候変動対策が実施されている。またニュージーランドでは、家畜から発生するメタンが国内の温室効果ガス排出量の約半分を占めているため、農業活動によって発生する温室効果ガスの削減をテーマにした研究も行われるようになった。

全国各地でも、120を超えるコミュニティ・学校ベースのイベントを通じた独自の環境活動が展開されている。例えばオークランドでは、緑化活動の一環として児童がメオラ・リーフ保護区で植林を行い、子供たちが緑の服を着て風船を持ち

ながら集団で登下校を行った。オークランドの動物園では、職員がチーター、ライオン、オランウータン、カエルやサイ等動物園にいる動物の絵を描き、動物保護の大切さを訴えた。またホライゾン地方審議会は、ワンガヌイ-マナワツ地方周辺の児童が参加するディベート大会を催し、カーボンニュートラルな世界がどのような社会・経済的影響をもたらすかについて子どもたちが議論を戦わせた。

出所：「ニュージーランド・ヘラルド」

#### 4. グリーンな飛行を目指すニュージーランド航空

二酸化炭素排出削減の積極的な取り組みを行っているニュージーランド航空は、毎年10万トン以上の排出量を削減し、年間4,300万NZドルのコスト軽減を達成している。現在実施されているフライト運航プログラムでは、わずか3年間で91,000トンの排出量削減が実現し、「余分な燃料を積まないために、搭載燃料を正確に計算し機体重量を軽くする」、「運航速度を最適化する」、「空港ゲートでの効率的なエネルギー消費を図る」、「着陸態勢のパフォーマンスを向上させる」といった様々な努力が払われている。



ジャトロファの実と種子

(出所： <http://en.wikipedia.org/wiki/Jatropha>)

さらにニュージーランド航空は、環境に配慮したバイオ燃料の使用量を2013年までに年間100万バレル以上にすることを目標に掲げ、その実現に向けて、大型旅客機に植物のジャトロファから生産した燃料を用いる世界初のテスト飛行を計画している。

ジャトロファは高さ3メートルにまで成長する植物で、種子からとれる非食用油から燃料を生産できる。種子の油脂分が3割から4割と非常に多い上に、乾燥地や耕作不適地のような過酷な条件下でも生育する。

ニュージーランド航空は、燃料の年間使用量のうち、インドやアフリカで栽培されたジャトロファ由来の燃料が占める割合を5年以内に10%（国内便の燃料を十分賄える量）にすることを目標に定めている。

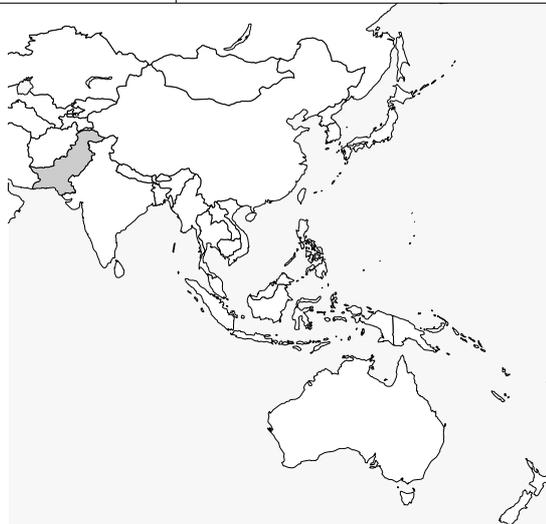
ジャトロファ燃料は通常のジェット燃料よりも安価で、二酸化炭素の排出量が少ない。さらに20年以上林野ではなかったような作物栽培に不向きな土地でも育つため、社会的責任の取り組みにも貢献できる。石油価格が1バレル当たり約80USドルだった頃にスタートしたこのバイオ燃料プロジェクトには、年間約100万NZドルが投入されることになる。

テスト飛行にはボーイング747-400型機が使用され、最終的な規制認可を取得し、エンジンメーカーによる燃料テストに合格した後、2008年末にオークランドで実施される予定である。2008年2月にヴァージン・アトランティック航空が、ココナッツオイル混合の燃料を使ってジャンボ機のテスト飛行を行ったが、ニュージーランド航空の場合は商業的実現性の高いバイオ燃料が使われるという点で世界初の試みと言え、ボーイング747-400型機の4つあるエンジンの1つにジャトロファ燃料が使われる。KLMオランダ航空も藻を原料としたバイオ燃料でのテスト飛行を計画しており、現在競争の様相を呈している。

出所：「ニュージーランド・ヘラルド」

# パキスタン

国連環境計画 (UNEP) 技術・産業・経済局 (DTIE)  
 国際環境技術センター (IETC)  
 プログラムオフィサー  
 ムシタク・アハマド・メモン



## 1. パキスタン政府が新環境相を任命

3月31日に新環境相に就任したハミード・ウッラー・ジャン・アフリディ氏は、ソーシャルワーカーの経歴を持ち、国家農村援助計画 (NRSP) で農村地域の住民参加を通じた社会動員活動や貧困削減に取り組んできた。また、NRSPをモデルにFATA (連邦直轄部族地域) 農村援助プログラムを発足させ、部族地域の人々の意識向上や国内の他の地域と同等レベルの開発プロジェクト実施を目指してFATAの生活水準向上と医療・教育施設の設立に努めてきた。2003年2月には上院議員に選出され、国政、貿易、人権及び人口計画に関する上院委員会のメンバーとなり、2008年の総選挙ではNA-46から無所属で出馬して国民議会の議席を獲得した。

出所：パキスタン政府ホームページ：

<http://www.pakistan.gov.pk>

## 2. カラチ市の廃棄物管理対策<sup>1</sup>

人口1,220万人を擁するカラチ市は、パキスタンで最大の、そして世界でも第13位を誇る大都市でありながら、未だに適切な廃棄物管理システムが整備されていない。そこでカラチ市は、1月初旬に中国企業と固形廃棄物管理に関する協定



を結び、同市で毎日発生するおよそ8,000トンのごみに対して約16万ドルを支払って廃棄物処理の委託を決定した。ごみ1トンの収集・処理に20ドルを支払う計算になるが、カラチ市は、同企業がこれらのごみをリサイクルして得た収益の15%を受け取ることになっている。また市は、カラチ市内の各家庭に毎月25ルピーのごみ収集税を課す予定で、その税収は同企業への支払いに充てると市は説明している。さらに同協定の下でこの中国企業が560メガワット級の廃棄物発電所を建設することになっているが、現時点で同プロジェクトはまだ着手されていない。

出所：Daily「Dawn」(2008年1月12日、2008年8月15日)

<sup>1</sup> 著者コメント：

本件は、2007年アジアの環境重大ニュースでも取り上げたニュースである。2008年1月に中国企業との間で最終協定が締結されたが、燃料コストの急騰等により、8月に協定の一時延期が決定された。現在、石油価格が下落に転じており、再開が待たれているところである。カラチでは、高級住宅地においてもごみの散乱が見られる等、廃棄物処理が非常に大きな課題であり、本件は、廃棄物・再生可能エネルギー部門に外国企業が参入するという観点からも重要なニュースとなっている。

### 3. 水部門における能力開発及び諮問サービスプロジェクト

世界銀行の支援の下、パキスタンで実施されている「水部門における能力構築及び諮問サービスプロジェクト (WCAP)」は、インダス川流域の水資源に対する管理・投資計画の推進を目標に掲げている。同プロジェクトは3つの要素で構成され、1つ目の「水資源の計画・管理・開発に携わる連邦機関の能力開発と支援」では、連邦機関の人材育成と組織力強化及び水資源計画・管理向上を目的とした研究・戦略・計画策定への支援が提供される。2つ目の要素は「水資源の管理・開発の向上」で、(i) 既存のツール、データベース、モデル、管理システムのアップグレード、(ii) インダス川の土砂管理研究及びタルベラ・ダムでの

フラッシュ放流の実現可能性と流域全体への影響、(iii) インダス川上流での水力発電開発並びにダムとインフラの共同運転に焦点を当てた発電投資計画の策定、(iv) 国際金融機関による融資に適した導入の容易な水力発電所の実現可能性研究とデザイン開発が含まれる。3つ目は、「プロジェクトの管理・調整、研究推進、人材育成」で、政府、特に水電力省 (MoWP) に対して、プロジェクト関連活動の調整、プロジェクトが及ぼす影響の監視・評価、技術・財務監査を含むプロジェクト管理面での支援が実施され、水資源管理に携わる機関の組織力強化と人材育成が図られる。

出所：世界銀行 (2008年6月11日)

# パプアニューギニア

パプアニューギニア・エコフォレストリー・フォーラム  
(PNGEFF)  
情報マネージャー  
ナウス・カマル



## 1. 炭素取引制度への道を歩む前に

世界の多くの国では、森林が地球温暖化の解決策の1つであるとみなされている。

そのため世界各国の政府や政府間組織は、まだ手の付けられていない途上国の広大な森林を利用する権利を手に入れようと躍起になっている。表向きは森林を保護して地球を救うためだとしても、炭素取引が経済的メリットをもたらすと見られていることは明らかで、既に世界最大の商品市場に成長していると言っても過言ではない。

パプアニューギニアは、地球の危機を回避するために熱帯雨林の有効な活用法について先進国と交渉を進めている途上国の1つで、選択肢の1つとして検討されているのが「森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減 (REDD)」である。

二酸化炭素排出量削減計画についてノルウェー政府と協議を行ったパプアニューギニアのサー・マイケル・ソマレ首相は、「排出量削減の取り組みは持続可能な林業管理の下で進めなければならず、二酸化炭素排出量を算定し森林劣化を監視する適切なメカニズムを設けることが不可欠である」と述べたと報道されている。

パプアニューギニアの森林は世界で3番目の広さを誇り、その大半は地域住民によって所有されている。

パプアニューギニアで活動するNGOのアンブレラ機関、パプアニューギニア・エコフォレストリー・フォーラム (PNGEFF) は、政府が国民の利益を最優先する政策を講じないために地元の土地所有者が一番の損害を被るような事態になることを危惧しており、現時点ではまだ炭素取引関連の活動・計画策定の指針となる枠組みは構築さ

れていない。

PNGEFFの専務理事、トーマス・パカ氏は、開発に関わる議論には常に土地所有者を関与させるべきであると述べ、REDDを考慮した炭素取引の問題に政府が率先して取り組んでいることを評価しながらも、それが国民に資する形で実行されることをNGOは望んでいると付け加えた。

さらにパカ氏はPNGEFFとそのメンバーを代表して、契約を結ぶ際には慎重に判断するよう土地所有者と資源所有者に警告を発した。また炭素取引は新しい制度であるため十分な知識を得てから契約を交わすべきであるとし、政府に対し、国民の利益に基づいて判断すると共に、政府のみの利益になるような場合には、全ての問題が適切に調査及び対処されるまでいかなる協定も結ばないよう求めた。

PNGEFFは、政府が何らかの方針を定める前に検討すべき事項を記した政策方針書を作成しており、その中で、REDDの枠組みを策定する際には以下の主要事項を考慮するよう政府に求めている。

1. 参加型アプローチ — あらゆる利害関係者を関与させた政策決定アプローチを採用し、各地でのフォーラムを通して全国で炭素取引の政策案に関する議論を展開すべきである。
2. 費用 — 環境事業の商業権に対して独占的な支払い制度を設けたり、法外な税金を課すべきではない。
3. 資産 — パプアニューギニアの環境資産は、伐採・採掘・農業プロジェクトによって計り知れない脅威に直面しており、それが将来の炭素取引や環境事業等の機会の長期的損失、さ

らに国際的イメージの低下につながる恐れがある。

4. 意識向上 — 炭素取引は複雑な制度であるため、土地所有者は、ブローカーや投資家と自主的炭素取引の交渉を進める前に十分な知識を身に付ける必要がある。
5. 指針 — 政府は、PNGEFFが作成した、炭素取引における同意・ガバナンス・利益・持続可能な土地利用の問題に係る「公平なカーボン・ファイナンスのための指針」を気候変動対策に盛り込むべきである。

パカ氏は、「土地所有者は、自分たちの生活を支えている土地の開発について自由に同意できるべきである」と主張する。但し以前ポートモレスビーでのプロジェクトに関し、一部のグループや個人が残りの人々の同意も得られていると偽って勝手に契約を結び後に問題になったことがあったため、政府は土地所有者グループの4分の3以上の同意が得られていることを入念に確認する必要があると述べた。

またPNGEFFは、パプアニューギニアの環境資産は伐採や農業活動による脅威にさらされているため、もしREDDプログラムを推進するのであれば、伐採や大規模アグロフォレストリー・プロジェクト等の活動を縮小し、炭素取引のために十分な森林面積を確保するよう政府に求めている。

## 2. 木材産業の劣悪な労働環境

パプアニューギニアの大手木材会社が、労働者の人権侵害や労働法違反を行っていることが発覚した。2008年9月にグリーンピースが、マレーシアの大手伐採会社リンブナン・ヒジャウ社(RH)の子会社ツラマ・フォレスト社(TFI)の調査を実施したところ、重大な人権侵害が繰り返され、パプアニューギニアの複数の国内法にも違反していることが明らかになった。

ガルフ州ツラマの僻地で伐採を行っていたTFIへの調査結果によると、114時間労働でわずか185.25キナ(71.50USドル)の賃金しか支払われていなかった。さらに、長時間労働が終わって食事をしようにも、付近に食べる所がないため社内で値段の高い食品を買う以外に方法がなく、食事代を天引きされると手元に残るのはわずか

10キナ(3.86USドル)程度になってしまったとのことである。また、作業現場でチェーンソーを操作したり、ブルドーザーやトラックを運転する労働者に、安全ヘルメット、ブーツ、安全メガネ等の適切な安全装備が支給されていないことも分かった。同社は過去10年間、森林伐採で巨額の利益を上げ続けているにも関わらず、約束していた道路、学校、医療施設の開発プロジェクトが完成される気配は全くない。調査の結果、同地域の環境劣化や河川の汚染によって、地元住民の生活を支えている食物・薬等の資源が減少していることを示す証拠も得られている。

これらの結果を受けて、グリーンピースは同地域からの木材出荷を阻止する行動を起こし、グリーンピースの「エスペランザ号」に乗船した4人の森林保護活動家が、船の大型クレーンに登って、TFIによる違法伐採に抗議するバナーをキャビン全体に掲げた。グリーンピースの抗議行動は、ツラマ地域の土地所有者だけでなく、周辺の地域社会や多くの国民からも高く評価されている。同抗議によって、中国向け木材(量は不明)の出荷がガルフ州沿岸のアイアイ川河口で阻止された。グリーンピースによる抗議は、人権侵害や法令違反、不健全な投資慣行がはびこり、土地所有者に全く恩恵もたらされていないパプアニューギニアの木材産業に対する懸念の高まりを示している。

オーストラリア犯罪学研究所は、最近発表したアジア太平洋地域の違法木材取引に関する報告書の中でパプアニューギニアを主な違法木材輸出国の1つに挙げており、同報告書や過去の多くの調査でも、パプアニューギニアの木材産業には常に悪いイメージが付きまとっている。

グリーンピースは、抗議行動を行うと共に、パプアニューギニア政府に対し、国内での森林伐採を一時停止し、同国の木材産業全体を対象とした調査を独立機関に依頼するよう求めている。

## 3. 最高裁がリンブナン・ヒジャウ社の森林伐採権を違法と判断

PNGEFF が起こしていた裁判で、パプアニューギニア最高裁判所は10月に、ウェスタン州にある広大なカムラ・ドン森林地区の伐採権をマレーシアの大手伐採会社、リンブナン・ヒジャ

ウ社（RH）に与える決定を取り消すと共に、PNGEFF側に賠償金を支払うよう命じた。

PNGEFFの理事長、ケン・モンディアイ氏は、「これはグッドガバナンス（良い統治）の偉大な勝利である」と語っている。今回の決定は国家裁判所が2006年に下した判決を棄却するもので、同判決では、RHの子会社Wawoi Guavi 社（WGTC）に対し、約80万ヘクタールに及ぶウェスタン州の広大なカムラ・ドソ森林地区伐採権を付与する裁定が下されていた。モンディアイ氏は、「この判決によって、パプアニューギニアで長年何が起こっているかが世界中に示されただけでなく、政府と木材産業が違法伐採の蔓延を助長させているというPNGEFFの主張が法的に再確認された。しかしこれは氷山の一角で、今後も天然資源の違法取得や不公平な利益分配のケースがさらに明らかになるであろう」とし、また、「PNGEFFは、国家裁判所が付与したRHのカムラ・ドソ森林伐採権を取り消すためにこの2年間裁判で闘ってきた。PNGEFFが同決定への異議申し立てを決めた際には、政府は森林法を改正し、国家森林委員会からPNGEFFを締め出そうとまでした」と述べた。

WGTCは、最高裁での審理が始まる数分前になって、2006年にパプアニューギニア森林当局の協力によって国家裁判所から付与された伐採権は不正に取得されたものであり、伐採権が違法であると認めた。審理に当たった3人の最高裁判事は、伐採権が違法だと知りながら2年間も裁判を続けた行為に不快感を示し、PNGEFFに対して賠償金を支払うよう同社に命じた。

PNGEFF専務理事のパカ氏は、「これは市民社会とNGOにとっての偉大な勝利だ」と述べ、「パプアニューギニアの国民が汚職に立ち向かい勝利できることを我が国の最高裁判事が証明してくれた」と高く評価した。そして「不正な取り決めによって同森林は国内最大の伐採地になるところであったが、今回の決定によってこの森林が守られていることが確信できた」と語った。

#### 4. 世界自然保護基金（WWF）がエコ起業を推進

貧困や食物・燃料価格の高騰といった世界的問題の増加は、都市部だけでなく天然資源にも影響

を及ぼしている。地球環境保全団体の世界自然保護基金（WWF）は、天然資源を維持・増強する1つの方法としてエコ起業の導入に着目し、これら問題の連鎖反応を断ち切るための計画を考案した。

WWF西メラネシア支部代表、イアン・カー氏は、「WWFは、地域社会、政府その他利害関係者がクツブ湖集水域河口にあるキコリ流域の包括的集水域管理計画を策定する上での支援を提供しており、同計画の下で地域社会のエコビジネスを推進することによって、天然資源の持続可能な管理が可能になる」と述べている。WWFはまず、バナラ栽培と昆虫養殖に関する2種類のマニュアルを作成した。作成に当たったのはWWFキコリ川プログラムで、キコリとサザンハイランズの地域社会で環境に配慮した活動が推進されることを目的としている。カー氏によると、昆虫養殖マニュアルは養殖昆虫・貿易庁が研修用に使用するために、バナラ栽培マニュアルはキコリ、サザンハイランズ地域の収入源を見つける取り組みの中で作成された。カー氏は、これらのマニュアルには環境保全、自立、持続可能な開発に関する様々なメッセージが盛り込まれていると述べている。

キコリ流域は世界で最も豊かで多様な自然環境の1つであることから、WWFは、同地域社会における環境管理の推進に力を入れている。一方で、WWFは、企業が同地域に進出してくれば、豊かな生物多様性が破壊されてしまうと危惧している。WWF教育担当オフィサーのデニス・バディ氏は、「WWFは、環境管理における優れた実績を持つ企業のみがキコリ流域での活動を認められるべきであるとの明確な立場をとっている」とし、現在オイル・サーチ社と緊密な連携を図っているのは、同社が環境に有害な活動を行わないようにするためであると述べた。さらにバディ氏は、キコリ流域には世界の他の地域では見られない鳥や動物が生息していることも強調した。現在WWFの科学者たちは、これらの希少固有種の保護に最も適した管理計画を策定するための研究を実施している。キコリ地域には、世界最大のハトや世界最長のトカゲ、世界最大のランも生息している。

また、WWFは、スッポンモドキに関するパンフレット作成の資金援助も行っている。スッポンモドキは希少固有種で、パプアニューギニア南部とオーストラリアの北部準州でしか見ることができない。

パンフレットを作成したのは、キコリ川でスッポンモドキの研究を行っている博士課程学生のカーラ・アイゼンバーグ氏で、同プロジェクトは、キャンベラ大学、オイル・サーチ社、WWFキコリ川プログラムが共同で実施している。スッポンモドキは5トヤ硬貨の図柄にもなっており、同パンフレットは、スッポンモドキの重要性に対する認識を高める内容になっている。WWFとオイル・サーチ社は同パンフレット5,000部の印刷資金を提供し、それらはキコリや周辺地域の学校で使われる予定である。

バニラ栽培と昆虫養殖に関する2種類のマニュアル及びスッポンモドキに関するパンフレット

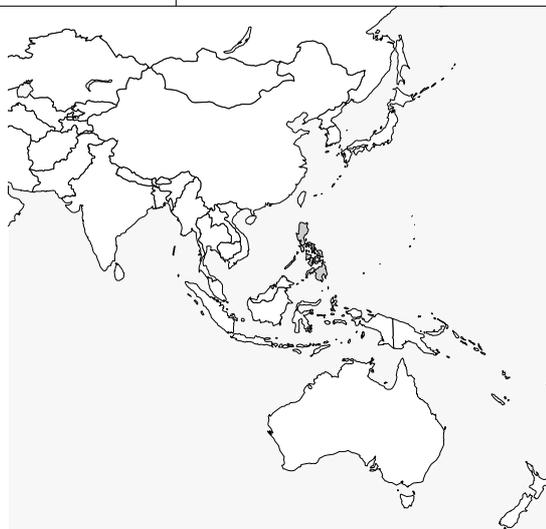
は、10月にポートモレスビーのクラウンプラザホテルで発表された。また10月6日の世界ハビタット・デーでも紹介された。



Wawoi Guavi社が取得した広大な森林伐採地の空中写真。カムラ・ドソ森林地区の伐採権付与をめぐって訴訟が提起され、PNGEFFが勝訴した。(EFF File Photo)

# フィリピン

≡ フィリピン大学  
 ≡ 法学部  
 ≡ 教授  
 ≡ マーリン・M・マガローナ  
 ≡



## 1. フィリピン初の環境裁判所が誕生

フィリピン最高裁判所は、既存の事実審裁判所を国内初の環境裁判所に指定するという歴史的決定を1月9日に発表した。既に第一段階として48カ所の市裁判所と24カ所の地方裁判所が環境法違反の案件を審理する裁判所に指定されており、最終的には117カ所の事実審裁判所に同案件の管轄権が与えられ、裁判の迅速な解決によって環境保護の推進が図られる。

環境裁判所は、漁業法、国家統合保護地域制度法、大気浄化法、水質浄化法、環境適合的固形廃棄物管理法、野生生物資源保護法及び有害物質・有害廃棄物規制法が網羅する広範な分野を扱うことになる。

また最高裁判所は、環境保護対策の一環として、環境裁判所と控訴裁判所の職員を対象に研修セミナーを実施する。

環境保護を目的とした今回の措置はレイナルド・プノ最高裁長官が昨年打ち出した方向性に沿ったもので、同長官は昨年7月にマニラで開かれた「環境に関するアジア裁判官フォーラム」で、「生命・健康・幸福の権利という最も基本的な人権の保護において、環境保護がもはや避けて通れない問題であることは明白である」と強調した。

出所：「Philippine Daily Inquirer」(2008年1月4日、2008年1月19日)、「The Daily Tribune」(2008年1月15日)

## 2. フィリピン固有の動物の半数以上が絶滅の危機に

環境天然資源省(DENR)は、フィリピンでしか見られない鳥類・両生類・哺乳類の半数以上が絶滅の危機に瀕していると発表した。

ジョセリト・アティエンザ環境天然資源省長官は7月21日に発表した声明の中で、「フィリピンは固有植物種の数で世界第5位、フィリピンでしか見られない固有鳥類の数で第4位を誇り、現在我が国には約1,137種の固有動物と14,000種の固有植物が生息している」と述べた。

しかし同長官はその上で、フィリピンは「生物多様性ホットスポット」の1つであり、現在約592種の固有鳥類・両生類・哺乳類が「絶滅の危機」にあると指摘した。

国際自然保護連合(IUCN)のレッドリスト(絶滅危惧種リスト)に掲載されているフィリピン固有植物種は227種に上り、固有動物種では、フィリピンワシ(サルクイワシ)、「タマラウ」と呼ばれる小型水牛、世界最小の魚としてギネスブックに載っているピグミーゴビー、フィリピンヒゲイノシシ、フィリピンオウム、ズグロサイチョウ、タイマイ等が同リストに記載されている。

出所：「The Daily Tribune」(2008年7月22日)、「Philippine Daily Inquirer」(2008年7月22日)

## 3. 世界の渡り鳥が集うカンダバ湿地

パンパンガ州のカンダバ湿地(面積32,000ヘクタール)では昨年約11,500羽の渡り鳥が確認

されたが、今年は80種類を超える約17,000羽が飛来してきたことが24時間調査の結果明らかになった。調査を行ったのはフィリピン野鳥クラブ（WBCP）で、写真や二重計算を防ぐ手法を用いながら毎年同湿地にやって来る渡り鳥を記録している。WBCP会長のマイケル・ルー氏は、「今年得られた結果は、カンダバ湿地のみならずフィリピン全土の状況を象徴している」と述べている。

今年はヘラサギの飛来が初めて記録され、オオヨシゴイ、サンカノゴイ、オカヨシガモが再び戻って来ていることも確認される等、希少種の生息が多く認められたという点で非常に意義深いとWBCPは語っている。

出所：「*Philippine Daily Inquirer*」（2008年1月14日）

#### 4. 捕獲され食べられた国鳥フィリピンワシ

ブキドノン州キタングラッド山国立公園で7月10日に3歳のフィリピンワシ「カグサブア」が先住民のブライアン・バローンという農民に撃ち殺されるという事件が起き、国中で激しい怒りが湧き起こった。

カグサブアは2年前に森で撃たれてケガをしていたところを発見され、フィリピンワシ財団（PEF）によって保護されていたが、その後ケガが回復し立派な若いオスに成長したため、2008年3月に同国立公園内に放たれ野生に帰された。

カグサブアの殺害に怒った部族長たちは犯人を捕まえるための儀式を行い、そのことがバローンの自首につながった。

バローンは、カグサブアを普通の鳥であると

思ったため、心臓を一撃ちして木から落とした後、肉を調理して友人と一緒に食べたと話している。

絶滅危惧種の殺害は野生生物資源保護法違反であり、有罪になれば12年の禁固刑となる可能性がある。

フィリピンワシは国際自然保護連合（IUCN）によって「絶滅危惧種」に分類されており、カグサブアは現存する226羽のうちの1羽であった。

出所：「*Philippine Daily Inquirer*」（2008年7月19日）、  
「*The Daily Tribune*」（2008年7月22日）

#### 5. 論争が続く日・フィリピン経済連携協定（JPEPA）

12月11日に発効した日・フィリピン経済連携協定（JPEPA）を巡り、環境保護に関する同条項の違憲性が最高裁判所で争われている。市民団体や環境保護団体は、JPEPAが日本からフィリピンへの有害廃棄物輸出の道を開くものとして、裁判所に対し同協定の施行差し止めを求めている。

原告には下院議員、政党、労働組合及び業界団体が含まれ、その中の公正貿易同盟とアクバヤン市民行動党は、JPEPAの関税削減対象リストに国家間移動が禁じられている廃棄物が含まれているとし、「有害廃棄物の無差別自由貿易」合法化を招くJPEPAは、「フィリピン国民の健康並びにバランスのとれた健全な生態系を保全するというフィリピン政府の憲法上の義務」に違反するものであると主張している。

出所：「*The Daily Tribune*」（2008年12月8日、2008年12月11日）

# ロシア

地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)  
 会長  
 アナトリー・レベデフ



## 1. 新森林法をめぐる大混乱

ロシアでは長年待ち望まれていた森林法の改正が2007年に実施されたが、行政改革と木材輸出関税の大幅な引き上げが盛り込まれた同法は、国内に大混乱を引き起こしているようである。最大の問題は、1年以内に既存の森林規制を抜本的に改革し、数千ものプロジェクトの8割を変更するよう義務付けていることである。地方の森林管理局は包括的森林計画を新たに策定しなければならず、新「規則」の制定に伴って現行の指導内容、規制、手続きの大半を一新する必要がある上に、森林の分類や安全性、エコ地域、土地の種類、伐採方法の区分に関するアプローチも見直さなければならない。森林貸与プロジェクトは通常各地の森林計画や規則に基づいて策定されるが、今年後半になって新規則の制定と貸与プロジェクトの立案が同時進行で性急に進められているような状況では、2009年初めという期限に間に合わせるのには不可能である。しかも現状では、2008年末までに森林計画に対する適切な環境評価を実施する時間的余裕は全くない。但し、幸い11月にプーチン首相が2009年導入予定であった輸出関税引き上げを8ヵ月から10ヵ月延期したため、木材輸出業者が同関税引き上げによって大打撃を受けることはしばらくないと予想され、林業の崩壊や企業の相次ぐ倒産という事態は当面避けられそうである。

出所：BROC

## 2. 地元住民の厳しい目にさらされるシベリア横断石油パイプライン建設

サハ共和国では、シベリア横断石油パイプライン建設のために世界大河の1つであるシベリアのレナ川で環境的に危険な河川横断工事が計画されていることに対し、今年初めに地元の環境NGO団体が大規模な抗議行動を実施した。当初は最もコストが安く環境破壊を招きやすい「溝掘り」が行われる予定であったが、開発業者と依頼主は公聴会で市民から提示された厳しい提言に従って、環境に最も配慮した方法とされる「マイクロトンネル工法」に変更することを受け入れた。首都ヤクーツクでは環境団体が主催する会合が何度も開かれ、この運動に協力してロシア大統領とサハ共和国大統領宛の嘆願書に署名をする地元議員もいた。また「我が祖国ーヤクーティア」連合が、溝掘り技術を用いた河川横断工事に対するいくつかの訴訟を起こしていたが、同連合はロシア環境・技術監視局極東部からも支持を得ていた。このような動きがあったにもかかわらず、連邦政府が環境影響評価の結果「溝掘り法は許容可能」との判断を下したため、市民の反発がさらに強まり、現在建設プロセス全体が遅れている。その後、中国人労働者を雇っているパイプライン建設業者が容認されていない溝掘り法で河川横断工事を始めたが、ロシア大統領は、市民からの訴えに応じ、トンネル工法で予備のラインを設けることを保証した。

出所：BROC

### 3. 再復活した大規模ダム建設プロジェクト

ロシア政府が策定した産業戦略の中で今年最も議論を呼んだのは、シベリアと極東一帯を流れる大河に水力発電ダムを建設するという大規模プロジェクトである。これらの計画はソビエト連邦時代に立案されたものがほとんどで、当時は民主的な法制度がなく、環境保護や生物多様性の保全、環境影響評価等の概念も全く確立されていなかった。最も問題があり危険とされている大規模プロジェクトは、北クラスノヤルスクに建設予定のイベントキ水力発電ダム開発計画で、この地方では先住民のイベントキ族が伝統的なトナカイの牧畜を行いながら暮らしている。ロシア内外の環境NGO団体が大々的な抗議行動を行い、人がほとんど住んでいない森林地帯でなぜ大量の電力が必要なのか政府に対して明確かつ率直な説明を求めたところ、プロジェクトの目的は既に電力需要が満たされている地元地域の開発ではなく、急成長を遂げている中国北部に電力を輸出するためで、エネルギー生産は経済的合理性があるとの回答が返ってきた。現在他にも、アルタイ共和国のカトゥニ川や、バイカル湖西部から流れるアンガラ川のダム建設プロジェクトに対して環境運動が展開されている。国営ルスハイドロ社は、プロジェクトの名称を変え、「経済発展」という言葉を使っているが、「電力開発によって明るい未来がもたらされる」ということに国民は懐疑的であり、結局はほんの一握りの新興財閥がさらに富を増やすだけかもしれない。

出所：BROC

### 4. 国内における新たな原発計画

ロシアでは国民の6割から8割が原子力発電所の開発・建設に反対している一方、プーチン首相は、ロシア国営原子力企業（ロスアトム）による2009年から2015年までの原子力開発プログラムを承認した。同プログラムの総費用は2兆ルーブル（800億ドル）を上回り、バルト海から太平洋に至る国内15ヵ所にある既存の原子力発電所の改良や、26基の原子炉建設が計画されている。うち8,000億ルーブルは国家予算でまかな

われる予定で、一般国民の税金が使われることになる。ロシアでは、原子力発電所建設計画の最終決定を下す前に国民投票を行うことを義務付ける法律が1990年代に制定され、原子力庁も実施すると表明しているが、実際に国民投票が行われる気配はない。

出所：BROC

### 5. バイカルスク製紙工場が操業を停止

ロシアのバイカル湖では周辺の古い製紙工場の排水による汚染が続いていたが、長年の環境運動の成果が実り、同工場が9月に閉鎖式水循環システムを導入した。しかし「環境運動の勝利」と思われたのも束の間、新技術ではこれまで使用していた原木を使えないことが判明し、数日後に工場が操業停止となった。その結果約1,500人が職を失い、元従業員たちは51%の株式を保有するコンチネンタル・マネジメント社（残りは国が保有）に対して抗議行動を始めている。今回の世界金融危機が影響したかどうかは定かではないが、ロシアのメディアは環境団体を非難する内容の報道を繰り返すようになった。しかしそもそもの原因は、世界遺産のバイカル湖が有害物質によって汚染されていることに対して30年間何の対策も講じられなかった上に、現地での新たな雇用創出が行われなかったことにある。現在環境保護団体は、バイカルスク地域の生き残りを使命に掲げて地元政府と共に様々な解決策を模索している。また、これまで環境団体は閉鎖式水循環システムの導入を主張してきたが、工場敷地内や周辺の土壌が激しく汚染され浄化が必要なために、現状で



アムール州北部のパイプライン建設  
Photo by Tatiana Tonkikh (Tynda)



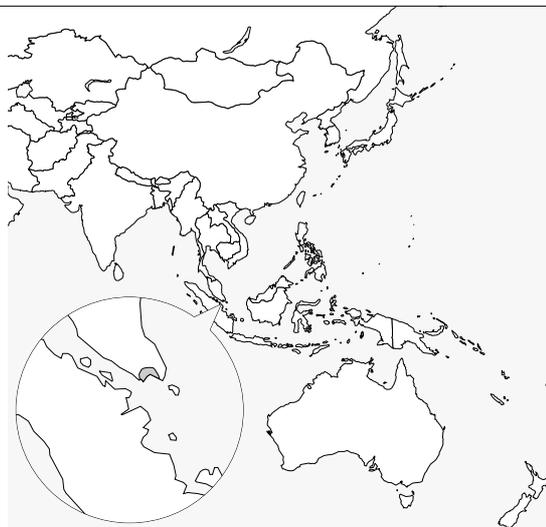
バイカルスク製紙工場  
Photo by Greenpeace Russia

は工場の稼働は不可能ということが新たに明らかになっている。

出所：BROC

# シンガポール

シンガポール国立大学法学部教授  
アジア太平洋環境法センター所長  
ケン・リャン・コー



## 1. シンガポールの新たな交通システム

シンガポールの陸上交通システムは、2月18日に発定した「LTMasterplan：人間中心の陸上交通システム」によって抜本的に改革されることになる。人間中心でテクノロジー・インテリジェントな新システムは、交通システムの統合性と信頼性向上を目指し、大幅に拡大した鉄道網をバスサービスの増強によってさらに補完する。またプレミアムバスやタクシー、自転車等交通手段の選択肢も増やして多様なニーズを満たすと共に、高速道路を新設して島国シンガポール国内の連結性を大きく向上させる。

また、交通渋滞緩和を目的に4月から8月にかけてERP（自動料金収受システム）ネットワークの拡張が行われ、ガントリーが16カ所増設されて現在計71ヶ所になった。7月からはERPの新たな料金体系が導入され、ガントリーを通過して別の地区に入る際の料金が値上がりする。

この新交通システムの最大の目的は、高速道路と幹線道路の平均速度を時速45キロから60キロの範囲内に抑えることである。

詳細：[http://www.lta.gov.sg/ltmp/pdf/LTMP\\_Report.pdf](http://www.lta.gov.sg/ltmp/pdf/LTMP_Report.pdf)  
[http://www.onemotoring.com.sg/publish/onemotoring/en/on\\_the\\_roads/ERP\\_Rates.html](http://www.onemotoring.com.sg/publish/onemotoring/en/on_the_roads/ERP_Rates.html)

## 2. 水道水の質に関する環境公衆衛生規則（2008年）

シンガポール環境公衆衛生法に従って、水道水の質に関する基準を定めた規則が8月1日に施行

された。環境庁長官には、水サンプル採取計画と水安全計画の要件に関する実施基準を公布・承認する権限があり、規則（<http://www.nea.gov.sg>）に基づいて付与された権限の下で、1月に「水道水の水サンプル採取計画及び安全計画に関する実施基準」第1版が作成された。

水道水の質が規則で定められた基準を満たすように、全ての水供給業者に対して水安全計画と水サンプル採取計画の作成・実施が義務付けられ、違反者には1万ドル以下の罰金及び改善されない場合には1日当たり500ドル以下の罰金がさらに科せられる。また水供給事業者には、水サンプル採取計画や改善策等の記録を保管することも義務付けられている。

## 3. 新貯水池「マリーナ・バラージ」が完成

国内15カ所目の貯水池となるマリーナ・バラージが10月4日に正式オープンした。シンガポールの中心部に設置された初めての貯水池で、南部マリーナ湾河口に建設されている。集水域の面積は1万ヘクタールで、マリーナ・バラージの誕生によって、地方の流域水、輸入水、脱塩水、そしてNEWater（ニューウォーター）から成る「国内4大水道水」のループが完成する。これら全てが流れ込むマリーナ・バラージは、淡水の供給、洪水管理、レジャー施設という3つの役割を果たすことになり、国内の水供給量の10%以上を賄うと見込まれている。



シンガポールの中心部に初めて建設された貯水池 PUB（シンガポールの水資源管理局）のプロジェクトによって建設されたマリーナ・バラージは、国内の水供給を向上させ、低地の洪水を防ぐだけでなく、レクリエーションの場としても人気が出ると期待されている。

Photos by PUB, Singapore's national water agency

詳細：<http://www.pub.gov.sg/marina/Pages/default.aspx>

#### 4. 気候変動とエネルギー効率

シンガポール国家環境庁は、今年に入って気候変動への適応策を講じるための調査に取り掛かり、発電・産業・輸送・建設・家計部門におけるエネルギー効率の向上と炭素集約度の低い燃料の

使用に焦点を当てた温室効果ガス排出量緩和策の検討を行っている。

気候変動がシンガポールに与える具体的な影響を理解するために実施されている同調査は2009年に終了する予定で、得られた結果は、新たな適応策の策定や既存の適応策の見直しに役立てられることになる。

シンガポールでは、クリーン燃料の使用増加やエネルギー効率の向上により、ここ数年炭素集約度が改善している。今後の温室効果ガス排出緩和戦略では、エネルギー効率が鍵となると考えられる。エネルギー効率の向上は、温室効果ガスや汚染物質の排出量削減だけでなく、シンガポールのエネルギー安全保障と経済競争力の強化にもつながる。

#### 5. シンガポール=天津エコシティの策定

2007年11月に締結された「天津エコシティの開発に関する枠組み協定」に従って、シンガポール=天津エコシティ（中国・天津）の起工式が9月28日に開催され、エコシティの計画・開発の指針となる主要業績評価指標（天津エコシティ・マスタープラン）と、着手地区の詳細な予備計画が策定された。

エコシティには、人と人、人と経済、人と環境との調和を意味する「3つのハーモニー」が取り入れられる。これらはエコシティの計画・開発の指針として、さらに他のエコシティにはないユニークな特徴として重要な役割を果たし、中国や世界の他の都市の手本となる持続可能な開発モデルの実現を目指す。

シンガポール=天津エコシティは、完成すれば面積30平方キロメートルの巨大エコシティとなり、強力な社会的支援ネットワークを備えた包括的で密接なコミュニティに35万人の市民が暮らすことになる。

#### 6. 第9回環境税世界会議（GCET）が開催

アジア太平洋環境法センター、シンガポール国立大学法学部及びシンガポール法曹協会の共催で、第9回環境税世界会議（GCET）が開催され

た。

学者、政府高官、弁護士、NGOその他様々な分野の専門家が集まって持続可能な経済を実現する財政・経済手段を話し合う同会議は、毎年開催されており、今や世界最大の国際フォーラムの1つとなっている。

今年の会議には25カ国から140人以上が参加した。

詳細：<http://www.google.com.sg/search?hl=en&q=Tian+Jin+Project+in+cooperation+with+Singapore+&btnG=Search&meta=>

## 7. 2008年に出版された主要な著書・論文等

Tan Yong Soon with Lee Tung Jean & Karen Tan, *Clean, Green and Blue: Singapore's Journey Towards Environmental and Water Sustainability* (ISEAS: 2008).

Lye Lin Heng, "Singapore" in *International Encyclopedia of Laws*, pp 1-128 with

Index (Kluwer Law International Law Series: 2008).

GWH Davison, PKL Ng & Ho Hua Chew, editors, *The Singapore Red Data Book: Threatened Plants and Animals of Singapore*, 2<sup>nd</sup> edition (Nature Society, Singapore: 2008).

Jolene Lin, "Singapore and Renewable Energies: Carving Its Unique Role" in "Desalacion Agua con Energia Renovables" (National Autonomous University of Mexico Press, 2008).

Joseph Chun, "Wildlife Law in Singapore: Protecting Wildlife in the Garden City", in Raj Panjwani, ed, *Wildlife Law: a Global Perspective* (USA: ABA Publishing, 2008), pp. 201-256.

KL Koh, Book review article: Governance, Politics and the Environment: A Singapore Study, pp. 171-173 <http://rmbn.nus.edu.sg/nis/bulletin2008.php>

# スリランカ

≡ TVEアジア・パシフィック  
 ≡ 会長兼チーフエグゼクティブオフィサー  
 ≡ ナラカ・グナワルデン  
 ≡  
 ≡  
 ≡



## 1. 新国際空港の建設地が変更

スリランカでは、旧首都コロンボから南に300キロメートル離れたウィーラウィラに国内第2の国際空港が建設されることになっていた。しかし地元農民や環境保護団体からの強い反対を受けて今年半ばに建設が中止され、新空港の場所が変更されることが決まった。

地元住民が反対運動を始めたのは2006年で、空港建設によって2,500人を超える農家の生活が破壊されると抗議し、座り込みデモを行ったり、公益弁護士の支援で裁判所に訴えを起こしていた。一方環境保護団体は、空港建設や完成後の運航によって、付近のブンダラ野鳥保護区に悪影響が及ぶことを懸念していた。同保護区には毎年数百万羽もの渡り鳥が飛来し、1990年のラムサール条約の下で「国際的に重要な湿地」に指定されている。

スリランカで開発計画に反対する地元住民や活動家の抗議行動が実ったのは今回が2度目で、数年前に北部エッパワラの住民が、リン鉱床を米国の鉱業会社に売却するという政府の政策に対して抗議運動を行った。同運動では、「国の資産を海外に売りさばこうとしている」と当時の政府が非難され、その結果プロジェクトは廃止された。

出所：<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=44187>

<http://www.lbo.lk/fullstory.php?nid=742140060>

## 2. 最高裁が環境税差し止めを命じる

論議を呼んでいる「環境税（ECL）」の一環と

して新たに施行された3つの税が、11月に最高裁判所から施行差し止めを受けた。

同決定は、1人の僧侶と複数の電話会社が起こしていた基本的人権に関する訴えに対して下されたもので、最高裁判所は、通信塔、40ワット以上の蛍光灯、及び自家用車が最も多い西部州の車に課されていた税の施行を差し止めた。

ECLは、国の環境保全活動の資金を賄う目的で、今年度政府予算案の一環として導入された。しかし、課税対象となるのは携帯電話だけで固定電話は適用外といった差別的側面に対する批判や、家庭レベルでの税の徴収には収益と同じだけのコストがかかるという懸念が指摘されていた。また過度の官僚制の下で、果たして税金が環境保全活動に効果的に使われるのかという疑問の声も上がっていた。

出所：<http://www.lankabusinessonline.com/fullstory.php?nid=1625942485>

[http://www.lankadissent.com/en/index.php?option=com\\_content&view=article&id=2641:suspends-3-environmental-levies&catid=1:latest-news&Itemid=50](http://www.lankadissent.com/en/index.php?option=com_content&view=article&id=2641:suspends-3-environmental-levies&catid=1:latest-news&Itemid=50)

<http://lirneasia.net/2008/08/sri-lanka-taxing-poor-to-clear-the-e-waste-of-rich/>

## 3. 排ガス検査の義務化

数年間に及ぶ準備期間を経て、今年半ばから全ての車両を対象に排ガス検査（VET）が義務付けられることになった。それにより、近年急速に悪化していたスリランカの 대기質が改善すると期待

されている。

VET導入の取り組みは2001年に遡り、自動車の排ガス削減を目的とした規制措置の1つとして2003年6月30日付官報No. 1295/11に掲載された。VET制度が施行されると、毎年の車検と国の基準を満たしていることを示す証明書が必要になり、1年を通じて無作為の路上検査も実施される。自動車交通局長には、排ガス検査で不合格となった車の免許更新を拒否する権限があり、更新されないまま公道を走るとは違法になる。

政府は、必要な専門知識と設備を備えた民間企業にVET実施の認可を与え、現在全国で約200カ所の検査センター設置が進められている。また平行してガソリン及びディーゼル燃料の品質向上も図られ、スリランカに輸入される新車には以前よりも厳しい排ガス基準が設けられている。

出所：<http://www.airmacsl.org/vehical.html>  
<http://www.themorningleader.lk/20080709/invironment.html>



交通渋滞は大気汚染の主要因である  
 写真：TVEアジア・パシフィック

#### 4. 生息地消失の危機

環境省と国際自然保護連合（IUCN）が共同発表した「2007年スリランカの絶滅のおそれがある動植物レッドリスト」によると、スリランカでは多くの動植物種が生息地消失の危機にさらされている。

スリランカは小国でありながら多様な動植物種に恵まれ、国内に生息する植物種の約27%、両生類・鳥類・哺乳類・爬虫類の約22%が固有種である。新報告書によると、これらのうち哺乳類・両生類の2分の1、爬虫類・淡水魚の3分の1、

及び鳥類の5分の1が現在絶滅の危機に瀕している。

1950年代半ば以降、スリランカでは国内の森林被覆の約半分が失われた。現在の森林被覆率はわずか23.5%で、毎年平均3万ヘクタール以上の森林が減少している計算になる。残っている森林でも、人間の活動に起因する劣化や、周辺地域での居住・インフラ開発による分断化が起こり、これらの森林部分は面積が小さすぎるため、哺乳類その他の多くの種の生息を支え続けることは不可能である。

出所：[http://cms.iucn.org/about/union/secretariat/offices/asia/asia\\_where\\_work/srilanka/publication/index.cfm](http://cms.iucn.org/about/union/secretariat/offices/asia/asia_where_work/srilanka/publication/index.cfm)



スリランカは両生類の宝庫であるが、その多くが生息地消失の危機にさらされている

写真：TVEアジア・パシフィック



大小問わず様々な動物が生息地消失の脅威に直面している

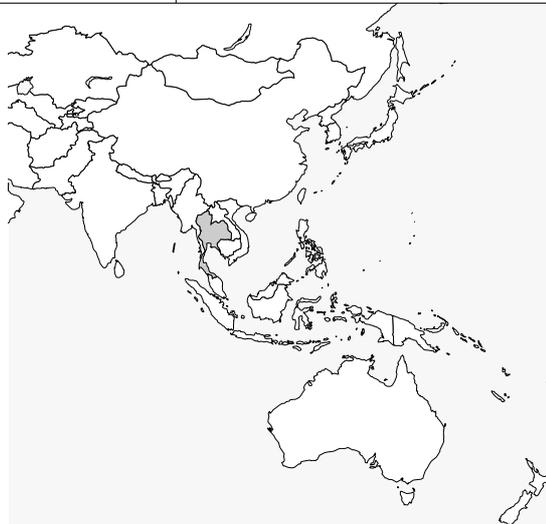
写真：TVEアジア・パシフィック



木材及び土地開発のために伐採される森林  
 写真：TVEアジア・パシフィック

# タイ

タイ環境研究所  
 所長補佐 クアンルディー・チョティチャナタエウォン  
 研究員 ナタポール・ソングブリュー



## 1. 国立公園を民営化？

タイには現在140カ所以上の国立公園があり、全て天然資源環境省・国立公園野生動植物保護局(DNP)によって運営・管理されている。しかし近年、ビジター数の増加とスタッフ不足が原因で、施設や監視の不備等管理システムの非効率性が指摘されている。

DNPは、同問題の解決と国立公園のサービス向上を図るために、有名国立公園10カ所の運営を民間企業に認可するという提案を行った。運営権が認可された企業は、国立公園内において、レストラン・ギフトショップ経営、観光・レジャー業及び宿泊業の営業が認められ、具体的な契約内容は公園の規模、契約期間、企業の規模によって定められるとした。

しかし、国民やNGO団体からは、国立公園の環境に悪影響が及ぶ恐れがあるとして強い反対の声が上がった。このような反対世論を受けて同計画は保留となり、DNP局長は国民が望まない政策を進めることはないとして約束した。

出所：「マネージャー」 [www.manager.co.th](http://www.manager.co.th)

「マティション」 [www.matichon.co.th](http://www.matichon.co.th)

「コムチャットルック」 [www.komchadluek.com](http://www.komchadluek.com)

## 2. 深刻な海岸侵食問題

タイでは、タイ湾岸沿いの多くの都市が海岸侵食による重大な脅威にさらされており、この深刻な問題への注意を喚起したプミポン・アドゥンヤデート国王は、特に（馬蹄の形をしている）タイ

湾岸沿いの都市が激しい海岸侵食の影響を受けていることに懸念を表明した。

これを受けて、同問題の主要管轄機関である海洋沿岸資源局は、長期の海岸侵食防止戦略を策定した。

まず最も深刻な被害を受けているタイ湾岸地区では、沿岸地帯42キロメートルにわたって竹柵が設置される。これはパイロット地区における実験でマングローブ植林のための新たな土壌堆積物が確認される等満足の得られる結果が出たため、他の都市ではそれぞれの沿岸の特性にあったアプローチがとられることになる。現在各地域では、沿岸侵食問題の防止・解決に最も適したアプローチに向けた調査が実施されている。

出所：「タイラット」 [www.thairath.co.th](http://www.thairath.co.th)

「シラムラット」 [www.siamrath.co.th](http://www.siamrath.co.th)

## 3. 地球温暖化と気候変動に対するタイ国民の高い意識

タイでは過去数年間、地球温暖化と気候変動に対する国民の意識向上を目的とした数々のキャンペーンや広報活動が官民間問わず実施されてきた。テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、掲示板等が情報普及手段に用いられ、気候変動が及ぼす影響を描きながら、布製バッグの利用、省エネ、ごみの削減、植林、自転車の使用、相乗りの促進、公共交通機関の利用をテーマに地球温暖化と気候変動に対するキャンペーンを行い、情報を広めてきた。

その結果、国民の間でも地球温暖化と気候変動

の問題が盛んに議論されるようになり、意識向上の表れとして、プラスチック製ではなく布製の買い物袋を持つ人や、家庭で省エネやごみの分別を行う人が増えている。

このような意識の高さは調査でも明らかになっており、アサンプション大学がバンコクと他の大都市（チェンマイ、コーンケーン、ソンクラ）で実施した「タイ国民と地球温暖化」に関する調査の結果、対象者の97%以上が地球温暖化に関

する情報を得ており、82%以上が地球温暖化の国家経済への影響を理解していた。また、67%以上が地球温暖化によって自分たちの労働環境が何らかの影響を受ける可能性があることを認識していた。

出所：「マネージャー」 [www.manager.co.th](http://www.manager.co.th)

「タイポスト」 [www.thaipost.net](http://www.thaipost.net)

# ベトナム

ハノイ工科大学環境科学技術大学院  
ベトナム・クリーナープロダクションセンター所長  
トラン・ヴァン・ニアン



## 1. 気候変動への国家的対応

12月2日に首相によって承認された「気候変動と海面上昇への対応に関する国家目標プログラム」は、気候変動問題を国の社会経済プログラムに統合し、気候変動がもたらす様々な影響への取り組みにおいて各省庁と地方当局が組織・政策・連携能力を強化することを目標に掲げている。

気候変動がもたらす負の影響を最も受けやすい5つの国の1つに挙げられているベトナムでは、過去50年間に平均気温が0.7℃上昇したと推定され、2100年までには3℃上昇する恐れがあると予測されている。気象学・気候学研究センター所長は、「海面が1メートル上昇すると、国土の5%、人口の11%、農業の7%に影響が及び、GDPが10%減少する」と述べている。また天然資源環境省は、最近発表した報告書の中で「2100年までに海面が50から60センチメートル上昇する」と予測しており、これが現実になれば、ベトナム中部の田畑の水没や海水浸入といった被害を受けることになる。

政府は同プログラムに約2兆ベトナムドンの予算を割り当てており、さらにデンマーク国際開発庁からは気候変動への適応・緩和対策資金として4,000万USドル、国際自然保護連合からは気候変動に関する行動計画策定費として500万USドルの資金援助を受けることになっている。

出所：「Vietnam News Agency」(2008年10月17日)

## 2. 国会が生物多様性法を制定

国会は12月に国内初の生物多様性法を制定した。同法の主な特徴は、生物多様性の保全と国の発展には地域社会の参加が不可欠であることを認識し、貧困克服を原則に据えていることである。

生物多様性豊かなベトナムには、12,000種の植物（うち7,000種が確認されている）、275種の哺乳類、800種の鳥類、180種の爬虫類、80種の両生類、2,470種の魚類及び5,500種の昆虫が生息している。またベトナムには世界中の哺乳類・鳥類・魚類種の10%が生息し、現地の植物種の40%以上はベトナムでしか見ることのできない固有種であると考えられている。

しかしながら、急速な人口増加、森林面積の減少、海洋生物資源の過度な利用、農業生産等における無秩序な新種の導入によって生態系の減少・損失が進み、現在哺乳類の28%、鳥類の10%、爬虫類・両生類の21%が絶滅危惧種に指定されている。今年発表されたベトナム版レッドブックによると、2000年に700種であった絶滅危惧動植物が880種に増加していた。

国連開発計画（UNDP）ベトナム事務所副代表、クリストフ・バフェット氏は、同法を精査するために9月にハノイで開かれた諮問委員会の場で、「人々の基本的ニーズや生活を支えている生物多様性と天然資源は、国民の大半、特に農村地域の貧困層にとって極めて重要な意味を持つ」と指摘した。

また科学・技術・環境国家委員会のダン・ヴー・ミン委員長は、「生物多様性法は、生物多様性の減少を食い止めながらベトナムの社会経済的發展を促進するために効果的な役割を果たして

いる」と評価した。

出所：Vietnam News Agency及び国連開発計画  
(UNDP) プレスリリース (2008年9月)

### 3. 環境法違反企業への罰則強化

首相は11月6日に、重大な環境法違反を犯したベダン（味丹）社に対する罰則をより厳しくするよう命令を下した。ベダン・ベトナム（越南味丹）社はグルタミン酸ナトリウムを製造する台湾系企業で、14年前から南部ドンナイ省で操業を行っている。同社に対しては既に大量の廃水を垂れ流してティバイ川を汚染させたとして16,718USドルの罰金が科せられており、地方

当局からも過去の廃水排出料として770万USドルを請求されている。

同命令は地方当局及び関係省庁に対し、同社工場の稼働中止を含めた罰則の執行を求めている。さらに首相は、天然資源環境省と同省当局に、このような汚染行為の防止・処分における連携を強化するよう指示すると共に、環境、司法、公安当局及び政府視察団に、既存の環境法を見直し改正案を国会に提出するよう求めた。

ベダン社は既に環境法違反を認め、罰金その他費用の支払いを求められているが、ティバイ川周辺に住み汚染の被害を受けた農民たちは、賠償金の支払いを求める訴訟を起こすよう地元当局に要求している。

出所：国内ニュース及び地方紙 (2008年11月)

## あとがき

「アジアの環境重大ニュース」は、IGESが1998年の設立以来、その研究ネットワークを生かして毎年発表しているもので、2008年度版で11年目を迎えた。今回はアジア太平洋地域の3機関・24カ国からこれまでで最多の127件のニュースを収集し、各国が直面している環境問題やそれらに対するさまざまな取り組みを豊富に掲載することができた。

2008年は、7月の北海道洞爺湖サミットで気候変動問題が主要議題となるなど、地球温暖化が差し迫った問題であるという認識が一層高まった年であった。今回の「アジアの環境重大ニュース」でも、新たなエネルギー政策の導入（オーストラリアのエネルギー対策、韓国の国家エネルギー長期戦略、マレーシアの新エネルギー利用計画、シンガポールの温室効果ガス排出緩和策等）や気候変動に脆弱な国々（バングラデシュ、太平洋諸国）に対する先進国からの拠出金の動き、REDD（途上国における森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減）を視野に入れた森林を対象とする炭素取引への関心の高まり等、温暖化問題に関するニュースが中心となっている。

このほかに、一昨年、昨年に引き続き、廃棄物・リサイクル問題に関連する報告も多く寄せら

れており、アジアにおける関心の高さが伺える。諸報告によると、ブータンやネパール、パキスタン、カンボジア、フィジーでは、廃棄物の適正な処理が依然深刻な問題となっている。一方、日本、韓国、中国といった東アジアの主要国では、循環型社会に向けた施策が次々と成立・施行に至った。

また、今回の「アジアの環境重大ニュース」からの示唆として、インドの「気候変動に関する国家行動計画」やベトナムの「気候変動と海面上昇への対応に関する国家目標プログラム」等、気候政策を単体ではなく開発に係る国家計画に統合させる試みがアジアで始まっている点を挙げるができる。IGESも2008年6月に発表したIGES白書「アジア太平洋の未来戦略：気候政策と持続可能な開発の融合を目指して」において、同様の政策提言を行ったところであるが、経済成長や開発を犠牲にすることなく気候変動に対して柔軟な社会を構築していくことが、今後アジア共通の課題となっていくと思われる。

「アジアの環境重大ニュース」では、引き続き、アジアに広がるIGESの研究ネットワークを活用し、アジアの環境問題や環境政策に係る現地発の情報を積極的に発信していきたい。

## アジアの環境重大ニュースのこれまでのニュース

### 1998年アジアの環境重大ニュース 目次

#### [中国] 任勇 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 建設事業の環境保護管理に関する国务院条例
2. 国家環境保護局 (NEPA) の改組
3. 異常気象と上中流域における生態破壊の悪化による長江の洪水

#### [インド] マイティリ・アイエール 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 議会での生物多様性法案の審議
2. 高等裁判所によるフライアッシュ管理の命令
3. 国家首都圏 (NCR) でのディーゼル車の禁止

#### [インドネシア] モハマド・スリアニ 一環境教育開発研究所

1. インドネシアの新しい環境管理法
2. 持続可能な発展：その原則と実施
3. インドネシア生物多様性財団
4. インドネシアのデボックにおける新しいエコツーリズム開発

#### [日本] 原嶋洋平 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 地球温暖化対策推進法の制定
2. 環境ホルモン問題の出現
3. 東アジアの酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の試行稼働
4. 地球環境戦略研究機関 (IGES) の設立

#### [韓国] 丁太庸 一国立環境研究所

1. 有害化学物質管理法とその規制
2. グリーンベルト (開発制限地区) の改革
3. 非武装地区 (DMZ) における初めての生態調査

#### [フィリピン] マーリン・マガローナ 一フィリピン大学

1. 1998年フィリピン漁業法における環境政策
2. フィリピンの都市における環境・自然資源担当官

#### [シンガポール] チャア・リン・シェン 一東南アジア研究所

1. シンガポール電子航海システムの利用開始
2. 海洋に関する条約の批准
3. エネルギー効率に関する勧告の策定開始
4. ヘイズの影響

#### [タイ] トングロイ・オンチャン 一タイ環境研究所

1. サルウィーン森林伐採事件
2. 森林破壊と減少しつつある森林で生活する権利
3. エルニーニョの影響と森林火災の悪化
4. タイ-ミャンマーのガスパイプラインプロジェクト
5. 内陸部でのエビ養殖

### 1999年アジアの環境重大ニュース 目次

#### [カンボジア] コル・バサナ 一環境省国際公共協力部門

1. IUCN保護地域世界委員会の東南アジアでの第2回地域フォーラムへの参加
2. ワークショップ「国際的に重要な湿地に関するラムサール条約の認識」の開催
3. 「森林犯罪の監視と報告事業」実施へ
4. 地域の森林開発に関するワークショップの開催
5. 23の保護地域の管理に関する準行政命令の起草

#### [中国] 周新

一国家環境保護総局／環境経済・政策研究センター

1. 中国環境保護法施行20周年
2. 公害防止策の主な成果
3. 環境保護への投資増大
4. 長江、黄河流域の生態環境の保護

#### [インド] マイティリ・アイエール 一タタ・エネルギー研究所

1. 最高裁がデリーにおける排出基準を強化
2. フライアッシュの建築利用に関する省令の制定
3. バイオセーフティ議定書をめぐる政府間交渉

#### [インドネシア] モハマド・スリアニ 一国家学術会議

1. 地域開発における州自治
2. 新しい環境大臣のプロフィール
3. 持続可能な開発と州自治
4. 環境影響評価 (EIA) に関する新規則
5. 木材用プランテーション

#### [日本] 原嶋洋平 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. トキのふ化
2. 核燃料転換施設での臨界事故
3. ダイオキシン類対策特別措置法
4. 第1回中日韓3カ国環境大臣会合
5. 1999年IHDP公開会合の開催

#### [韓国] 金承禹 一韓国環境政策・評価研究院

1. グリーンベルト政策の改革
2. 東江をめぐる論争
3. 「洛東江の水質改善計画」発表
4. 使い捨て商品の規制
5. 原子核放射能漏れ事故

#### [マレーシア] ワン・ポーシャ・ハムザ、 ノーハヤティ・ムスターファ 一マレーシア国際戦略研究所

1. 高まる国家沿岸域政策の必要性
2. ジュゴン - 危機に晒される動物?
3. 生物多様性への希求
4. スンガイ・セランゴール・ダム論争
5. 殺虫剤による河川の危険?
6. 気候変動シナリオ～国別報告書の作成に着手
7. 違法投棄有毒危険廃棄物に断固たる処置

#### [モンゴル] アユシュ・ナムカイ 一開発環境センター

1. 動物相に関する法案
2. 自然災害軽減に関する国家プログラム
3. 大気保全プログラム
4. オゾン層破壊物質の輸入・販売・使用に関する輸入品許可証発行の規制
5. 温暖化現象と旱魃

#### [ネパール] ビシュヌ・バンドリ 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 生物多様性保全信託基金の設立
2. カトマンズでのディーゼル三輪車・ビックラムテンポの禁止
3. ヒマラヤ地域の森林火災
4. ヒマラヤの旱魃

#### [フィリピン] マーリン・マガローナ 一フィリピン大学

1. 「新包括的大気浄化法」制定
2. 首都マニラのゴミ危機

- 3. 持続可能な森林管理政策の徹底

**[シンガポール] チャア・リン・シェン**  
—東南アジア研究所

- 1. 廃棄物問題についての政策表明
- 2. 深トンネル下水道システム (DTSS) の導入
- 3. 油濁事故対策協力条約 (OPRC条約) 加盟ならびに MARPOL条約選択付属書V受諾
- 4. 定例油流出訓練の実施
- 5. 生きた豚輸入の一時停止並びに新しい冷凍豚肉販売制度の導入

**[タイ] トングロイ・オンチャン** —タイ環境研究所

- 1. アンチョビーが引き起こした国家論争
- 2. 江沢民国家主席のタイ訪問と環境保全
- 3. 映画「ザ・ビーチ」論争
- 4. スリナカリン・ダム近郊での国立公園における土地侵犯
- 5. 石炭火力発電所建設計画への抗議

**[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー**  
—国立法律学院、社会・人文科学国家センター

- 1. 「国家近代化と工業化に伴う環境保全対策の強化」の実施へ着手
- 2. 「ホイアン」と「ミーソン」が世界遺産に
- 3. 中部7県で40年ぶりの大規模洪水

**[東南アジア] チャア・リン・シェン**  
—東南アジア研究所

- 1. 「東アジア諸国の海洋汚染に関するUNEP委員会調査」開始
- 2. 「第10回アセアン環境高等事務レベル会合」開催
- 3. 「油流出による損害・浄化請求に関する問題を処理するための東アジア地域海計画 (EAS) ・地域協議ワークショップ」開催
- 4. 南東アジア地域のヘイズ状況
- 5. マレー半島でニパウィルス感染症が発生

**2000年アジアの環境重大ニュース 目次**

**[アジア太平洋地域] 市村雅一**  
—国際連合アジア太平洋経済社会委員会：UN/ESCAP

- 1. アジア太平洋の環境と開発に関する大臣会議 (MGED 2000) の開催
- 2. アジア太平洋環境白書2000の発行
- 3. アジア太平洋における環境上健全かつ持続可能な開発のための地域行動計画 (RAP) 2001-2005の採択
- 4. クリーンな環境のための北九州イニシアチブの採択
- 5. 北東アジアにおける環境協力の推進

**[アジア太平洋地域] S. タヒール・カドリ**  
—アジア開発銀行：ADB

- 1. 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 地域における森林火災の深刻な影響

**[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン**  
—バングラデシュ高等研究センター

- 1. バングラディッシュ南西地域を襲った洪水被害
- 2. 徹底した廃棄物管理: ダッカ市における目下の必要性
- 3. ダッカ市の高濃度の浮遊粒子状物質 (SPM) による大気汚染
- 4. 絶滅のおそれのある野生生物のレッドリストの状況

**[カンボジア] キュー・ムット** —環境省

- 1. メコン河流域等の洪水
- 2. 1994年温室効果ガス排出等インベントリーの作成
- 3. 大気汚染に関する新法令の制定
- 4. 沿岸及び海洋の環境問題の深刻化

**[中国] 周新**  
—環境経済政策研究センター・中国国家環境保護総局

- 1. 大気污染防治法の第2回改正
- 2. 「一控双達標」実現に向けた取組み
- 3. 北京イニシアチブ：グリーンオリンピック行動計画
- 4. 北京市、天津市を襲った砂嵐

**[インド] プラサド・ヴェイジャ** —ヴァイトグループ

- 1. GLOBEプログラムへの加入
- 2. 鉛蓄電池のリサイクルと取り扱いに関する規制案作成
- 3. 最高裁判所によるナルマダ・ダム建設再開許可
- 4. 州政府による参加型雨水確保プログラム

**[インドネシア] モハマド・スリヤニ**  
—環境教育・開発研究所

- 1. 自然資源管理に関する全国会議の開催
- 2. インドネシアの「アジェンダ21」策定
- 3. 環境毒物学と汚染規制・管理に関するセミナー開催
- 4. 2000年動植物の日
- 5. 「未来のための対応」(CARING FOR THE FUTURE) の翻訳出版

**[日本] 原嶋洋平** —拓殖大学

- 1. 循環型社会形成推進基本法の成立
- 2. 東京都のディーゼル車排出ガス規制の導入
- 3. ESCAP環境大臣会合の開催
- 4. G8環境大臣会合の開催
- 5. フィリピンへの有害廃棄物の不法輸出

**[韓国] 鄭會聲** —韓国環境政策・評価研究院

- 1. 第8米軍による有毒物質の不法投棄
- 2. ヨンヴォル多目的ダム建設計画の中止
- 3. 持続可能な開発に関する大統領諮問協議会 (PCSD) の発足
- 4. セマングム埋立事業の環境影響調査

**[ラオス] ヴィエンサワン・ドンサワン**  
—科学技術環境庁

- 1. 環境保護法の施行
- 2. 地方レベルの環境管理の推進
- 3. 環境影響評価令の制定
- 4. ナムトゥン2水力発電プロジェクトへの市民の参加
- 5. 温室効果ガス排出量に関する発表

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ**  
—国際戦略研究所

- 1. 見直しを迫られる高地開発
- 2. 未遂に終わった有毒廃棄物輸送
- 3. 気候政策の国別報告書の作成
- 4. ミレニアム植林キャンペーン
- 5. ナチュナ・シー号原油流出事故
- 6. 端緒についたリサイクル

**[モンゴル] アコシュ・ナムカイ** —開発環境センター  
—ドンドギーン・エンクバヤール  
—自然環境省

- 1. 観光法の成立
- 2. 有害廃棄物の越境移動及び輸出入の禁止に関する法律の制定
- 3. 気候変動に関する国家行動計画の策定
- 4. 自然災害
- 5. 「エコアジア研究所」の設立

**[ネパール] プール・チャンドラ・スレスタ**  
—フリーランス・コンサルタント  
—ビシュヌ・B・バンドリ  
—財団法人 地球環境戦略研究機関

- 1. 王立バルディア国立公園の「地球への贈物」宣言
- 2. 生物の回廊としてのチュリア丘陵の復元
- 3. サイ生息数調査2000の実施

4. ネパール農村部の草の根保全イニシアティブ
5. 2001年以降の旧式車両の都市部での利用禁止

**【フィリピン】 マーリン・M・マガローナ**  
—フィリピン大学

1. ごみ処分場の崩壊による200人以上の死亡
2. 日本に返送された輸送有害廃棄物
3. 元米軍基地の有毒廃棄物汚染犠牲者への補償要求
4. シンガポールタンカーの重油流出事故

**【極東ロシア地域】 アレキサンダー・シェンガウス**  
—経済研究所

1. 天然資源分野の行政組織改革の断行
2. 自主的な森林認証の開始
3. アムール州での自然保護地域の開設
4. 持続可能な森林管理にむけた国際ワークショップの開催
5. 新しい廃油処理法の開発

**【シンガポール】 チア・リン・シェン**  
—東南アジア研究所

1. 公共施設の水供給施設への下水汚染事故
2. 長期総合コンセプト・プランの見直し
3. シンガポールの廃棄物回収の民営化
4. 化学物質の流出による釣り・水泳中止
5. 深部トンネル下水システム(DTSS): チャンギ廃水処理工場の初入札
6. 手足口病(HFMD) ウィルス大発生

**【タイ】 トングロイ・オンチャン**  
—メコン環境資源研究所・タイ環境研究所

1. タイ・マレーシア間の天然ガスパイプライン建設・プロジェクトに対する抗議
2. バクブーン・ダム反対運動の議会での暴動
3. カーフリーデーキャンペーン
4. 巨額な投資で完成した水路による水質汚染
5. 放射能廃棄物の取り扱いミス

**【ベトナム】 ファム・ヒュー・ギー**  
—司法省・国立社会科学人類センター

1. ホーゴム亀の保護区設置
2. メコン川デルタ地帯の大洪水(南ベトナム)
3. ホーチミン高速道路建設によるクックフォン国立公園への環境影響

**2001年アジアの環境重大ニュース 目次**

**【アジア太平洋地域】 ティム・ハイアム**  
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. 持続可能な開発のための世界サミットに向けてのアジア太平洋地域プラットフォーム(綱領)
2. アジア太平洋地域市民社会のWSSDに対する展望
3. 環境法や条約に関する地域キャパシティの強化
4. 日本企業によるUNEPの環境教育、認識、訓練に関する活動への支援
5. 産業界の能力開発向上とネットワーク化

**【アジア太平洋地域】 レスター・R・ブラウン**  
—地球政策研究所 (EPI)

1. 中国の将来を脅かす黄塵地帯

**【アジア太平洋地域】 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)**

1. エコアジア2001の開催
2. WSSDに向けた地域準備プロセスの実施
3. 国連気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP 7)の開催
4. インドネシアにおける乱伐

5. 韓国3大河川の管理に関する新法案

**【オーストラリア】 ジェラルド・アーリー**  
—オーストラリア政府環境省

1. 環境法改革
2. 自然保護基金の拡大
3. 塩分と水質に関する国家行動計画
4. シドニー港連合基金

**【バングラデシュ】 カンダカ・メヌディン、ドゥイジェン・マリック**  
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. プリガンガーバングラデシュで最も汚染された川
2. 健康への深刻な脅威をもたらす地下水の砒素汚染
3. バングラデシュ政府の重点課題に挙げられたポリエチレン袋の禁止
4. スンダーバンズで開始された生物多様性保護プログラム

**【カンボジア】 キュー・ムット**  
—カンボジア政府環境省

1. ロンパット野生生物保護区に関する調査
2. アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向けた宣言
3. 第6回ASEAN環境大臣非公式会合の開催
4. 日本の皇室夫妻カンボジア訪問

**【中国】 周新**  
—環境経済政策研究センター (PRCEE)・中国環境保護総局 (SEPA)

1. 自動車産業と自動車排気ガスに対する新たな規制
2. “グリーンオリンピック” 実現に向けた北京市の環境保護強化
3. 砂漠化防治法
4. 主要47環境保全都市における大気質予報

**【インド】 ブラサド・ヴェイジャーヴァイトグループ(米国) マイティリ・アイエール**  
—ローレンスバークリー国立研究所(米国)

1. プラスティック製買い物袋の追放運動が広がる
2. 州政府による雨水利用計画の推進
3. 省エネルギー法
4. 植物品種の保護と農民の権利に関する法案

**【インドネシア】 モハマド・スリヤニ**  
—環境教育・開発研究所 (IEED) / インドネシア国家研究評議会会員

1. ジャカルタにおける「チリウン川」のクリーンキャンペーン
2. 総合的な化学物質管理と安全
3. 環境教育全国ワークショップ
4. 有機廃棄物のコンポストに関する新たなアプローチ
5. 環境政策の活性化

**【日本】 原嶋洋平** —拓殖大学

1. 京都議定書の批准問題
2. 諫早湾開拓事業の見直し
3. 家電リサイクル法の施行
4. 環境省の発足

**【韓国】 朴貞圭** —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 日韓共催2002年FIFAワールドカップ・サッカーに伴う環境改善への取り組み
2. トゥメン川(豆満江)の保全
3. エコ・テクノピア21
4. セマングム埋め立て事業

**【ラオス】 スカタ・ビチット**  
—ラオス政府科学技術環境庁

1. 社会経済開発計画における環境問題への配慮
2. 第1回環境報告書の発行

3. 初の分野別環境影響評価規則
4. 金鉱山への環境影響評価
5. 環境および社会管理改善プログラム

**[マレーシア]** ノーハヤティ・ムスターファ、  
ワン・ポーシャ・ハムザ  
—国際戦略研究所 (ISIS)

1. 重要度を増す湿地保全に向けて
2. ベルムの自然を次世代へ引き継ぐ
3. 全てのプロジェクトに環境影響評価
4. ウミガメ保護活動にグローバル500賞
5. トランス・フロンティア (越境) 保護区

**[モンゴル]** アユシュ・ナムカイ —開発環境センター  
ドンドギーン・エンフバヤール  
—モンゴル政府自然環境省

1. 首都における大気汚染
2. 環境影響評価法の修正
3. 動物保護のためのリスト、料金および支払いの割合と額の決定
4. 牧草地での過放牧の増加
5. アルガリ (Ovis Ammon: 野生羊の一種) の生息数調査
6. 3年連続の干ばつ

**[ネパール]** プール・チャンドラ・スレスター  
—フリーランス・コンサルタント

1. クムロース共有林におけるエコツーリズム
2. 地下水の砒素汚染
3. ペーラ湖計画による災禍
4. 租借林を16地域に拡大
5. 湿地管理の国家政策

**[ニュージーランド]** ジャックリーン・ハーマン、  
ニール・エリクソン  
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. ニュージーランドは京都議定書批准に向けて温暖化対策を始動
2. 遺伝子組み換え生物に対する実地試験の猶予期間を解除
3. 資源管理法 (1991年施行) 10年を振り返って

**[フィリピン]** マーリン・M・マガローナ  
—フィリピン大学

1. ごみ危機とセミララ論争
2. エストラダ大統領、ごみ処分支援を軍へ要請
3. 喫煙禁止令の開始 (6月)
4. 野生生物資源保護法へ署名

**[極東ロシア地域]** アレキサンダー・シェンガウス  
—経済研究所

1. エコロジーと天然資源に関する新たなロシア目標プログラム
2. ハバロフスククライにおける生態系保全に関する新GEFプロジェクト
3. 持続可能な森林管理に関する国際会議
4. オホーツク海の魚資源の枯渇
5. ウスリータイガにおける密猟の激増

**[シンガポール]** ケン・リャン・コー  
—国立シンガポール大学法学部環境  
法アジア太平洋センター (APCEL)

1. 産業排水の利用 “NEWater (新しい水)”
2. 残留性有機汚染物質 (POPs) 規制条約
3. 資源保全と廃棄物の減量化
4. シンガポールグリーン計画2012の起草
5. 環境管理に関する能力形成

**[タイ]** トングロイ・オンチャン  
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. ペチャブーンで鉄砲水と泥流が発生

2. 内陸のクルマエビ養殖禁止
3. 遺伝子組換え (GM) 食物
4. バンコクのゴミ問題

**[ベトナム]** ファム・ヒュー・ギー  
—国立社会科学人類センター・国務司法  
研究所

1. 首都ハノイのTolich、Lu、Set川の環境改善と浄化プログラム開始
2. フンタウ (Vungtau) 沖における石油
3. 環境法施行・遵守に関するナショナル・セミナー開催

**2002年アジアの環境重大ニュース 目次**

**[アジア太平洋地域]** ティム・ハイアム  
—国連環境計画アジア太平洋地  
域事務所 (UNEP / ROAP)

1. アジアの褐色雲に関する研究
2. アセアン煙霧協定の調印
3. 情報通信技術 (ICT) のポテンシャルを環境保護に利用するためのUNEPプロジェクト
4. スウェーデンが温室効果ガス削減のためのUNEPイニシアチブを支援
5. 日本企業出資によるUNEPプロジェクト、環境教育を実現

**[アジア太平洋地域]** レスター・R・ブラウン  
—地球政策研究所 (EPI)

1. 多くの国で進行する水不足

**[アジア太平洋地域]** 財団法人 地球環境戦略研究機関  
(IGES)

1. 地球環境ファシリティー (GEF) 第2回総会
2. アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) のヨハネスブルグ・サミットへの提言
3. 国連気候変動枠組条約第8回締約国会議 (COP 8) の開催
4. 世界銀行による新たな「生物炭素基金」の設立
5. 北東アジアを襲う黄砂の嵐
6. ラムサール条約第8回締結国会議開催
7. 第2回日中韓環境産業円卓会議の開催

**[オーストラリア]** ジェラルド・アーリー  
—オーストラリア政府環境省

1. 環境報告書
2. 天然資源の管理
3. 持続可能な学校
4. 渡り鳥の保護に向けた日豪の協力
5. 世界最大の海洋保護区

**[バングラデシュ]** カンダカ・メヌディン  
—バングラデシュ高等研究セン  
ター (BCAS)

1. 国家適応行動プログラム (NAPA) 準備のための人材開発に関するワークショップ
2. ダッカ市内の2ストローク自動輪タク全面禁止
3. ダッカ市内で環境・健康問題を引き起こす騒音問題
4. 市民および環境団体、河川などの水域保護を要求

**[カンボジア]** キュー・ムット  
—カンボジア政府環境省

1. 第1回メコン河流域準地域 (GMS) 開発プログラムサミット
2. 第8回ASEANサミット
3. 気候変動問題に関するトレーニングワークショップ

**[中国]** 周新  
—環境経済政策研究センター (PRCEE)・  
中国国家環境保護総局 (SEPA)

1. 第5回全国環境保護会議

2. 環境影響評価法
3. 中国における砂漠化防治対策
4. 地球環境ファシリテーター (GEF) 第2回総会、北京で開催

**[インド] クリット・S・パリキ**  
—インディラ・ガンディー開発研究所

1. 市民社会全体がデリーの大気汚染対策に立ち上がる
2. 最高裁が先住民の権利を保護する判決
3. インド、京都議定書を批准、気候変動枠組条約第8回締結国会議 (COP8) を主催
4. 議会が生物多様性法案を可決
5. 世界的に評価されたインドの環境専門家

**[インド] R・ウマ** —タタ・エネルギー研究所

1. インドで残留性有機汚染物質 (POPs) 削減に向けた動き始まる
2. 家庭エネルギー・室内空気汚染・健康に関する地域ワークショップ
3. アジア褐色雲
4. 自動車燃料に関する方針
5. 気候変動枠組条約8回締結国会議 (COP8)

**[インドネシア] モハマド・スリヤニ**  
—環境教育・開発研究所 (IEED) /  
インドネシア国家研究評議会会員

1. ヨハネスブルグ・サミットに参加
2. 女性と子どものための持続可能な開発行動計画
3. 地球憲章
4. 長崎の環境カウンセリング協会 (ECAN) との協力
5. 国際農業森林管理研究センター (ICRAF) : 指導教材

**[日本] 原嶋洋平** —拓殖大学

1. 京都議定書締結とヨハネスブルグ・サミット
2. 原子力発電所のトラブル
3. 新生物多様性国家戦略
4. 食品の安全性に関する不祥事

**[韓国] 朴貞圭** —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 清溪川 (チョンゲチョン) 改修プロジェクト
2. 四大河川水源特別法のための総合対策と水質汚濁防止計画の設置
3. ソウル市における大気改善

**[ラオス] ソムサヌーク・フォンナクホス**  
—ラオス政府科学技術環境庁

1. ラオスの重要環境問題
2. 第1回東南アジア諸国連合 (ASEAN) +3環境大臣会議
3. ラオス環境基金
4. 環境教育・意識啓発プログラム
5. 気候変動に対する取り組みの強化

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、  
ワン・ポーシャ・ハムザ**  
—環境科学技術局 (BEST)、国際戦略  
研究所 (ISIS)

1. トラ! トラ!
2. 民衆の力で焼却炉の新設計画地の移転を成功
3. 遺伝子工学
4. 湿地保全への地域住民の参加

**[モンゴル] アユシュ・ナムカイ** —開発環境センター  
ドンドギーン・エンフバヤール  
—モンゴル政府自然環境省

1. 新国土法
2. 危険な森林火災と森林害虫
3. 黄砂の嵐に関する地域プロジェクト
4. 南極調査員記念祭

**[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター**  
—フリーランス・コンサルタント

1. エベレストの氷河が溶解
2. 土壌劣化対策
3. 使用期限切れの農薬を大量に保管
4. ダマンを第2の植物園に
5. 医療廃棄物が汚染の要因に

**[ニュージーランド] ジャックリーン・ハーマン、  
ニール・エリクソン**  
—ワイカト大学国際地球変動研  
究所 (IGCI)

- ニュージーランドにおける持続可能な開発
1. ニュージーランドの持続可能な開発戦略
  2. ニュージーランドにおける持続可能な開発の監視
  3. 生態学上の持続可能な開発に関わる進捗状況の評価

**[フィリピン] マーリン・M・マガローナ**  
—フィリピン大学

1. 大気汚染に関する世界銀行報告
2. マランバヤ・プロジェクト ヨハネスブルグ・サミットで受賞
3. 環境アンケートでフィリピン低順位
4. 大気汚染防止法の実施延期を求める立法の試み、失敗に終わる
5. サンゴ礁の破壊はつづく

**[極東ロシア地域] アナトリー・レベデフ**  
—地域社会活動キャンペーン・  
ビューロー (BROC)

1. ロシアのタイガ (亜寒帯針葉樹林帯) で原生林が激減
2. 森林利用の認証は環境上の持続可能性を意味しない
3. 核廃棄物と使用済み核燃料
4. 環境への排出費用が連邦負担に
5. 違法木材を隠すための森林戦略

**[シンガポール] ケン・リャン・コー**  
—国立シンガポール大学法学部環境  
法アジア太平洋センター (APCEL)

1. 環境庁 (NEA) の設置
2. シンガポール・グリーン計画2012: 環境の持続性に向けてより一層きれいな空気と緑を
3. リサイクル
4. 能力開発 (キャパシティ・ビルディング)

**[タイ] トングロイ・オンチャン**  
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. 天然資源環境省設置
2. 喫煙禁止
3. 遺伝子組換え食品のラベル付け
4. 北部と東北部における洪水

**[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー**  
—国立社会科学人類センター・国務司法  
研究所

1. 天然資源環境省の設置
2. ベトナム環境保護基金の設立
3. ウー・ミン・トゥオン森林の火災
4. 小型オートバイ数の制限による、ハノイ市およびホーチミン市の交通秩序の再構築と環境汚染の軽減

2003年アジアの環境重大ニュース 目次

**[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム**  
—国連環境計画アジア太平洋地  
域事務所 (UNEP/ROAP)

1. アフガン紛争の環境被害記録
2. 北東アジアの砂塵・砂嵐プロジェクト発足
3. 政策立案者向けと青少年向けの南アジア環境概況報告書

4. ASEAN火災煙霧協定の発効
5. 中国国家環境保護総局の解局長にUNEP笹川環境賞

**[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン**  
—地球政策研究所 (EPI)

砂漠化との戦いに敗れつつある中国

**[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)**

1. 京都議定書
2. 持続可能な開発に向けた過渡期的変化に関する南アジア地域会議の開催
3. 第2回北九州イニシアティブ・ネットワーク会議の開催
4. アジア森林パートナーシップ (AFP) 第2回・第3回実施促進会合の開催
5. 環境保全のための意欲の増進および環境教育の推進に関する法律 (環境教育推進法) の制定
6. 2003国連環境計画・金融イニシアティブ東京会議の開催
7. 第3回世界水フォーラム (WWF3) の開催
8. 交通と環境に関する名古屋国際会議の開催

**[オーストラリア] ジェラルド・アーリー**  
—オーストラリア政府環境省

1. グレート・バリア・リーフの保護強化
2. 新しい文化遺産法の制定
3. オーストラリア「大洋政策」に基づく初の海洋計画
4. 持続可能な都市イニシアティブ

**[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン**  
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. 国連開発計画が「クリーンで環境にやさしい船舶解体」を支援
2. ダッカで衛生に関する地域会議
3. レンガ焼き窯の操業を規制する法律
4. なめし革工場をダッカ市内から新工業団地へ移転
5. プリガンガ川を救う総合行動計画

**[カンボジア] キュー・ムット**  
—カンボジア王国政府環境省

1. 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 環境年2003 (AEY2003)
2. 「第1回エコトーン・セミナー第2期」および「第3回東南アジア生物圏保護区ネットワーク (SeaBRnet) 会議」の開催
3. カンボジアの「保護区域法」

**[中国] 周新**  
—環境経済対策研究センター (PRCEE)、  
中国国家環境保護総局 (SEPA)

1. 中国が「オゾン層保護賞」を受賞
2. 企業環境パフォーマンスの情報開示
3. 中国環境開発国際協力委員会

**[インド] クリット・S・パリキ**  
—インディラ・ガンディー開発研究所、  
開発のための総合研究アクション 代表

1. 市民社会の警戒がタージ・マハルに迫る脅威を阻止
2. びん詰め飲料水とソフトドリンクに残留農薬
3. 工業地区に対するISO14000評価
4. 環境経済学的能力強化
5. 生態学者・環境活動家マダブ・ガドギル博士がボルボ環境賞を受賞

**[インドネシア] モハマド・スリヤニ**  
—環境教育・開発研究所 (IEED)、  
インドネシア国家研究評議会 会員

1. 農民と漁民の共同体としての能力・意欲の開発
2. アグロフォレストリー

3. 第8回全国科学会議
4. クリーン開発メカニズムに関するジャカルタ宣言
5. 持続可能な開発を進めるための課題と機会

**[日本] 原嶋洋平** —拓殖大学国際開発学部

1. 地球温暖化対策税をめぐる議論
2. 新しいディーゼル車排ガス規制
3. ごみ固形燃料 (RDF) 発電所のトラブル
4. 第3回世界水フォーラム
5. 環境教育推進法の制定

**[韓国] 黄相一** —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 北漢山 (ブッカンサン) をめぐる環境保全と利便性の対立
2. 核廃棄物集積場建設に抗議して授業をボイコット
3. 韓国各地に台風被害
4. 石油5社、ガソリンスタンドと石油貯蔵所近くの土壌保護で政府と合意

**[ラオス] ケットケーオ・サリチャン**  
—環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府

1. 国家環境委員会 (NEC) の発足会議
2. 各県の環境行動計画と戦略
3. 国家生物多様性戦略行動計画
4. 環境教育・意識啓発 (EEA) に関する国家戦略

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ**  
—環境科学技術局 (BEST)、マレーシア  
国際戦略研究所 (ISIS)

1. 海にとつての吉報
2. カメロン高地開発被害で嚴重措置
3. ジョホール州の3湿地がラムサール条約登録地に
4. 水資源管理の進展

**[モンゴル] アユシュ・ナムカイ**  
—環境と持続可能な開発局、モンゴル自然環境省

1. 家庭・産業廃棄物法の制定
2. 第4回アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED4)
3. ウブス湖盆地、世界自然遺産リストに
4. 2004年を「水の年」に宣言
5. 採鉱地の土地再生進まず
6. クーラン (アジア野生ロバ) の分布と生息数

**[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター**  
—フリーランス・コンサルタント

1. ラムサール条約登録湿地、4カ所に
2. 首都のごみを利用して肥料を生産
3. カリ・ガンダキAプロジェクトにおける適正な環境配慮
4. 二酸化炭素排出抑制に効果的なバイオガス装置
5. ネパールにはグリーン・プロジェクトが必要

**[ニュージーランド] クレア・ギブソン、  
ニール・エリクソン**  
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. 農業排出ガス研究のための新税
2. ロトルア地区の湖沼の水質
3. 遺伝子組換え (GM) の一時停止
4. よい環境計画はよい結果を生むか?

**[フィリピン] マーリン・M・マゴローナ**  
—国際法律研究所、フィリピン大学

1. バイクタクシー運転手数千人が「大気清浄法」抗議デモ
2. 大気汚染で旅客用車両運転手が結核に感染
3. 枯渇するセブ州の飲用水源
4. インターネットで環境クリアランス認定申請
5. アジア開発銀行幹部が「大気清浄法」の施行方法を批判

**[極東ロシア] アナトリー・レベデフ**  
—地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)

1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略
2. 「核議員」を次の議会から締め出す
3. 環境を消耗させる漁獲割り当て入札の廃止
4. 新しい「森林利用規範」

**[シンガポール] ケン・リャン・コー**  
—アジア太平洋環境法センター (APCEL)

1. 米国・シンガポール自由貿易協定2003 (USSFTA)
2. シンガポール感染症法第137章
3. マレーシア・シンガポール間の埋め立て工事訴訟と海洋環境
4. 人材開発 (キャパシティー・ビルディング)

**[タイ] トングロイ・オンチャン**  
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. ガンホール：よりクリーンな空気のためのバイオ燃料
2. ウドンタニ県のカリウム採掘プロジェクト
3. サルウィン森林伐採事件をめぐる新たなスキャンダル
4. タイ・マレーシア・ガスパイプラインをめぐる紛争

**[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー**  
—国立社会科学人類センター国務司法研究所

1. フォンニャーケーバン国立公園が世界遺産として登録
2. 「ベトナムにおける環境保護と持続可能な開発」に関するシンポジウム
3. ベトナム人科学者がブループラネット賞を受賞
4. サイゴン川におけるタンカー事故

**2004年アジアの環境重大ニュース 目次**

**[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム**  
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. アジア・太平洋地域における持続可能な開発に向けた新しい指標を公開
2. 北西太平洋の環境保護のため、韓国と日本に事務所を新設
3. 国連環境計画 (UNEP) ・同済大学「持続可能な開発へ向けた環境研究所」が、アジア・太平洋地域の環境教育・研究の中心として始動
4. 国連環境計画が朝鮮民主主義人民共和国における初の環境報告書を公開
5. 拡大メコン圏を収録した初の環境地図帳を国連環境計画とアジア開発銀行が出版

**[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)**

1. ロシアの批准でいよいよ発効する京都議定書
2. アジア諸国におけるCDMへの取組み
3. 資源の保護と持続可能な利用のためのエコシステムアプローチ
4. 北九州イニシアティブ：60都市がクリーンな環境に向けて取り組む
5. アジア水環境パートナーシップ (WEPA) プログラムの開始
6. グリーン購入に関する世界会議の開催
7. 中国版RoHS指令が来年7月1日から発効

**[オーストラリア] ジェラルド・アーリー**  
—オーストラリア政府環境省

1. 水資源利用の改善
2. 国の遺産保護に大きな進展
3. オーストラリアのエネルギーの未来を築く
4. 保護地域の拡大

**[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン**  
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. 「バングラデシュにおける洪水の危険性及び洪水被害を軽減するためのオプション」に関するワークショップ
2. ダッカ市における廃棄物管理マスター・プラン
3. ダッカ市の地下水水位が警戒レベルにまで下降
4. バングラデシュの広範囲にわたる大洪水の被害

**[カンボジア] キュー・ムット**  
—カンボジア王国政府環境省

1. 沿岸区域資源センターの落成式
2. オゾン層破壊物質に関する2004年アジア太平洋会議
3. カンボジアで「国際オゾン層保護デー」記念式典
4. 「世界湿地の日」カンボジアで記念集会 (2004年2月2日～3日)

**[中国] 常 杪**  
—清華大学環境科学工学部水政策研究センター

1. 淮河を浄化するためには大いなる努力が必要
2. 新車両排ガス基準の策定
3. 中国が有害廃棄物処理の料金徴収システム制定へ
4. 国家環境保護総局が、環境法令を厳格に施行すべく6つの禁止令を発表

**[インド] ジョティ・K・パリキ**  
—開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

1. 環境森林省、国家環境政策を打ち出す
2. 大気汚染防止に取り組む地方自治体
3. 野生生物保護と人間の生活との相克：すみかを追われた象が人家を破壊
4. 屑鉄のリサイクルは省エネに貢献するが、別の問題も
5. インド人2名が今年のゴールドマン環境賞を受賞

**[インドネシア] モハマド・スリヤニ**  
—インドネシア国家研究評議会 会員

1. 西ジャワ環境管理プロジェクト (WJEMP)
2. 環境科学
3. 未来の漁師たちへの追い風
4. 持続可能な開発を進めるための環境問題と機会

**[日本] 原嶋洋平** —拓殖大学国際開発学部

1. 巨大地震と異常気象
2. 3R (廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用) の取組み
3. 原子力発電所の配管破損事故
4. 天然温泉の入浴剤添加問題
5. 外来生物法の制定
6. 地球温暖化対策推進大綱の見直し

**[韓国] 黄相一** —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 新設アパートの居住者を襲うシックハウス症候群
2. 韓国初のハイブリッド車発売される
3. 韓国が第5回国連アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議 (MCED) を主催
4. 韓国の大手塗料メーカー、揮発性有機化合物 (VOC) の20%削減で合意

**[ラオス] ケットケーオ・サリチャン**  
—環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府

1. 第15回ASEAN環境高級事務レベル会合 (ASOEN)
2. 社会環境開発プロジェクト
3. 環境保護における性差別問題の啓蒙を支援する環境管理プロジェクトの強化
4. ラオスの国家環境戦略

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、  
ワン・ポーシャ・ハムザ  
—マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)**

1. マリーナ計画に批判殺到
2. 有毒廃棄物の不法輸入
3. ウミガメ保護へ取り締まりを強化
4. 生物多様性条約第7回締約国会議 (COP7) とバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第1回締約国会議 (MOP1)
5. 豊かな雨と水不足

**[モンゴル] アユシュ・ナムカイ  
—モンゴル自然環境省**

1. 水に関する法律の改正
2. 「水政策改革XXI」
3. クリーン開発メカニズム局の承認
4. マンシュウアカジカ (学名: Cervus elaphus L.) の生息数調査
5. ボグド・オチルバニ仏教記念碑の建立
6. 公園整備

**[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター  
—フリーランス・コンサルタント**

1. 温暖化が進むネパール、周辺地域に警鐘
2. バグマチ川からヤムナー川までのバイオトラックの建設が始まる
3. ネパール猿の捕獲利用に対する懸念
4. 医療廃棄物処理規則書
5. 貧困の緩和を目指す共有林
6. 最高裁が政府に対してポリエチレン使用の危険性に関する調査を指示

**[ニュージーランド] ニール・エリクソン、  
クレア・ギブソン  
—ワイカト大学国際地球変動研  
究所 (IGCI)**

1. 洪水危機管理の見直し
2. 資源管理法の改正
3. 国の新しい環境基準
4. フィヨルドランド海洋域の創設

**[パキスタン] ムシタク・アハマド・メモン  
—地球環境戦略研究機関 (IGES)**

1. カラバ・ダム建設決定へ
2. 清浄な飲料水を提供するための砒素監視・軽減プロジェクト
3. カラチ市長が北九州市長に環境問題について協力を要請
4. 国際自然保護連合が選ぶ、アジアにおける環境メディア賞、本年はパキスタンが受賞
5. 都市部の大気環境改善に関する全国ワークショップ

**[フィリピン] マーリン・M・マギー  
—フィリピン大学国際法律研究所**

1. 台風、土砂崩れ、死者そして森林破壊
2. 水質浄化法2004が発効
3. 環境オンブズマン事務局の創設
4. 道路建設のための森林伐採に農民が抗議
5. 節水を心掛けて入浴は一緒に

**[ロシア] アナトリー・レベデフ  
—地域社会活動キャンペーン・ビューロー  
(BROC)**

1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略
2. 新たな仕組み、新たな問題
3. 地域社会に根付いた林業と違法伐採
4. ロシアに緑の党誕生

**[シンガポール] ケン・リャン・コー  
—アジア太平洋環境法センター  
(APCEL)**

1. 環境水資源省 (MEWR)
2. 国家環境庁の改革
3. 動物鳥類に関する2004年規則 (実験動物の飼育・利用) (第S668号)
4. 重症急性呼吸器症候群 (SARS): 「その後を決定付ける瞬間: シンガポールはいかにしてSARSを克服したか」チュア・ムイ・フーン (著) の出版
5. 環境における人材開発 (キャパシティ・ビルディング)

**[スリランカ] ナラカ・グナワルデン  
—TVEアジア・パシフィック**

1. 津波でスリランカに大きな被害
2. 大気質改善に新たな措置
3. 危機に瀕するスリランカの両生類

**[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー  
—ベトナム社会科学アカデミー—国務司法  
研究所**

1. 環境基準改善の指針
2. アジア開発銀行 (ADB) が中央市街地環境プロジェクトに資金援助
3. 科学技術研究所が工芸村の環境改善を支援
4. 環境管理のコンピュータ化計画

**2005年アジアの環境重大ニュース 目次**

**[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関  
(IGES)**

1. 京都議定書発効: 次期気候変動枠組に関する対話開始へ
2. アジアにおけるCDMへの取組
3. 日本政府の違法伐採への対応
4. 第1回「アジアEST 地域フォーラム」開催される
5. スリランカにおける津波による地下水汚染
6. 企業の社会的責任 (CSR) に関する議論の国際的高まり
7. 3R閣僚会議の開催

**[アジア太平洋地域] サトワント・カウル  
—国連環境計画アジア太平洋地  
域事務所 (UNEP/ROAP)**

1. 拡大メコン圏サミットが生物多様性保全回廊イニシアチブを承認
2. アジア太平洋地域はフロン消費の半減に成功、さらに段階的全廃を目指す
3. 都市環境問題の予防的取組
4. 若者による環境問題への取組促進を目指して、2件の新アジア青年環境ネットワークを発進

**[中央アジア地域] ブラト・K・エセキン  
—中央アジア地域環境センター**

1. バルハシ湖・アラコル湖流域における生態系管理の導入
2. カザフスタンにて第2回オース条約締約国会議開催
3. 中央アジアとコーカサス諸国における水質基準に関するワークショップ
4. ESPOO条約に関する中央アジア地域プロジェクトの実施
5. 中央アジアの山岳生態系評価

**[オーストラリア] ピーター・ウッズ  
—オーストラリア政府環境省**

1. オーストラリアがアジア太平洋地域の気候変動に関する協力体制を構築
2. 水改革
3. 環境研究に対する助成の新たな潮流
4. タスマニアコミュニティ森林協定
5. オーストラリア国内の学校向けに「国家環境教育声明」を発表

**[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン**  
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. ダッカ宣言：2007年を「南アジア緑化の年」に
2. 鯉の純血種を守るための保護区を設置
3. ダッカ市の環境改善のための長期計画
4. 地域レベルにおける気候変動への適応に関する国際ワークショップ

**[ブータン] ドルジ・ペンジョール**  
—国立ブータン研究所

1. ブータン国王と国民が「地球大賞」を受賞
2. ブータンは多種の鳥類が棲む「鳥類の孤島」
3. ブータンのプラスチック使用禁止令強化される
4. ブータンの環境に対する圧力の増大
5. E-waste (電気電子機器廃棄物)：環境への脅威
6. ブータンの森林被覆は72.5%ではなく、64.35%。

**[カンボジア] キュー・ムット**  
—カンボジア王国政府環境省

1. 「2004年度環境に関する報告書」
2. オゾン層破壊物質の管理に関する準法令
3. 保護区域の制定と管理に関する法案
4. バイオセーフティに関する法案
5. 国家能力自己評価 (NCSA) に関する上級職員への説明会

**[中国] 常 杪**  
—清華大学環境科学工学部水政策研究センター

1. 第11次5カ年計画策定方針：資源節約・環境調和型社会の建設
2. 環境影響評価騒動の年
3. 『中華人民共和国固体废物污染环境污染防治法』改正の施行
4. 京都議定書への中国の対応及びCDMプロジェクトの今後の展開
5. 中国がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国に
6. 石油化学工場の爆発により中国の松花江が汚染

**[インド] ジョティ・パリキ**  
—開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

1. 津波の環境コスト
2. パンジャブ州における癌の発生率と殺虫剤使用の因果関係
3. 減少が続くインドのトラの個体数
4. 気候変動と戦う姿勢を強めるインド
5. 諸都市での豪雨が数百の命を奪う
6. インドの科学環境センターが2005年ストックホルム水賞を受賞
7. 絶滅を危惧されたサイが増加の傾向

**[インドネシア] モハマド・スリヤニ**  
—環境教育・開発研究所 (IEED) 所長

1. 環境教育の早期開始
2. 大学院レベルにおける初期環境研究
3. 環境教育の管理と開発
4. 京都議定書実施への努力
5. 「チリウン川キャンペーン」

**[日本] 原嶋洋平** —拓殖大学

1. アスベスト問題
2. COOL BIZ
3. 愛・地球博
4. 京都議定書目標達成計画
5. 知床の世界遺産登録

**[韓国] 黄相一** —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 韓国初の放射性廃棄物投棄場
2. 塗装時の揮発性有機化合物 (VOC) 含有量基準が初めて定められる
3. 温室効果ガス及び複合大気汚染物質削減に関する自主協定
4. 環境部が古い携帯電話の回収に乗り出す

**[ラオス] ケットケーオ・サリチャン**  
—科学技術環境庁 (STEA)

1. 首相府が「開発事業の補償及び再定住に関する法令」を発令
2. 環境保護基金に関する法令
3. ラオス人民民主共和国が環境保護展を開催
4. 環境と社会経済開発に関する国家環境委員会 (NEC) 会議

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ**  
—マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)

1. 津波と煙霧から得た教訓
2. 生物多様性と自然遺産
3. バイオテクノロジーとバイオ燃料
4. 持続可能な開発をめざして
5. 河川管理と水管理

**[モンゴル] アユシュ・ナムカイ**  
—モンゴル自然環境省

1. 水使用料の引き上げ
2. 「グリーン・ベルト」計画
3. 仏教公園の開設
4. 改正環境保護法

**[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター**  
—フリーランス・コンサルタント

1. 揺らぐサイ保護活動成功のプライド
2. 古くなった車をカトマंडウ市域から撤去
3. オカルパウワ埋立処分場が稼動
4. ナラヤニ川汚染は水生生物に脅威
5. 薬草保全に新しい方法

**[ニュージーランド] ニール・エリクソン、  
クレア・ギブソン**  
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. 海洋環境分類
2. ニュージーランドの都市計画協定
3. 飲料水基準
4. 企業と環境にやさしい税法改正

**[パキスタン] ムシタク・アハマド・メモン**  
—地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. 地震による最悪の環境被害を回避できるのか？
2. 最高裁判所、環境保護に乗り出す
3. 「環境にやさしい車」普及に向けた戦略
4. 風車プロジェクトは原子力よりも優れた選択肢？
5. インダス川のイルカ保護のための覚書
6. 国際自然保護連合 (IUCN) がシンド州の環境の現状を発表

**[フィリピン] マーリン・M・マゴローナ**  
—フィリピン大学国際法律研究所

1. 国際調査チーム、海洋生物多様性の宝庫を発見
2. 世界銀行、環境悪化が原因の莫大な損失を概算
3. 保護区がエネルギー資源の探査地に
4. 日本が28年ぶりに森林支援を再開

**[ロシア] アナトリー・レベドフ**  
—地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)

1. 森林の民有化の可能性に対して抗議キャンペーン
2. 大統領が経済開発貿易省にパイプライン建設を要請

3. 経済会議、ロシアが極東ロシアでの資源を失いつつあると宣言
4. 政府の新たな行政構造が環境保護の障害に
5. 極東ロシア知事が魚を故国へ

**[シンガポール] ケン・リャン・コー**  
—アジア太平洋環境法センター (APCEL)

1. シンガポール・グリーン計画2012 (SGP2012) の再検討
2. 「みんなのための水：節水し、大切に、楽しもう」
3. シンガポールによるジョホール海峡周辺における埋立て工事に関する問題
4. 交通渋滞を緩和するために、道路料金自動徴収制度 (ERP) を調整
5. 環境に関する能力開発 (キャパシティー・ビルディング)

**[スリランカ] ナラカ・グナワルデン**  
—TVEアジア・パシフィック

1. 津波が環境に及ぼした被害
2. インドの船舶用運河が海洋環境に与える脅威
3. 引き続きニュースを賑わせている遺伝子組換え食品
4. 機械による砂の浸没が中断

**[タイ] クワンルディー・チョーチャナタウィーウォン**  
—タイ環境研究所

1. タイにおける深刻な洪水と旱魃
2. 環境保護のために若い世代を育成
3. 津波の後遺症：復興への道
4. フロンガス (CFC) の段階的使用停止に成功
5. エネルギー省、再生可能エネルギーに関する国王の提言に応える

**[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー**  
—ベトナム社会科学アカデミー国務司法研究所

1. 2005年国内環境会議
2. 環境保護に向けての5大目標 (2005年から2010年)
3. 湿地帯の生物多様性を保全
4. 国民議会、環境保護法の改正を承認

**2006年アジアの環境重大ニュース 目次**

**[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)**

1. アジア太平洋から見た2013年以降の気候変動枠組み
2. アジアで懸念されるCDMの格差
3. 合法的・持続的に生産された木材の政府調達を日本がアジアで初めて開始
4. 気候変動とアジアの都市問題における副次的便益の追求
5. 新しい段階に入った中国における企業の社会的責任 (CSR)
6. 水問題解決のためのアジアの連携に向けて：アジア・太平洋水フォーラムの設置
7. 3R推進会議の開催
8. 第1回橋本龍太郎APFED賞をソロモン諸島のココナッツオイル製造会社に授与

**[アジア太平洋地域] サトワント・カウル**  
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. スリランカとインドネシアで環境に配慮したエコビレッジが発足
2. アジア諸国が「スカイホールパッチングプロジェクト (空の穴修繕プロジェクト)」に参加
3. クロロフルオロカーボン (CFC) の移動とライセンス制度の監視を促す任意メカニズムの実施
4. エネルギーコストと温室効果ガス排出量の削減に向けたアジア産業界への指針を発表

5. 環境管理と持続可能な開発に関するUNEPの修士課程が開講
6. 「森を守ろう！」声を上げた世界中の子供たち

**[中央アジア地域] ブラト・K・エセキン**  
—中央アジア地域環境センター (CAREC)

1. カザフスタンの中等学校にカザフ語の気候変動関連教材を支給
2. 持続可能な開発のための教育 (ESD) に関する第5回国際中央アジア会議 (10月24日~25日、キルギスタン共和国ビシュケク) の開催
3. 小額助成プログラム「カスピ海沿岸地域社会の持続可能な開発」による大きな成果
4. 気候変動と大気汚染分野における東欧・コーカサス・中央アジア (EECCA) 諸国

**[オーストラリア] ピーター・ウッズ**  
—オーストラリア政府環境省

1. アジア太平洋パートナーシップが気候変動への取組に関する新たなモデルについて合意
2. オーストラリア全土の11%を保護する自然保護制度
3. 持続可能な開発のための教育国家戦略を発表
4. オーストラリア初のソーラーシティが発足
5. 世界の海洋保護区の3分の1がオーストラリア海域に

**[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン／  
ゴーラム・ラバニ**  
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. 塩水の浸入：深刻な環境劣化に直面する南西部
2. 財源不足による杜撰な廃棄物管理
3. 遺伝子組み換え食品が健康・環境面に与える影響を議論
4. 政府がセントマーチンズ島近くの地震探査を却下
5. 環境に優しい低コストのレンガを現地の研究者が開発

**[ブータン] ドルジ・ペンジョール**  
—国立ブータン研究所

1. ブータン国王が再び環境保護賞を受賞
2. 2008年にワゲン・ワンチュク環境森林協会設立へ
3. 環境基準を遵守するブータンの産業
4. 子供たちに悪影響を及ぼす化学工場の廃棄物
5. ペットボトル製造業者による圧縮設備の設置

**[カンボジア] キュー・ムット**  
—カンボジア王国政府環境省

1. 援助供与国と環境省との会合の開催
2. 協力共同研究プログラム「カンボジアの環境史に関する研究」に関する覚書と協定書
3. 環境管理のための人材開発に向けて、JICAパートナーシッププログラムが始動
4. 国際条約、議定書、地域協定の批准

**[中国] 常 杪**  
—清華大学環境学部環境管理と政策研究所

1. 中国の環境保護史上における一里塚：国務院による「国務院の科学発展観実施による環境保護強化に関する決定」の公布
2. EUのRoHS指令に対応して中国が電子情報製品汚染抑制を強化
3. 中国初の流域水量調整管理行政法規「黄河水量調整条例」の正式施行
4. 中国が環境汚染多発時期に突入
5. 国務院が「国家突発公共事件全体応急プラン」を公布：初の全国応急プラン体系形成

**[フィジー] ビマン・ブラサド**  
—南太平洋大学経済学部ビジネス経済学科

1. 環境管理法 (2005) の施行

2. ナボロ埋め立て施設の委託
3. 海洋資源の枯渇
4. ディーゼルが招く大気汚染

**[インド] ジョティ・パリキ**  
— 開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

1. 議会が2006年野生生物（保護）改正案を承認
2. 環境事業認可のための新しい届出制度：2006年環境影響評価（EIA）届出制度
3. インドの科学者が2006年コスモス国際賞を受賞
4. パチルス・チューリンゲンシス（BT）綿とハイブリッド種子：世界的な豊作がインド農民にもたらす不幸
5. インドを脅かすE-waste（電気電子機器廃棄物）

**[インドネシア] モハマド・スリヤニ**  
— 環境教育・開発研究所 (IEED) 所長

1. 環境の持続可能性について議論
2. 地方の開発を持続させる金鉱採掘
3. 熱泥の噴出と氾濫
4. 清潔なジャカルタ市に向けた研究協力の実施
5. 環境に関する書籍の出版
6. 環境に配慮した効率的な社会への展望

**[日本] 原嶋洋平** — 拓殖大学

1. 「モッタイナイ」の再発見
2. 少子化の環境への影響
3. ペットの飼育と生物多様性
4. 水俣病公式確認から50年
5. 環境基本計画の改定

**[韓国] ファン・ジンファン/キム・ジョンウン**  
— 韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 大都市大気質データベースの構築
2. 水質環境管理マスタープラン大綱：クリーンウォーター、エコ・リバー2015
3. 6月に導入された戦略的環境影響評価（SEA）システム
4. 環境部が公害病と闘うための健康評価プログラムを実施

**[ラオス] ケットケーオ・サリチャン**  
— 科学技術環境庁 (STEA)

1. ラオスが統合的空間計画に着手

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ**  
— マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)

1. 持続可能なエネルギーにおける技術の進歩
2. 煙霧の再来とASEAN
3. 生物多様性保全に向けた取組
4. 固形廃棄物管理をめぐる動き

**[モンゴル] アコシュ・ナムカイ**  
— モンゴル自然環境省

1. 環境保護法の追加・修正条項を公布
2. 環境保護及び環境再生条項を強化する法令の制定
3. 「環境再生推進年」を宣言
4. モンゴルの環境に対するオランダの支援
5. ゴビ砂漠の希少種・絶滅危惧種の保護・管理の改善

**[ミャンマー] ウー・ティン・タン**  
— 世界自然保護基金 (WWF) 拡大メコン・タイプログラム

1. 報告書「ミャンマー：生物多様性保全における投資」の刊行
2. 外交努力によりカチン州の違法伐採を阻止
3. ミャンマー中部を襲った最悪の洪水
4. 絶滅の危機に瀕するミャンマーのウミガメ
5. 開発対環境：紙パルプ工場の建設

**[ネパール] プール・チャンドラ・シュレスタ**  
— フリーランス・コンサルタント

1. 政府が国立公園等の民営化を準備
2. 薬品の禁止により生き残るハゲワシ
3. 野生生物から村民を守る「バイオガス」
4. 国内初のヘビ飼育場
5. 絶滅の危機に瀕する淡水イルカ

**[ニュージーランド] ピーター・ユーリッヒ/  
ピーター・クーウェンホーベン/  
リサ・コーシー**  
— ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. 前浜と海底を所有するのは誰か？
2. ニュージーランドのバイオセキュリティに関する最新情報
3. 新たな飲料水基準の承認
4. 税法による環境管理の改善

**[パキスタン] ムシタク・アハマド・メモン**  
— 国連環境計画 (UNEP) 技術・産業・経済局 (DTIE) 国際環境技術センター (IETC)

1. UNEP世界行動計画 第2回政府間レビュー会合
2. 豪雨：呪いの雨が恵みの雨か
3. 深刻化する海洋汚染問題
4. 「汚染危機」回避に向けた戦略

**[フィリピン] マーリン・M・マゴローナ**  
— フィリピン大学法学部

1. 「フィリピン幹線道路緑化」プロジェクトの開始
2. グイマラス島の油流出：フィリピン史上最悪の大惨事
3. 反発を招いた日本フィリピン経済連携協定
4. 画期的なバイオ燃料法が発効

**[ロシア] アナトリー・レベデフ**  
— 地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)

1. 政府の森林民営化方針と「森林利用規範」
2. 国による調査が進むサハリンの環境
3. 環境影響評価に対抗する建築法
4. G8サミットと環境保護支援
5. 公聴会が重要な手段に

**[シンガポール] ケン・リャン・コー**  
— シンガポール国立大学 (NUS) 法学部

1. 2006年絶滅危惧種（輸出入規制）法による対策強化
2. 環境及び水道産業 (EWI) 開発審議会の設置
3. 国立生物多様性資料センター (NBRC) の設立
4. インフルエンザ大流行に対する手引書（2006年3月）の配布
5. 再発生したインドネシアの煙霧とシンガポールの国際貢献

**[スリランカ] ナラカ・グナワルデン**  
— TVEアジア・パシフィック

1. 武力紛争再発による生態学的・人的損失
2. どうなるポリエチレン使用禁止騒動？
3. 依然深刻な車両の排ガス
4. 自然の力による沿岸保護の取組

**[タイ] ティタヤ・ワラヌサンティクル**  
— タイ環境研究所

1. スワンナプーム空港が騒音公害を制限
2. 廃棄蛍光灯管理に向けた取組
3. タイ北部と中部での洪水被害
4. 津波早期警告協定に関する地域協力
5. 極小規模発電事業者 (VSPP) への奨励金

**[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー**  
 —ベトナム社会科学アカデミー国務司法  
 研究所

1. ベトナムが「世界をもっときれいに」キャンペーンを開始
2. ベトナムで発見されたコウモリの稀少種
3. 法令23条により、海外資本にも森林を開放
4. 北部地域に水域環境警戒システムを設置

2. 木の代わりに竹の使用を奨励
3. 国会が環境団体に権限を付与
4. トラにとって「好ましいが最適ではない」環境
5. ブータンがモントリオール議定書に関する賞を受賞

**[カンボジア] キュー・ムット**  
 —カンボジア王国政府環境省

1. カンボジアの環境政策
2. 気候変動に関する高官協議「適応の課題：脆弱性から回復カへ」の開催
3. ISO 14001セミナー

**2007年アジアの環境重大ニュース 目次**

**[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)**

1. アジアで関心の高まる気候政策の開発便益
2. 持続可能なバイオ燃料に関するラウンドテーブル：ステークホルダー・アウトリーチ会議がアジアで開催
3. 森林破壊の防止による温室効果ガス排出削減：国際イニシアチブ
4. 第1回アジア・太平洋水サミットが大分県別府市で開催
5. SAICM アジア太平洋地域会合について
6. 物質フローに関するOECD会議が日本で開催
7. 民間企業のイニシアチブにより排出権取引に関する環境整備が加速
8. 10年に1度の第4回国際環境教育会議がインド・アムダバードで開催
9. 日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) が開催

**[中国] 常 杪**  
 —清華大学環境学部環境管理と政策研究所

1. 国家環境保護総局が「区域限定批准」により汚染排出を管理
2. 国家標準委員会と衛生部による「生活飲用水衛生標準」(GB5749-2006)を7月1日から正式実施
3. 省エネルギー法 (改正) の公布
4. 第一回全国汚染源調査事業の開始

**[インド] カリパダ・チャテジー**  
 —ウィンロック・インターナショナル・インド

1. 気候変動に関する首相諮問委員会が発足
2. インドのCDMと持続可能な開発
3. 国家生物多様性行動計画 (草案) —環境森林省 (2007年8月)
4. クリーンエネルギーへのアクセス向上
5. エネルギー効率・再生可能エネルギーに関する政策事例
6. 気候変動の影響への適応
7. 「気候変動」と「持続可能な開発」の統合

**[アジア太平洋地域] サトワント・カウル**  
 —国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. 温室効果ガスを削減しなければアジアが飢餓と水不足の危機に
2. 画期的な報告書が貧困削減における生態系と天然資源の重要な役割を強調
3. アジア太平洋地域の閣僚が環境・保健対策の決意を表明
4. 急速な氷河の融解で洪水と水不足の恐れ
5. 中国がオゾン層破壊物質の生産工場を閉鎖

**[インドネシア] アニ・マルディアストゥティ**  
 —ボゴール農科大学森林学部

1. インドネシアがREDDへの参加意欲を表明
2. 違法伐採に対するインドネシアの取り組み
3. ハラバン熱帯雨林で画期的な生態系回復計画が発足
4. インドネシアは「災害のスーパーマーケット」
5. 「パプアの生態系」(The Ecology of Papua) が完成 —新種の命名権がオークションに

**[中央アジア地域] マケエフ・ターライバク**  
 —中央アジア地域環境センター (CAREC)

1. 国連閣僚会議 (ベオグラード) の開催
2. GTZ主催の砂漠化防止ワークショップが中央アジアで開催
3. 情報通信技術を活用したオース条約の実現
4. イリ川・バルハシ湖流域住民のための安全な飲料水確保

**[日本] 原嶋洋平—拓殖大学**

1. 地球温暖化防止に向けた新提案「美しい星50」
2. 大地震による原子力発電所の停止
3. レジ袋の削減
4. 中国の環境危機：日本への影響
5. 食品表示偽装問題

**[オーストラリア] ピーター・ウッズ**  
 —オーストラリア政府環境・自然文化遺産省

1. オーストラリア政府が京都議定書を批准
2. アジア太平洋地域における気候変動への取り組み
3. 水の安全保障に関する国家計画
4. クジラの保護を目的とした地震探査活動の指針が改定
5. 天然資源管理に関するウェブサイトの新設

**[韓国] イ・ユンミ—韓国環境政策・評価研究院**

1. 持続可能な開発に関する法律が制定
2. 史上最悪の原油流出事故にボランティアが懸命の回収活動
3. 未来の産業と期待される水関連産業
4. 廃棄物再生政策が発足
5. 新・再生可能エネルギー供給率を2030年までに9%に

**[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン／  
 ゴーラム・ラバニ**  
 —バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. コミュニティベースの気候変動への適応に関する第2回国際ワークショップがダッカで開催
2. ダッカ市にバングラデシュ初の衛生埋立処分場が建設
3. 沿岸地域にサイクロンが直撃
4. チッタゴンで雨による地滑りが発生し、80人が死亡

**[ラオス] ニョーバンサイ・ソムシー**  
 —ラオス国立大学

1. 持続可能な開発を目指し、国土管理と水資源・環境担当機関を新設
2. 森林管理分類の新戦略
3. 自然災害の予防に関する国家戦略
4. 伝統的なボート祭りに賑わうビエンチャン
5. 雨季最後の月に洪水が多発

**[ブータン] ドルジ・ペンジョール**  
 —国立ブータン研究所

1. 希少種・絶滅危惧種の鳥をめぐる論争

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ**  
 —マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)

1. 気候変動に備えて：効率的な再生可能エネルギー・イニシアチブ
2. 生物多様性：動植物再生の取り組み

3. 水不足の危機に備えた統合水資源管理
4. ごみ埋め立ての代替方法を定めた固形廃棄物処理法案を検討中

**[モンゴル] アユシュ・ナムカイ**  
—モンゴル自然環境省

1. 遺伝子組み換え生物法が制定
2. 新「森林法」が承認
3. 大気汚染軽減策の実施
4. 鉱業活動による環境影響軽減プログラム
5. 生物多様性条約 (CBD) 第3回国別報告書の作成
6. 東アジア生物圏保存地域ネットワーク (EABRN) 第10回会合が開催

**[ミャンマー] ウー・ティン・タン**  
—世界自然保護基金 (WWF) 拡大メ  
コン・タイププログラム

1. ミャンマーの野生動物取引
2. バイオ燃料は天然ガスに対抗できるか?
3. 景観保全の取り組み: ラカイン・ヨマ山脈
4. 海洋・沿岸地域の環境保全と持続可能な開発
5. ミャンマー全土で大規模なダム建設

**[ネパール] プール・チャンドラ・シュレスタ**  
—フリーランス・コンサルタント

1. 絶滅の危機に瀕する鳥類
2. ティミ・コミュニティによる汚染対策の成功例
3. 国際NGOがベンガルトラの個体数調査を計画
4. 重大な健康リスクが懸念されるカトマンズの大气汚染
5. ヒマラヤ氷河が消失の恐れ

**[ニュージーランド] ピーター・ユーリッヒ/  
ピーター・クウエンホーベン**  
—ワイカト大学国際地球変動研  
究所 (IGCI)

1. ネットオークションで排出権取引
2. バイオチャー研究計画が発足
3. 環境保全成果レビュー報告書
4. 自然保護局が管理対象の土地を拡大

**[パキスタン] ムシタク・アハマド・メモン**  
—国連環境計画 (UNEP) 技術・産  
業・経済局 (DTIE) 国際環境技術セン  
ター (IETC)

1. 世界銀行が環境アセスメント報告書を発表
2. 車の排ガス削減対策
3. カラチをクリーンな都市に: 固形廃棄物管理プロジェクト

**[パプアニューギニア] ナウス・カマル**  
—パプアニューギニア・エコ  
フォレストリー・フォーラム

1. パプアニューギニアの林業管理について国際熱帯木材機関 (ITTO) 理事会で議論
2. 政府のアグロフォレストリー・プロジェクト案に異議を唱える土地所有者
3. パプアニューギニアのエコフォレストリーを支援する融資ファシリティの設立
4. 地元NGOが先住民コミュニティ林業に対する認証資格を取得

**[フィリピン] マーリン・M・マガローナ**  
—フィリピン大学法学部

1. 廃棄物エネルギー・プロジェクトが始動
2. 世界銀行研究報告: 大気汚染によってマニラ首都圏で年間5,000人が死亡
3. 油濁補償を義務付ける新法制定
4. 地球温暖化に取り組む国家科学計画
5. トヨタがフィリピンで大規模植林プロジェクトを実施

**[ロシア] アナトリー・レベデフ**  
—地域社会活動キャンペーン・ビューロー  
(BROC)

1. アンガルスクで反原発団体が襲われ殺人事件に発展
2. 中国の水・エネルギー需要の圧力を受けるシベリア河川
3. シベリア横断石油パイプライン建設をめぐる数々の違反が発覚
4. 大きな法的・経済的变化に揺れるロシアの林業

**[シンガポール] ケン・リャン・コー**  
—シンガポール国立大学 (NUS) 法  
学部

1. 感染症法 (第137章)
2. 2007年環境汚染管理改正法
3. 2007年放射線防護法
4. 喫煙 (特定場所での禁止) 法 (第310章第3条(1)): 喫煙 (特定場所での禁止) 通知
5. 2007年国家エネルギー政策報告書 (NEPR)
6. 環境法分野の能力開発

**[スリランカ] ナラカ・グナワルデン**  
—TVEアジア・パシフィック

1. スリランカ初の石炭火力発電所建設がようやくスタート
2. 内戦よりも深刻な影響を与えかねない気候変動
3. 最高裁が国にコロンボ市の大気汚染対策を命じる
4. 「環境税」の提案に批判噴出

**[タイ] ティタヤ・ワラヌサンティクル**  
—タイ環境研究所

1. タイが原子力発電所建設を計画
2. バイオ燃料開発の進展
3. 洪水・暴風雨・地滑り対策のマスタープラン
4. アンダマン海の津波警報ブイを追加
5. タイ企業45社が炭素クレジットプロジェクトを申請

**[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー**  
—ベトナム社会科学アカデミー国際司法  
研究所

1. 米政府がダイオキシン保管地域の汚染除去に40万USドルを供与
2. ベトナムで最も美しい浜辺が原油流出の被害に
3. 首都ハノイ市がごみのリサイクルプロジェクトを拡大
4. 環境問題担当の警察部署を新設